

にして、決して土を生ずるの意味にあらず、且つ火は水を温めて之を蒸氣に變ずることを得るも、之を土に變ずる能はず、又火は金をとかすことを得るも、金は矢張金にして火の爲めに土となるにあらず、次に土生金とは土中に金を掘出すを引き來りて説明となせども、土を掘れば水を出すことを得るを以つて土生水とも云ふことを得べく、木は土より生ずるを以て、土生木とも云ふことを得べく、地震にて地の裂けたるときは火を吹き出し、及噴火山は常は火を噴出するを以て土生水とも云を得べき理なり、次に金生水とは金を火にて炙れば水を其上に浮ぶると云ひ、沙石を穿てば水出ると云ひ、金をとかせば水の如くなること云ふが如き説明あれども、其妄は余が辯を待すして明かなり、又萬曆大雜書三世相大全には其證を示して曰く、金銀や銅鐵ある所は皆水あり、諸國の金山を掘るに水の爲に妨げられて掘り難き故に、水ぬきの穴を掘るを見て知るべしと云ふ、是に至て附會も亦極れり、次に水尅火とは火は水によりて滅すとの説明あれども、水は火によりて蒸發して其形を失ふを以て、火尅水とも云ふことを得べき理ならずや、火尅金とは金は火に遇へば形を損すとの説明あれども、火は木も水も其形を損せしむる力あり、故に火尅木とも云ふことを得べき理なり、金尅木とは木は金によりて斬らるゝとの説明あれども、木を殺すものは獨り金のみにあらず、且金は土石も破ることを得るを以て、金尅土とも云ふことを得べき理なり、木尅土とは木は土を壓し、又土を穿つとの説明あれども、土を穿つものは鋤鎌の如き金器に若くものなきにあらずや、土尅水とは水は土にあへば其行を

止むとの説明あれども、水の流を止むるものは金も木も土と同様なり、且つ水は却て堤防を破り山を崩す力あるにあらずや、此の如きは水尅土と云はざるべからず、古來五行について種々の説明あれども、大抵皆此類にて今日の學理に照しては更に厘毛の價値なき者なり、但し今一例を此に擧げて其妄を示さんとす、即ち天地或問珍と題する書あり、其中に雪の色の白きは如何なる事にやとの問ありて、之に答ふる文に曰く、凡そ五行の色と云ふときは、木は青く、火は赤く、土は黄に、金は白く、水は黒し、然れば雪も水なるによりて色の黒かるべきに、白きは是母の色なり、母の色と云ふは其生ずる木を母といふ、縦令へば木生火とて錐を以て木を採むときは火出るなり、故に火の母を木とす、火の燃る中に必ず青き所あり、又燈の根も色青し、是れ母の色なり、火生土とて萬物皆火に燒かれて土となる、故に土の母を火とす、土の色は黄なれども赤土なり、是れ母の色をあらはすなり、金は土より生ず、故に金の母を土とす、金は色白き物なれども、母の土の色をあらはして黄金あり、又金生水とて水は地中の金より生ず、故に水の母を金とす、さるによりて水の色は黒けれども、母の金の色をあらはして、雪の色は皆白し、消ゆるときは水となりて、本體の黒色を顯す必然の理なり云々、此の説明に至りて實に妄証も亦甚しと云はざるべからず、又陰陽方位便覽には四時の循環の理を以て、五行の生尅を説明し木は東に位して、春を主どり、火は南にして夏、土は中奥にして四季、金は

西にして秋、水は北にして冬となすも、何故に此の如き配合を用ふるかに至りては必然の道理なきは明かにして、畢竟空想憶断に過ぎず、例へば春は草木生長するを以て木に配するが、然るに木は毎春地中より發生するにあらざして、唯新芽を枝上に開くのみ、而して其新芽も三月以後に至りて發生するなり、唯草は年々春期に發生するを以て、木を春に配するよりは、寧ろ草を配するを適當となす、故に若し五行は四時の變化について起りたるものならば、木火土金水を變じて、草火土金水となすべし、又春は東風吹くを以て、其方位を東に取るとするが、風の方位は地形位置によりて異なるものなれば、決して春の風を東に定むるを得ず、又秋は物を殺すを以て金に配するも、秋に至りて草木の枯死するは氣候の寒冷なるが爲めなり、故に物を殺す力は冬に至りて一層甚しければ、冬は金より一層鋭利なるものを以て配せざるべからず、然るに水を以て之に配するは、亦其實に合せざるを知るべし、且つ其れ五行の四時の配當は、支那の如き地球上赤道以北の煖帶地方に限ることにて、之を赤道以南の國に於いて論ずべからず、此の一事について考ふるも、其の説たるや、支那人の妄想たることと火を觀るが如く明らかなり、

然るに草木子と題する書中(第一管窺篇)天地の開發に方りて五行の次第に其形を成せる順序を左の如く説けり、

天の始めは惟一氣のみ、莊子の所謂溟溟是れなり、其の先きんする所を計るに水より先きなるは莫

し、水中の洋濁歳を歴て既に久しく精にして、而して土と成り、水土震蕩して漸く凝聚を加へ、水落ち土出で遂に山川を成す、故に山形に波浪の勢有り、是に於て土の剛なる者は石と成て而して金生じ、土の柔なる者は木を生じて而して火生ず、五行既に具りて迺ち萬物を化生して而して變化窮り無し、

此論は、希臘のターレス或はスター學派の天地説に近く、大に道理あるに似たれども、是れ亦近世の學説に合すること能はざるは明かなり、故に五行を以て有形の萬有の上に考ふるときは、如何なを説明を用ふるも、到底妄説たるを免れず、若し之を無形の氣なりとし、天地間に萬有を形成すべき五種の氣あるものに與へたる名稱なりとするときは、幾分か實際上の不合理を免かるゝことを得べし、然れども天地の氣は何故に此五種ありや、何を以て其實在せるを證せしやを難問するときは、無證の空想に歸するより外なし、畢竟するに、五行の原理既に大に誤れり、之を人事の上に應用するに至りては、妄の又妄、豈余か辯を待たんや、余参考の爲めに、自娛集卷四に五行生克論と題する一篇あれば左に掲記すべし、

五行相生は只是れ四時の代るゝ運り四氣の迭に盛んなる其の次第此の如くなるを言ふのみ、蓋し春の木は夏の火を生じ、夏の火は土の旺なるを生じ、土の旺なるは秋の金を生じ、秋の金は冬の水を生じ、冬の水は又春の木を生ず、其の相生すること自ら此の如きなり、五行の形質本と始

めより必ず之れに資りて而して生ずるに非らざるなし、若し其の形質の初めて生ずるを言へば、則ち須く水火木金土の序の如くなるべし、蓋し木の火を生ずるが如き、只是れ火有りて而して後、薪を以て相傳ふ可きを言ふなり、其の初め木より火を生ずるを言ふに非らざるなり、蓋し水火は陰陽の徴兆にして而して金木に先んじて而して生ずるなり、金、木の氣に資りて而して始めて生ずるに非らざるなり、若し木を鑽りて即ち火を生ずると言はば、即ち石を憂しても亦火生ず、一に木に生ずるのみに非らず火の土を生ずるが如き、若し火物を焚けば則ち忽ち灰と成り、灰化して而して後土と爲ると言はば、則ち尙ほ可なり、然も木の腐朽も亦土を生ず、若し土の始めて生ずる時、火に資りて而して生ずると言はば、則ち不可なり、蓋し土は即ち地、地の始めて生ずるや、天と相對して而して成る、混沌の氣、輕情なる者は運轉して天と爲り、重濁なる者は凝聚して而して地と爲る、然らば則ち土登に火に資りて而して後成る者ならんや、土の金を生ずるが如き誠には此の如し、金の水を生ずると曰ふが如きは最も理無し、水火は陰陽の始めて生ずる者前に言ふ所の如し、天下水多く金少し、天下幾多の水登に特に微眇の金氣を待て而して後に生ぜんや、水の木を生ずるは固より此の理有り、然して土能く木を生ず、其の初めて生ずる皆特に水よりして而して木を生ずるに非らざるなり、且つ五行の相尅する亦必ず然らず、木の土に尅するが如き此の理無し、木は土に資りて而して生ず土に尅すると言ふ可からず、土の水に尅する此れ堤防を以て而して言ふか、或は水中土を加

へて而して混雜すれば則ち水忽ち汚濁し、久くして而して乾涸す、是を以て土水に尅すと謂ふか、然らば水の土中に生ずる、至陰の氣聚潤するに由りて而して出づ、猶ほ木の土よりして而して生ずるがごとし、然らば則ち土水を生ずると謂ふも惟可なり、蓋し土の水に尅するは較小にして而して水の土より生ずるは常に多し、唯水の火に尅するが如きは分明なること是れ此の如し、然らば火煎熬すれば則ち水も亦耗盡す之を火水に尅すと謂はば亦可なり、火の金に尅するが如き亦固より此の如し、然らば金は火を以て鍛鍊して而して成る、則ち金も亦火に資りて而して成る有り、偏に火金に尅すると言ふ可からざるなり、金の木に尅するが如き固より此の如し、然らば火の木を焚くや盡く形質を滅して火木に尅すと謂ふ可し、夫れ生尅の理、古人の説、固より必ず然る者有り、復た必ず然らざる者あり、只是四時相生するの序にして而して萬物自然の常理に非らず、此を以て常理と爲す、意ふに是れ術者の説、附會牽合の論のみ、恐らくは聖賢至當の達論に非らざるなり、此に至りて余の五行論を歸結するに、其要點は左の數條にあり。

第一に、五行家は五行を以て天地萬有の元素と考ふれども、是れ古代の妄説にして決して今日の學説の許す所にあらざること。

第二に、假りに五行は萬有の元素なりと許すも、其生尅の理は理論實際共に合格せざる附會説にして、今日の社會にありて談るべからざること。

第三に、假りに五行生尅は道理に合するものと定るも、之れと人事とは全く關係なきものなれば、

五行の順逆によりて吉凶を判定するは妄中の妄説なること。
第四に、假りに五行と人事と關係ありとするも、支那及其隣邦一二の國を以て限りとせざるべからず決して之を全地球の諸國の上に應用して論ず可らず。

之を要するに今日我邦にて五行を唱ふるものは、支那崇拜の最も甚きものにして自ら妄の妄たるを知らざるものなり、何者其論者は曰く、此説は書經の洪範に出て聖賢之を傳へりと、是れ支那の太古を以て圓滿完美の黄金世界となし禹王箕氏の如きを以て萬學諸理に曉通熟達せるものと信じ、諸學諸術の道理一切支那にありて具備せりと考ふるものなればなり、何ぞ其見の井蛙にひとしきや、是れ實に管中の天地に住するものなり、豈其愚を笑はざるを得んや、既に五行の原理の妄誕不經たる、以上は、之れに基きて講ずる所の開運觀理の諸術は問はずして其妄なるを知るべし、若し我邦の五行家に於て余が批評に服せざるものあらば、宜く泰西に行はる、所の哲學を講究して靜に考察すべし、必ず大に悟る所あらん、是れ余が五行を以て陳腐説となす所以にして、之に代用すべき今日の學理に基きたる新法を組織せんことを企圖する所以なり、其方法に至りては本部門講義の結論を待て之を公にすべし。

第十九節(十干十二支) 十干十二支はまた五行の配當より出でたるものにして、十干は天に配し、

十二支は地に配す、天にありては氣にして、地にありては形を成す、其氣は之を寒暑燥濕風の五運とし、之を五行に配すれば寒は水氣、暑は火氣、燥は金氣、濕は土氣、風は木氣なり、此の五種の運氣地に降りて木火土金水の五行の形象をなす、之を十二支に分つ、十二支に鳥獸の名を命じたるものは唯便宜に従ふのみ、決して鳥獸其の物に意味を有するにあらず、名けて之を干支といふは幹より枝を生ずるが如しとの意なり、此の十干十二支を五行四季方位に配當すること左の如し。

甲乙春	丙丁夏	戊己土	庚辛金	壬癸水
亥子北	寅卯東	巳午南	申酉西	辰戌中央

十干十二支の起原につきては歴史講義及河圖洛書示蒙抄等の諸書に示せるも、今此には示蒙抄の文を擧ぐべし。

清陽は天となり、五行彰て十干立つ、濁陰は地となり、八方定りて十二支分る、運移り氣遷りて歳々盈虚紀すべし、上升下降して物々變化期すべし支干配合して共に妙用に臻るゆゑ也、而して干の目何人に始るや詳ならざれども、黄帝の大撓甲子を造りて時を正す云々。
十干に陽干陰干の二種あり、甲乙は共に木性なれども、甲は其の性強く、乙は其の性弱きを以て、其の一を陽干とし、他の一を陰干とす、通俗に十干を稱してエトといふ、なほ兄弟といふが如し、甲

は兄にして乙は弟なり、此の十干を十二支に配當するときは、六十支となる、之を年配すれば六十歳にして干支一周するものとす、其の六十支につきて各支各皆性質を異にするなり、之を納音と稱す、其の配當を示すこと左の如し。

甲子乙丑	海中金	戊辰己巳	森木	壬申癸酉	銅金
丙子丁丑	澗下水	庚辰辛巳	銀金	甲申乙酉	井泉水
戊子己丑	竈火	壬辰癸巳	長流水	丙申丁酉	山頭火
庚子辛丑	壁土	甲辰乙巳	燈籠火	戊申己酉	大澤土
壬子癸丑	桑木	丙辰丁巳	砂中土	庚申辛酉	柘榴木
丙寅丁卯	爐中火	庚午辛未	路傍土	甲戌乙亥	葬火
戊寅己卯	深山土	壬申癸未	楊柳木	丙戌丁亥	屋上土
庚寅辛卯	松柏木	甲午乙未	砂中金	戊戌己亥	平地木
壬寅癸卯	鐘金	丙午丁未	池水	庚戌辛亥	釧金
甲寅乙卯	水澤水	戊午己未	天上火	壬戌癸亥	大海水

干支の起原及び名稱につきては、中古叢書及和漢曆原考に出でたるものあり、参考のため左に之を掲ぐべし。

一、幹支起原

世本に曰く、大撓甲子を造ると、呂氏春秋に曰く、黃帝大撓を師とす、黃帝内傳に曰く、帝既に蚩尤を斬り、大撓に命じて甲子を造りて時を正しうすと、月令章句に曰く、大撓五行の情を探り、斗剛の建る所を占ひて、是に於て始めて甲乙を作りて以て日に名け、之を幹と謂ひ、子丑を作りて以て月に名け、之を支と謂ふ、支幹相配し、以て六旬を成す。

劉氏通鑑外紀に云く、黃帝大撓に命じ、五行の情を探り、斗剛の建る所を占ひ、始めて甲子を作る甲乙、丙丁、戊己、庚辛、壬癸、之を幹と謂ひ、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥、之を枝と謂ふ、枝幹相配して以て日に名け、而して定むるに納音を以てす。

明遠按するに、幹支の稱、其の始まる所を詳にし難し、但歳を記し時を定むる、此に待ちて而して素れざれば則ち其の上世に起るや知る可し、然らば則ち其の以て黃帝大撓に命ずと爲す者、或は據る可きのみ、通鑑外紀に、皇王大紀等の書、又天皇氏に始まると爲す、而して闕逢、困敦等の名を以て其の定むる所(闕逢は甲を云ふ)と爲す、夫れ天皇氏は遼たり尙し、荒洪の世を以て安んぞ其の稱謂有るを得んや、此れ蓋し司馬貞の補せる史記に其歳名を天皇氏の下に收むるを以てなり、故に爾雅の言ふ所に就くのみ是を以て今は取らず。

二、幹支名稱

周禮の春官馮相氏云く、十有二辰、十日は、賈公彦の疏に云く、十有二辰は、子丑寅卯之れ等を謂ひ、十日は、甲乙丙丁、之等を謂ふ。

史記律書云、十母十二子、素問六節藏象論云、天有二十日、日六竟而周甲、又本病論云、天地二甲子、十干、十二支。

禮月令に云く、春は其の日甲乙、夏は其の日丙丁、中央は其の日戊己、秋は其の日庚申、冬は其の日壬癸。

靈樞陰陽繫日月篇に云く、寅は正月、卯は二月、辰は三月、巳は四月、午は五月、未は六月、申は七月、酉は八月、戌は九月、亥は十月、子は十一月、丑は十二月。

淮南子天文訓に云く、凡そ日の甲は剛乙は柔、丙は剛丁は柔、以て癸に至る、甲乙寅卯は木なり、丙丁巳午は火なり、戊己は四季の土なり、(按ずるに四季は辰未戌丑を謂ふなり) 庚辛申酉は金なり、壬癸亥子は水なり、又云く、正月寅を指し、二月卯を指し、三月辰を指し、四月巳を指し、五月午を指し、六月未を指し、七月申を指し、八月酉を指し、九月戌を指し、十月亥を指し、十一月子を指し、十二月丑を指し終りて而して復た始まる。

天中記に蔡邕の獨斷を引て云く、其の名十有り、亦十母と曰ふ、即ち甲乙丙丁戊己庚辛壬癸、是れなり、支は枝なり、其の名二十有二、亦十二子と曰ふ、即ち子丑寅卯辰巳午未申酉戌、是れなり。

戊、亥、是れなり、明達按ずるに、十干は陽なり、以て日の名と爲して而して天の運行に屬す、是れ其の五行を十にして各陰陽有り、蓋し甲は木の陽、乙は木の陰、之れなり、十二支は陰なり、以て月の名と爲して而して地の方位に配す、之れ其の五行を十二にして亦各陰陽有り、蓋し亥は水の陰、子は水の陽之れなり。

三、幹支名義

(甲)史記律書に云く、甲は言く、萬物符甲を割て而して出づるなり、漢書律曆志に云く、甲に出甲す許慎の説文に云く、甲は東方の孟に位し、陽氣萌し動く、木の孚甲を戴くの象に従ふ、鄭玄の月令の註劉熙釋名の解する所、律書に同じ、(乙)律書に云く、萬物生じて軋々たるなり、律曆志に云く、乙に奮軋すと、白虎通に云く、乙は物の蕃屈して節有り、釋名に云く、乙は軋なり、抽軋よりして而して出づるなり、説文に云く、乙は春の草木の克く曲りて而して出づるを象る、陰氣尙ほ強し、其の出づるや乙乙たるなり、徐曰く、乙乙は未だ展びざるなり、(丙)律書に云く、陽道著明故に丙と曰ふ、律曆志に云く、丙に明炳たるなり、釋名に曰く、丙は炳なり、物生じて炳然として皆著見するなり、月令註同じ、(丁)律書に曰く、丁は萬物の丁壯なるなり、律曆志に曰く、大に丁に盛んなり、釋名に曰く、丁は壯なり、物體皆丁壯なるなり、白虎通に曰く、丁は強なり、(戊)律曆志に曰く、豊に戊に懋たり、月令註に曰く、戊の言たる茂なり、萬物枝葉皆茂盛す、類書纂要に曰く、戊は固なり、三陰彰かに露

はれ、物己に固を成すなり、(己)釋名に曰く、己は紀なり、皆定形有りて紀識すべきなり、月令註に曰く、其の含秀なる者抑屈して而して起る、白虎通同じ、類書纂要に曰く、己は巳なり、言く、陰氣物を殺して物將に收成せんとするなり、(庚)律書に曰く、陰氣萬物を庚す故に庚と曰ふ、釋名に曰く、庚は猶ほ更のごとし、庚は堅強の貌なり、説文に曰く、萬物庚として實有るなりと、月令註に曰く、庚の言たる更なり、萬物肅然として改更す、律書に曰く、庚に斂更す、(辛)律書に曰く、萬物の辛生する故に辛と曰ふと、律書に曰く、悉く辛に新たなり、白虎通に曰く、辛は陰の始めて成るなり、釋名に曰く、辛は新なり、者皆收成するなり、月令註に曰く、秀實新に成る、(壬)律書に曰く、壬の言たる任なり、言く陽氣萬物を下に任養するなり、律書に曰く、壬に懷任すと、釋名に曰く、陰陽交接懷妊するや子に至りて而して萌すなり、(癸)律書に曰く、癸の言たる癸なり、言く、萬物癸度すべし故に癸と曰ふ、釋名に曰く、癸度して而して生ず、乃ち之を出すなり、月令註に曰く、揆然として萌芽す。

(子)律書に曰く、子は滋なり、言く、萬物下に滋るなり、律書に曰く、子を孳萌すと、釋名に曰く、子は孳なり、陽氣始めて下に萌孳するなり、白虎通に曰く、子は孳なり、孳は己無きなり、(丑)律書に曰く、丑は紐なり、言く、陽氣上に在りて未だ降らず、萬物尼紐未だ敢えて出でず、釋名に曰く、丑は紐なり、寒氣自ら屈紐するなり、(寅)律書に曰く、萬物の始めて生ずる蟻然たるが故に寅と

日ふ、律書に曰く、寅に引達す、釋名に云く、寅は演なり、生物を演るなり、(卯)律書に云く、卯の言たる茂なり、言く、萬物茂るなり、律書に云く、卯に冒卯す、師古曰く、卯は叢生なり、説文に云く、卯は冒なり、二月萬物地を冒して而して出づ門を開くの形に象る釋名に云く、卯は冒なり土を載冒して而して出づるなり、(辰)律書に、辰は萬物の蟄なり、律書に云く、辰を振英す、説文に云く、辰は震なり、三月陽氣動き、雷電振ひ、民震ふの時なり、釋名に云く、辰は伸なり、物皆伸ぶ、舒びて而して出づるなり、(巳)律書に云く巳は、陽氣の己に盡くるなり、律書に云く、巳は己に盛んなり、白虎通に云く、巳くれば物必ず起る、釋名に云く巳は巳なり、陽氣畢に布き巳はなり、(午)律書に云く、午とは陰陽交はる故に午と曰ふ、律書に曰く、午に罽布す、白虎通に曰く、午は物の消長なり、釋名に曰く、午は件なり、陰氣は下より上陽と件逆するなり、(未)律書に曰く、未とは萬物皆成りて滋味有るなり、律書に曰く、未に味爨す、師古曰く爨は蔽なり、白虎通に曰く、未は味なり、釋名に曰く、未は味なり、日中すれば則ち長く幽味に向ふなり、説文に曰く、五行の木は未に老ゆ、木の枝葉を重ねるに象るなり、(申)律書に曰く、申は言く陰に事を用る萬物を申賊す故に申と曰ふ、律書に曰く、申に堅申す、釋名に曰く、申は身なり、物皆其の身體を成し、各之を申束し、備成せしむるなり、(酉)律書に曰く、酉とは萬物の老ゆるなり、淮南子に曰く、酉は飽なり、律書に曰く、酉に留熟す、白虎通に曰く、酉とは老物收斂するなり、釋名に曰く、酉は秀

なり、秀とは物皆成るなり、(戌)律書に曰く、戌は萬物盡滅す故に戌と曰ふ、律曆志に曰く、畢に戌に入る、釋名に曰く戌は恤なり、物當に收斂して之を矜恤すべし、亦言く、脫なり、落なり、(亥)律書に曰く、(戌)は該なり、言は陽氣下に藏するが故に該るなり、孟康曰く、闕は藏塞なり、陰陽氣を雜えて藏塞して萬物の爲めに種と作るなり、律曆志に曰く、該、亥に間む、釋名に曰く、亥は核なり、百物を收藏して、其の好惡眞僞を核取するなり、亦言く、物成りて皆堅核なり。

之を要するに、干支は全く、五行に基くものなり故に已に五行の不合理なる以上は干支も亦不合理なるを辯を俟たず、且つ干支の説も地球の一隅に位せる支那一國にありて想像したる井蛙の見にして、世界全體の上に觀察して得たるものにあらざること明かなれば、學術上考究する價値なきことは勿論なり、況んや之を以て人の性質に配し、之により運不運吉凶等を占定せるは、其不稽も亦甚だしといはざるべからず、其詳かなるは後の鑑術篇に於て論すべし。

第二十節(二十八宿) 二十八宿は支那古代の天文説にして、今日の天文學に照して取るに足らざることは論ずるまでもなし、然るに此の二十八宿を人に配當し、之によりて亦吉凶等を占定するは、其の妄干支五行と異なることなし、二十八宿は天界を分位して東西南北四方に各七宿を配したるものなり、其の表左の如し。

東角亢氐房心尾箕
南奎婁胃昂畢觜參
西斗牛女虛危室壁
北井鬼柳星張翼軫

西	斗	牛	女	虛	危	室	壁
南	奎	婁	胃	昂	畢	觜	參
北	井	鬼	柳	星	張	翼	軫

此れ等各宿の位置性質等に關しては之を述べたる諸書少からざれども、今は必要なが故に之を略すべし、近くは和漢三才圖會卷二を見るべし、此星宿の起原につき漢事始に左の如く記せり。

馬總が通曆に云、地皇氏星辰を定め玉ふ、後漢の天文志の注に云、黃帝星次を分ちたまふ、禮記に云、帝嚳よく星辰を序で給ひぬ、これによりて見れば地皇氏始て星辰とし、黃帝又之を名づけ、帝嚳に至てその序をなせるなるべし、劉昭が補漢志には、黃帝星次を定め玉ふとあれば、十二次二十八宿の度、みな黃帝より之を始め玉ふ(以上事物紀原)、先儒の説を按ずるに、星は是氣の精英の凝聚するもの也、蓋し天の積氣を辰とす、凡そ天の星なき所みな是辰也、猶ほ地の土の如し、積氣の中光耀あるものを星とす、二十八宿及聚星是也、猶ほ地の石の如し云々。

又宿曜經に星宿の事あり、
夫れ宿直を取るは、皆月の宿に臨む處、則ち是れ彼の宿の當直なり、又月の行くに遲速あり、宿と月とに復南北前後の隨合有り、如何か知るべき、則ち後の頃の言を以て之を求めば解す可し、頃に

曰く、

六宿は未だ到らず月に合ふと名く。

十二宿は月の左右に合ふ。

九宿は積の母に随つて行くが如し。

奎宿より數へて應當に知るべし。

頤に六宿未だ到らず月に合ふと名くと言ふは、則ち奎より婁、胃、昂、畢、觜まで此の六宿は月未だ宿に至らざれば、則ち彼の宿直と名くるなり、十二宿は月の左右に合ふとは、則ち參井、鬼、柳星、張なり、九宿は積の母に随つて行くが如しとは、則ち月を配して母と爲し、宿を配して積と爲す、則ち月は宿の前に居り、宿は月の後に居る、積の母に隨ふの像の如きなり、當に此の頤を以て復之を天に驗すべし、則ち宿日は之を用ふるに差ふこと無し、此れ皆大仙の密説なり、

又俗間に二十八宿の占法を用ふるものあり、近年印行せる天元二十八宿指南と名くる書の序に、古へ聖人易をつくり八卦を遺して、天下庶民に授け知識を導き玉ふ、されば此天元二十八宿も則ち易學の一にして、我れ彼れと共に開運家福を願はんと欲するものは信じて疑ふべからざること明かなりとありて、其の中に二十八宿によりて吉凶を知る方法を指示せるも、これ固より信すべきものにあらず、而して其の説くところ皆五行説に基づくものなれば、其の妄亦干支と異なることなし、

第三講 占考篇

第二十一節(占考論) 占考とは天然の間に自然に起りたる現象變化を觀察して、吉凶禍福を考定するものをいふ、例へば天氣を見て吉凶禍福を判じ、或は草木によりて祥瑞を知るが如き皆此の類なり、其の中にも天氣の晴雨、年の豊凶を豫知するが如きものは、多少從來の經驗より來れるものなれば、全然之を以て妄説となすこと能はずと雖も、天地自然の現象變化を觀測して直ちに人事上の吉凶禍福を判定せんとするが如きは、毫も必然の道理あるものにあらず、而して今此等の想像の世に起りし次第を考ふるに、畢竟一は世界に有意の神ありて萬有を支配し、人間も亦萬有と同様に其の支配の下に立ち、神は人間の善惡を賞罰するに天地の上に變化を起して其意を示すものなりと信ぜしによる、或は天人もと皆一氣なるが故に、天地人三歳の間に自ら氣の交感應合するありて、一方の變動は必ず他方に表現すべしとの想像に基きしに由る、第一の有意神の説は耶蘇教等のいふ所にして、第二の交感説は儒教の理氣論を立つるもの、説く所とす、然れども此の二者は今日の學術上より見るときは共に許すべきものにあらず、よしや支那哲學の所謂天地一氣論の如きは頗る道理あるものなりとするも、之を實際に應用して人事上の吉凶禍福は總て天地自然の上に顯現するものなりといふに至つては固より論理に合はざる妄説なり、若し果してかゝる道理の成立するを得るものなりとせば、天地の

現象によりて獨り人間の吉凶禍福を判じ得るのみならず、亦之によりて草木の變化をも察し得べく、草木の變化によりて更に禽獸の災害、禽獸の災害によりてなほ山川の變動をも知られべき道理なり。また何ぞ必ずしも人事の吉凶禍福のみに限るの理あらんや、さりながらかゝる説の謬妄なることは荷も事理を辨するものには證明を要せずして知るべし。

第廿二節(天氣豫知法) 占考法中獨り天氣豫知法は多少從來の經驗によれるものなれば、幾分の道理ある者なりと雖も、一般に世人の信する所の中には妄説とすべきものも亦多し、例へば十干十二支の上に於て甲子の日には天氣如何、丑の日、辰の日は如何など、干支を日に配して晴雨を判断するが如きは皆取るに足らず、其の他天文の有様より推測すと稱するものも、人智未開の當時の經驗に基くものなれば、原因結果の關係をも究明することなく、僅かに二三の事實より憶測して得たるものを不變の理法と定めたるものなれば、是れ亦固より信すべきものにあらず、さりながら天氣豫知法と稱するものの中には多少参考となるべきものもあれば、數書に見えたるもの、中より左に掲げて讀者に示さん、先づ其引用参考書目を掲ぐることに左の如し、

- 廣益祕事大全 旅行用心集 日用晴雨管窺 東方朔祕傳置文
- 初學便蒙集 萬寶部事記 錦囊智術全書 日本居家秘用
- 花月草紙 安政雜書萬曆大成 日用早覽初編 年中吉事鑑

次に天氣の晴雨は部類に應じて左の如く分つ、其中重複したるものもあれども異書に出づるものなれば其儘之を掲ぐ、

晴の部

數日、雨降りて、後、朝くもりて、やうく遅く晴るゝはよし、○日の入るとき、よく照るは晴れ、又日入、雲赤けれども、其色かはらず、漸く薄くなりて消ゆるはよし、又日の入るとき雲なく、日のかたち見えて入れば、明日も雲はれて、天氣よし、赤き雲氣日の上下にあり、色變ぜずして、漸く薄くなる時は、晴れて又風も吹かず、○日に耳ありて南にあるは、晴、兩方に耳ある時は、雨なし、又耳ながくして下へたるゝは、久しく、晴と知るべし、○月の暈、忽ち消え去るは、晴なり
○西風、北風は多くは晴、就中北風は西風より愈よし、戌亥の風は必ず晴る、故に、戌亥風を日吉と云ふ、○日の入るとき、よく照るは晴、○節季交るの日、暮霞するは、必ず晴天なり、雪中に雷あれば、百日まさに晴多きなり、○日月の暈氣全く去るものは、晴の兆なり、○流星東より南へ向ひ去れば晴なり、○天の河に若し雲氣往來することなく明朗なれば、其旬中は必ず晴多し、○六甲

- 掌中和漢年代記 相庭高下傳 商家祕錄 曆日講釋
- 新撰八卦 曆講釋 天保大雜書 和漢三才圖會
- 博物筌

の日、(六甲とは、甲子の日を一甲とし、甲寅の日を二甲とし、甲辰の日を三甲とし、甲午の日を四
 甲とし、甲申の日を五甲とし、甲戌の日を六甲とす) 天氣晴明なれば、一旬十日の内、晴れ多し、
 ○雨天に於て、琴、三味線、鼓、太鼓の鳴音爽かなるは翌日晴る兆也、鶯、夕方に鳴けば、明日晴
 る、なり、○鶴仰ぎて鳴くは、晴を告ぐるなり、雨後に天曇りても一星の見るべきあれば、其夜、
 必ず晴れ、明日も晴る、ものなり、虹の下雨ふるは、晴れ、○朝西に紫の雲立つは、晴のしるしな
 り、○久しく雨降りて後、雲巽へ往けば、晴る、なり、○日の出るとき、雲日向ひて東の方へ行
 くは日和よし、日の出るとき、虹たつとも日和よし、東の方に立つともよし、朔日晴れて、日和けれ
 ば、三日までよく、三日までよければ、十二三日までよし、十五日(望日)晴て天氣がよければ、十
 二日間打續きて天氣よし、三日月のさき、とがるも、日和よし、又三日月のさきとがり、月の光り
 つよければ、其月中、日和よし、○四、五、六月までは、西風、南へまはれば日和よく、十一、十二、
 正月までは、まぜ、西南へ回れば日和よし、○いなびかり、みだれてきりめくは、雨晴れて、風
 も吹かずと知るべし、其の南風は日和なり、○雉子の尾を立て置いて試むるに、尾、直にたてば必ず
 日和なり、朔日日和なれば其月中日和多し、久しく雨ふれば庚の日晴る、久雨はまた丙丁に晴る
 ○狗青草を喰へば晴る、○秋の夜ばかりは北風にて晴る、○暮霞千里を行くべしと云ふことあり、
 晴る、ことなり、○二月の末、三月の初旬、山野霞むは、朝十時迄曇るとも、西風又は北風にて吹

きあけ、四ツ過より、晴る、こと、しるべし、夏至東南の風あれば晴る、

雨の部

惣て夜の十二時晝の八時若くは四時より降り出す雨は長雨にて、晝の十時若くは六時の降出しは暫
 時にして日和となり、又夜の八時、四時及晝の十二時の降出しは大抵バラ／＼雨にして長く降るこ
 となく、晝の二時六時及夜十時の降出しは、僅か半日を待たば忽ち晴天日和となるなり、○東風は
 通常雨になるべきものなれども、入梅と土用には降りつゞき来りたる雨も却て晴れ、東風急なると
 きは夜晴れを司る、春夏、西北の方より吹き来る風は雨を報じ、秋、西より吹けば雨必ず降る、冬
 の日、南風吹けば霜を司る、西風、北西風は日和にして、東風、南風は雨風なり、○流星南へ飛べ
 ば晴れ、西へ飛べば雨降り、月の出色の白きも雨、月のかさに星あるも雨、月の光強きも雨、朝、
 虹、西に有るは三日の中に雨降るの兆なり、○雨降らんとしては、礎濕ふものなり、烏水をあびる
 は必ず雨の印、鳩鳴てかへす聲あれば晴れ、かへす聲なきは雨の印なり、朝に意鳴けば雨降り、夕
 に鳴くは晴る、なり、竈の煙もや／＼として下へさがるは雨にして、直に立昇りて滞るなきは晴れ
 なり、○天一太郎、八専次郎、土用三郎、寒四郎とは、天上が朔日にあたるを天一太郎と云ひ、八
 専が入て二日目を八専次郎と云ひ、土用が入て三日目を土用三郎と云ひ、寒が入て四日目を寒四郎
 と云ふ、何れも此日に於て雨降るときは、天氣あしくなるものなり、○又出雲、入雲にて日和を豫

知すること、國によりて異り、大阪にて雲のあし丑寅の方へ行くを入雲といひて雨となり、又未申の方へ行くを出雲と云ひて此も亦雨となれども、風強く吹く時は日和になることあり、○天氣、時候は國所によりて異り、同一の定義を以て之に附すべからざるも、大凡關東は、西風にて晴、東風にて雨降る、關西は、西風にて雨降り、東風にて晴るゝが通常なり、
雨降豫知に關する古諺あり、即ち

降霧 照霧 立霧 降霧

ふつきりは、つつきり、 たつきりは、ふつきり、
右の諺は一般日和を知るの妙語にて、霧降れば天氣となり、霧立ち上れば雨となること疑なし、其語簡にして、其實に當れるは妙語と云ふべし、○日の出、黒きは雨にして、青く白きは風雨なり又日の出づるとき晴れ、やがて曇りて晴ざるは、又風雨となるべし、數日雨降りて後ち日出で、はやく晴るは却て雨降る、○日の入る時、よく照るは晴れ、雲の中に日入るは、夜半の後に雨となる然らずば明日必ず降る、黒雲日の入につゞくは、明日天氣よからず、○日に耳ありて、北に見ゆるは雨、○新月仰のきて上にたまりあれば其月雨多し、新月の下に黒雲横はれば、翌日雨降る、○月始めて生じ、形大にして幅小なるは、三日の中に雨ふる、○日の色、赤く、夜、月の色白きは、雨の兆なり、○久雨の時、暮れかた俄に雨止み。雲ひらけ、満天星見ゆるは、其夜に天氣あしくな

り、翌日必ず雨ふる、星、常より大に見ゆるは雨なり、○日の暈は雨降る兆なり、但し朝日にかさありて、やうやくに消ゆるときは晴なり、○月の暈は雨、黒氣あるも雨、しかれども春霞、花曇りなど云ふことあれば、たとひ暈ありても雨降らざることあり、○東風急なれば簀笠を備ふべし、東北風も雨、南風は、その日忽ちには降らず、明日若くは其日の暮には必ず降る、○春北風吹けば時雨多く、秋は西風にて雨ふる、南風は四時ともに雨ふる、併し南に海あるところ、及東に海を受けたるところは、雨ふらぬところもあると云ふ、○土、死すと云ふ事あり、その濕多く、濕不足し又は前年の大寒、小寒に極寒して、水氷とけざるとき、大極寒にあうて死するなり、故に田畑の土、春の陽氣をうけて、よくさり、作物よく繁れども、土、死して氣力なき故に、五穀生長短かくして、虫つくものなり、此年は大風の難はなけれども、霖雨、大雨の難あり、○朝霧急に起れば、必ず大雨あり、久しく陰晦りて、朝忽ちに霧起るときは、午の後に必ず雨あり、朝開き再び覆ふ者は、雨の徴なり、節季交るの日、朝霞は門を出ずして、必ず雨あり、○春、雷始めて起るとき、其聲依々として大に震はざる者は、雌雷なり、其年雨水多し、○凡て雷聲呵烈なるものは、雨、大に降ると雖も、必ず晴やすし、雷聲殷々として呵ふものは、卒然に晴れ難し、○一夜雷、鳴れば雨降ること三日止まざるなり、○初雷、子の方に當て鳴るときは、其年雨降ること多く、辰巳の方に鳴れば雨電五穀を損ず、○夏月、雨降て後に雷なるは、雨再び大に降るなり、虹、見はるゝときは多

くは陰雨あり、其色蒼白なる多くは雨なり、○日輪、始て出るときに暈氣あれば、其日必ず雨あり、其色の白きは風雨なり、凡そ日月の暈氣、漸々に盛にして、暈氣中、暗黒なるは、必ず雨あり、○日の出るとき東の方に黒雲いで、又赤き雲あるときは、四五日も打續きて、日和あしく、日の出るときは、若くは出る前に、日あしきせば、雨又は風吹くなり、凡て青雲あれば甲乙の日、赤雲は丙丁の日、黄雲は戊己の日、白雲は庚辛の日、黒雲は壬癸の日、何れも雨降る、○俗諺に曰く、雲、東に行けば雨跡なく、雲西に行けば馬泥に濺ぎ、雲、南に行けば水そよひ深し、雲、北に行けば雨便ち降る、又曰く、大雨將に至らんとするに、其雲甚重潤なるものなりと、○流星東より西に向て流去すれば、明日雨降り、西より北に流る、は、風雨大に起る、北より東に去るは連日雨降り、北より西に去れば雨水田地をひたす、(但夏月は此) ○夜間天の河を望み、其中に微星多きを見るときは、雨多きなり、天河の中に黒雲あつて往來するは、黒猪波レ河と云ふ、當夜必ず風雨あり、六甲の日、及五卯の日、夜間天河を見るに、(五卯とは乙卯丁卯己卯辛卯癸卯なり)若し雲氣其間に往來することあらば、其旬中必ず風雨多し、六甲の日、若し雲氣あつて、日月及北斗星を蔽ふときは、其旬中十日の間、天氣陰鬱雨多し、又六甲の日、雲氣あつて四方に合ふときは、皆當日雨降る、其雲多きは雨多く、少きは雨少きなり、○上弦の月(六日七日迄の月)傾き尖れば、雨なく、平に直ぐ横たはれば、雨降ること、俗間常に云事にて、人々皆知れり、然るに經驗にては

上弦の月、側ち傾く時、却て雨降ることあり、また上弦の月の平らかに穩なりとして、雨降るべきに、却て雨の降らざること稀にあり、○日の暈、一重なるは小雨、二重なるは雨風、三重なるは凶しと知るべし、申の時より後に、日の兩脇に耳の如く雲あるは、明日雨ふると知るべし、○日のかたかたに雲あるは、半の日降りやみ、兩脇にあるは、長の日降り止むなり、○朝日赤くして地をやくは、小雨降ると知るべし、○虹立て西にあらば、明日必ず雨降るべし、○西北の方に電光見ゆるは、雨降るべし、夏の電は大雨なり、東の方に電あるも、南の方にあるも、同じく大雨なり、北の方にあるは雨風なり、夜ぬえの二聲なくは雨なり、飛蟻の出づると、魚の水上に躍るとは、皆な雨風のしるしなり、○朝霧には雨ふり、卯の刻に風ふけば、其日雨ありと知るべし、月既に畢宿をはなれば雨降ること車軸をながす、梢に風そよくと吹き、礎ぬれて雌鳩飛回り、ぶゆのむらがり飛ぶは、皆雨の驗なり、○西北の方に黒雲起るは雨なり、夏、雷おびたしく赤き雲、日の出に

出るは雨なり、魚鱗の如くなる雲、起るは雨降らねば風吹くべし、○秋は東南の方より風吹けば雨降る、夏と、秋との境に、大風あれば、必ず雨降り、大水あるべし、申子辰の時に降り出す雨はながく、巳酉丑の降出しは頓て日晴るなり、寅午戌の降出しは降りふらず曇る、亥卯未の時降り出しは、やがて日晴るなり、○寅卯の時、寅卯の方に帯の如くなる白雲、又黒雲たなびくは、甲乙の日、必ず雨ふる、辰巳の時、辰巳の方に白雲、及黒雲たなびく時は、丙丁の日雨ふる、午未の

方に白雲、黒雲ありて、日を襲ふは、戌亥の日雨ふる、旺相の日雨ふれば萬物を損ひ枯らすなり、
○陽の月は、風の後に雨ふる、三月の霜、降りて後、必ず雨ふるなり、○朝起きて何となく氣分勝
れず、頭かゆく、耳熱つく、貌ほかくとし、た虫、がん瘡等わるかゆき時は、近き中に雨降る、
○琴、三味線、鼓、大鼓等の鳴り音よからぬは、雨の降るしるしなり、朝鶯鳴けば雨降る、鶏、お
そくとまるは雨、鳥、雀、等かけりとんで天に騒わぎ舞ふは、雨風のしるしなり、鶴、うつむきて鳴
くは雨降ることを告るなり、水鳥木にとまれば必ず雨ふる、猫、青草をかめば雨ふる、蜻蛉、忽ち
に亂飛するは雨、蚊、空に集れば雨あり、牛、吠ゆれば天曇り雨風あり、晴雨は雉子の尾を立て、
試むべし、雨降らんとするときは尾、必ず垂る、天に雲なくして、北斗の上下に雲あれば、五日の
中に大雨降る、夏、俄にあつきは雨ふる、春の日寒きは雨多し、○八專に入りたる翌日は雨ふる、
俗に八專の丑降りと云ふ、○正月元日、日、未だ出でざるとき、黒雲、東にあれば春、雨多し、
南にあれば、夏、西にあれば秋、北にあれば冬に雨多し、立春の後、第五の戌の日を社日と云ふ、
此日多くは雨ふる、八月十五夜に雲あれば、來年正月十五日雨降る、十二月に於て雷、雪の中にな
れば曇り、雨降ること久し、寒の中に雨多くふれば、來年、雨しゆく、水、出づ、○月の廿五日を
月交と云ふ、此日雨ふれば、久しく陰るなり、○乙の日、大風ふけば、丙丁の日雨ふる、酉の日、
大風吹けば、大雨ありと知るべし、○毎月四日、十四日、廿四日の風は番の風と云ふ、此日子、丑

にあたるときは雨ふる、○毎朝、水の量を秤り見て、重きは雨多く、軽きは少きなり、春の霜は雨
を司り、三日を出でずして必ず降る、七月の末、辰巳より戌亥の方へ雲行けば大雨、又は大風と
知れ、

早之部

日の色、白く、夜、月の色、赤きは、早せんとする兆なり、○日の暈、赤きは、早、紫なるは、
大旱なり、○秋の夜、天象を観るに、甚だ遠く見るが如きは、早のしるしなり、明朝、露下すして
雨も亦降らず、○春、雷始めて起るとき、其聲拍々と猛烈にして、霹靂たる者は、雄雷にして、其
年早多し、○初雷、午の方に當て鳴れば、夏早多し、○雷、申の日に鳴れば、春早あり、○虹西方
にあるは早なり、赤色なる又早なり、日暈の赤きは早なり、紫なるは大旱なり、○流星、南より東
へ去れば早なり、西より南へ移れば、當年旱水の災あり、日出でて火焰の如くなる氣、上にのほるこ
とあるは、大に早するなり、月蝕の色、赤きは大に早するなり、立春の日、赤き雲氣あらば、大に
早す、○冬至の日、赤き雲氣あれば早す、秋の、巳卯の日、風吹けば、早することあり、○冬の
土用寒すること強ければ、六月の土用早なり、六月土用に雨ふれば、冬の土用に早と知るべし、○
西の方に電あるは早なり、○春多く雨ふれば夏必ず早す、春、甲子大雨なれば夏大旱し、夏、甲
子に雨ふれば秋早す、元日に雨ふれば春早す、○三月三日晴る、ときは早りし、又三月節の日、

晴るれば同じく早りす、○九月十三日晴るれば、其後早りすることあり、毎年十一月に於て雪少ければ、來年早りし、十二月朔日風雨あれば來春早りす、○十二月雷なれば、來年早りすとしるべし
○丁の日、大風吹けば早りし、巳の日に吹けば大旱す、露なければ早りとす、○立春の日、丙丁なれば多く早りするものなり、○正月朔日に於て、一天雲なきときは一年早りするものなり、○正月に於て三の巳、三の午あれば、大に早りするものと知るべし、三月三日の夜、蛙なけば早りす、○日の下に、黒雲の形、鶏のごとく、又は鶏の争ふ様あるは早りする事と知るべし、八月朔日に晴るれば冬に達して早りあり、

水の部

月、始めて生じ、形、小にして、幅、大なるは、水の禍あり、○白氣、月をつらぬくこと、夏なれば大水あり、黒氣、月をつらぬくこと、夏なれば大水、春秋も水、又は曇ると知るべし、○月の傍に黒雲起るは大水、○日の暈、黒きは大水なり、雷、亥の日になれば大水あり、酉の日も亦大水なり、立春の日、黒き雲氣あるときは洪水あり、○冬至の日、黒き雲氣あれば水なり、○蛇、木に上ることあれば必ず水あり、立夏の日に暈あれば洪水出づ、五月朔日雨降れば、水多し、夏至に日の暈あれば、大水出づ、○七月七日に雨ふれば、八月に水出るなり、○十二月朔日風雨すれば、來夏大水出づ、○酉の日、大風吹けば洪水あり、檀の木、忽然と花開けば大水ありと知るべし、正月に

於て、三の亥の日あれば、必ず大水あり、二月に於て雷の始めて起りたる時の聲、亥子の方にあれば其年水あり、十月、雷の中に雷あれば、來年五月の中に水あり、正月歲朝の風、西北なれば、大水ありと知るべし、○雹降ること多きは、大水の徴なり、○酉の日、亥の日に雷なれば、大水あり初雷、子の方になれば、百川漲る、

風の部

日没の赤青なるは、常に風にして、亂雲飛び、雲の色、紅白なるは、何れも大風なり、又夜、霧降れば、翌日大風吹き、流星東へ飛べば、又風吹く、月の色白きは、風、月の暈かさなれば、大風吹く、○山あざやかに見ゆるときは、陽風にて、山かくれて見えざれば、陰風なり、日の出赤きは、風、日入つて後、漸く紅のごとくにして、やがて色かはるは、風吹き、若くは雨ふる、日の入る時雲赤けれども、其色かはらず、漸く薄くなりて消ゆるはよし、○赤き雲氣、日の上下にある時は大風吹き、日の色黄に見ゆるは又風なり、白氣日月の上下にひろくしくは、三日の内に惡風雨あり、月に暈あるは、風必ず暈の缺けたる方より來る、月の初め、二日、三日まで月見えざれば、その月風雨しけし、○新月、下へそりて、かけたる弓の如く、上にたまりなきは、其月、雨少く、風多し
○白氣、秋月を貫くときは、風ふく、月の上下に黄なる雲、暗く覆ふは大風なり、日の暈、青く赤きは、大風、白きは風雨なり、○七八月の頃、大風ふかんとときは、必ず虹の如くにして切れたる雲た

つ、これを颶母と云ふ、冬日、くれて風和らかなるときは、明朝又風烈しくなる、○寒天の時、日の中に風發るはよし、夜發るは悪し、日の中に風やむはよく、夜半に止むはわるし、○土、生ると云ふことあり、そは冬の極寒もなく、暖にして、流れも氷らざる年なり、故に春の雨あがりに、おち風かならず吹く、此年は作物よく成長して、やまひけなければ、土、勢ひつよき故に大風吹く、されど悪風にあらざれば、作のいたみにならず、暮霧、夜起れば、明日大風あり、○俗諺に曰く、未だ雨降らずして、先づ雷聲を聞くものは、舟行を慎むべし、必ず暴風起ることあり、○夏月電光の赤白なるは、大風あり、○日暈、青黄の二色なるは、大風なり、○月の暈、半澄なるもの、東の方に向へば風あり、五穀をやぶる、西に向ふも風雨有て、五穀を害す、北に向ふは風とし、又早とす、若、重暈するときは、必ず大風起るなり、○凡て、暈氣は日月とも、其一邊を去るは風しるしなり、○朝西の方に、燃るごとき雲たつは風吹なり、天氣よきに、虹二つたつは大風なり、○流星西より東に去れば、二日の中に風吹く、○孫子曰、箕、壁、翼、軫、凡そ四宿は、風の起る日なりと云ふ、又孫子曰く、晝、風吹くときは、長く、夜、風吹出せば、短しとかや、是も理を述べたる迄と見ゆれども、出所慥なる語なり、日の出に雲あり、日の兩脇に付たるは、大風吹くべし、○午の時の前に、日に暈あるは、北風吹き、午の時後であれば、風静なり、日の暈、朝に白く、夕に赤きは、大風砂を飛し、石を動かす、日の入に黒く赤き日の色あれば、雨なし、風ありと知るべし、○朝日赤くして天をこがすは、風吹くなり、○日の光、かやくは必ず風吹くとしるべし、月の色、黄にして青きは大風あり、○虹立て東に見ゆるは、雨降らずして風吹くべく、虹立てきれぎれにちるは、風大に吹くべし、日暮に東南に虹たつも、必ず大風吹く、夏の風はいなびかりの方より吹き、秋の風は電光の方に向て吹くなり、秋の電は風吹く、冬の電も大に風吹く、○ぬえの夜なく聲一聲なるは風あり、夏秋のさかひ、星の光きらめきて白きは、風ありと知るべし、○月の廿五廿六日に雨降らずば、來月の三日、四日に大風ありと知るべし、○うは雪は大風を生じ、久しく消えざるは長く、早く消ゆるは風強し、大風吹くべき時は、前日より大海の潮、ぬるみ、ふとると知るべし、雲切れて、はやきは、大風生するなり、○虹立て跡、先、中、早く消ゆるは、俄かに大風又大雨降るべし、雨のあし細かにして、陰風生じ、太くして陽風生ず、○陰月、紫の雲立てば、大風生じ、陰の月に戌亥に雲立てば、風生じ、陽の月に、巳午に雲立てば、風生じ、陰の月は、雨の後、風生じ、陰の月、陽の風は久しからず、陽の月に、陰の風も、久しからずと知るべし、○三方に雲立て、うごくとも、北の黒雲少しありて、動かば、陰陽の風生するなり、蜀黍の根顯はれ高くからみたる年は必ず風吹く節分二十日、二十日の内外に、大風、大雨あるは、四季の陽氣、移りかはるゆゑなり、○八月のうちに甲寅、己丑の日あらば、必ず風吹くべし、○高、朝夕の外に鳴く時は風吹く、○虎嘯くときは風起る、七八月の比、大風吹かんとするときは、必ず虹の如くに

し、○朝日赤くして天をこがすは、風吹くなり、○日の光、かやくは必ず風吹くとしるべし、月の色、黄にして青きは大風あり、○虹立て東に見ゆるは、雨降らずして風吹くべく、虹立てきれぎれにちるは、風大に吹くべし、日暮に東南に虹たつも、必ず大風吹く、夏の風はいなびかりの方より吹き、秋の風は電光の方に向て吹くなり、秋の電は風吹く、冬の電も大に風吹く、○ぬえの夜なく聲一聲なるは風あり、夏秋のさかひ、星の光きらめきて白きは、風ありと知るべし、○月の廿五廿六日に雨降らずば、來月の三日、四日に大風ありと知るべし、○うは雪は大風を生じ、久しく消えざるは長く、早く消ゆるは風強し、大風吹くべき時は、前日より大海の潮、ぬるみ、ふとると知るべし、雲切れて、はやきは、大風生するなり、○虹立て跡、先、中、早く消ゆるは、俄かに大風又大雨降るべし、雨のあし細かにして、陰風生じ、太くして陽風生ず、○陰月、紫の雲立てば、大風生じ、陰の月に戌亥に雲立てば、風生じ、陽の月に、巳午に雲立てば、風生じ、陰の月は、雨の後、風生じ、陰の月、陽の風は久しからず、陽の月に、陰の風も、久しからずと知るべし、○三方に雲立て、うごくとも、北の黒雲少しありて、動かば、陰陽の風生するなり、蜀黍の根顯はれ高くからみたる年は必ず風吹く節分二十日、二十日の内外に、大風、大雨あるは、四季の陽氣、移りかはるゆゑなり、○八月のうちに甲寅、己丑の日あらば、必ず風吹くべし、○高、朝夕の外に鳴く時は風吹く、○虎嘯くときは風起る、七八月の比、大風吹かんとするときは、必ず虹の如くに

して切れたる雲立つものなり、○天氣よきに、虹二つたつは大風なり、○黒雲飛で銀河を塞ぐときは、三日の中に狂風あり、海上沖の方鳴るときは、北風吹く、○晦日に雨なければ來月の始め必ず風雨あり、○其形かやに似たる風草、又はちから草と云ふものあり、其節一つの時は其年に一度の大風吹き、二つの年には二度、三つあるときは三度、大風吹き、又節、元になれば春、中にあれば夏秋、末にあるときは冬、大風吹く、○廿五日、廿六日雨なきときは、來月三日、四日に風吹く、○月に白晝あるに、一重なれば其日、二重なれば其月必ず風雨あり、毎月四日、十四日、廿四日が卯辰にあたるときは、風雨あり、二月は天氣よくとも、辰巳の風吹くときは、其風次第に強くなり雨ふりて西風吹くべし、○夏は電の光る方より風吹き、秋は、光る方へ向ひて風吹く、虹の棒柱は大風、津浪の兆表と知るべし、

寒熱之部

日の色、青く、夜、月の色青きは、寒の兆なり、○夏の夜、星多きは、明日必ずあつし、○夏至の日雲あれば暑し、○十月に壬子の日なきときは、冬暖にして、來春寒きこと疑なし、○桐は清明の日始めて花さく、若し咲かざれば其年大に寒す、○夏至の日、雷あれば三伏冷かなり、

霧之部

流星、南より北に去るときは、明日霧降る、○凡そ秋冬にありて晴れず、曇らず、朦々として温か

なるは、露、霧のしるしなり、

露之部

秋の夜、天象下に垂れて、星、月、低く見ゆるは、明朝露深しと知るべし、四時の夜中に、天象低く垂るゝときは、必ず露あり、

霜之部

年中に桃、再び花咲けば、夏必ず霜あり、李、再び花咲けば、來春大に霜降ることあり、○秋夜、流星南より西に去れば、霜多し、○立春より後八十八日にあたる後、大に霜降る、○冬の南風は三日霜降る、○正月に於て夜寒するは高霜と知るべし、

雪之部

夏、土用の内に、南風吹て、北の方へ吹きかへしなれば、寒の内に大雪あり、毎日平旦に東方を窺ふべし、○冬夜、流星、南より西に去れば、雪多し、○冬大に寒じて小鳥、群り飛び、若くは大寒、俄に暖になる等の事あるは、皆雪の降るしるしなり、○熊、深山を出ることあれば大雪あり、蛇、深山を出るも大雪の兆なり、冬俄に暖になれば、必ずや雪降る、蔓の葉例より大なれば、此年雪深し、○三伏の中、大に熱すれば、冬必ず雨雪多し、

電之部

諸木、再び花咲けば、夏電多し、○夏月、電光の黄なるは、雹氷、降ることあり、○雷、戌の日に鳴れば、雹、田地を損す、

雷之部

凡そ夏月、朝の間に五色の雲氣、交錯して、更に赤雲有て、其間に往來して、擾亂する者は、此れ即天の威怒するなり、必ず、其日或は其夜に於て、大に雷電、風雨あるものなり、若し黄雲零少なれば、雨降ること少し、

豊凶之部

凡そ、春の霜は草木を殺し、夏の霜は草木の葉を傷り、秋の霜は草木の苗を傷り、冬の霜は草木の根を傷る、霜時にあらずして、降て草木を殺せば、其年蝗蟲有て、饑饉す、○冬の雪、一尺に盈れば、來年大に豊なり、(蓋し中國にしての考)冬月に雪降ること多ければ、歳美はしくして、人民和順也、正月に雪降て、三日の内に消ゆれば、其年豊かなり、若し七日消えざれば、秋の穀いろまらず、二月に雪降て、七日消えざれば、百果實らず、秋穀熟せず、三月に雪降て、日を経て消えざれば、秋穀熟せず、夜三月に雪少なければ、五穀實らざるなり、○初雷、丑寅の方に鳴れば、五穀やすし、卯の方五穀たかし、辰巳の方雨雪、五穀を損す、未申の方、蝗虫、五穀を傷る、酉の方、金鐵貴し、戌亥の方、五穀半熟、民に病あり、今圖を以てすれば、

東方 晝は五穀豊なり、夜は五穀半熟す、

南方 晝は年少し早あり、夜は五穀虫あり、早す、

西方 晝は牛馬に疫あり、夜は百穀熟せず、

北方 晝は大水あり五穀凶、夜は百川みなぎる、

○子の日の雷は、年大に豊なり、丑の日は、牛馬に凶く、寅の日は米穀たかし、巳の日は蝗蟲多くして、年凶なり、未の日は、民に疫疾多し、○電光は、陰、陽、相撃つて光を放つなり、燧の金石相撃て火を出す如し、電、大暑中節、前後にあれば、早稻はうすく、晚稻は大に登ると云ふ、○春の地震は、草木昌へ、夏の地震は、五穀を傷り、秋の地震は、民に疫疾あり、冬の地震は、來年大に豊なり、

九は病、五七雨風、四つひでり、六つ八つならば、さわがしき事、日二つならび出るは、四海太平、天下長久のしるしなり、昔舜帝の即位の時、日並出で、天下大に治まれりと、日出でて光なく、其色赤く、血の如くなるは、國、飢饉としるべし、○日の半分、黒く、半分白きことあるは、大に悪し、人民多く死す、又日の色黒く、光なきは、萬民、又萬物にたり損ひ破ると知るべし、○日二つ出で、一所にすれ合ひ、重りかゝる事あらば、大に國にたると知るべし、○日と月と一所に出で、日すでに月の中に重入れることあらば、是れ大に凶な

り、○日の色黒く光りなく、日蝕に似たるは、人民大に煩ひ死すること、百八十日の中にありと知るべし、○月、日の中にありて、東方に見ゆるは、天下泰平の瑞と知るべし、○月の色、黄にして、青きは、飢饉なり、赤は火災、黒は水災なり、○満月に二にわかれて見ゆるは、國家大にわるし、○月の周りに、三の星ありて月に近うして、鼎の三足の如く見ゆるは、大に凶し、十日の中に禍ありと知るべし、○三日月の下に星ありて、一つ光明あるは、大にあしく、三日、四日の月の兩のとなり、星あるは、人民煩ひ死すべし、○月二つ並び出るは、大惡と知るべし、漢の呂后の時ありき、○日出でて黄なる雲、日の三方に耳の如くつき出るは、天下泰平、國家安穩のしるしと知るべし、○五色の雲出で、日をのせさ、けたるは、之も天下泰平、五穀成就萬物のたかにして、民大にさかゆるしるしと知るべし、○日の近きところに黄なる雲、うるほひありて立ちたるは、吉祥雲と名く、天下國家、泰平の瑞雲と知るべし、○雲氣の形、蛇の如く、日を貫き、色青きは、疫病はやる、色白きは、大に惡し、○白き雲出でて、日を貫けば凶し、萬民飢死す、貫通せずば、死せずと知るべし、○古書に曰、觀乎天文、察地變、觀乎人文、化成天下、是以政道當理則風雨順、時國家豐也、誠に其年の土の生死を知るは、五穀生長の善惡を知るなり、其年の難をはかりて、耕作をなさば、其徳なきにあらず、之百姓の至實なり、○春の社日に雨降れば、其年豊にして果多く、秋の社日に雨降れば來年豊年なり、○除夜に東北の風あれば五穀大によし、

以上は學術上考定せるものにあらざるを以て、此に引證せるは全く無益なるが如しと雖も、亦其中に幾分の参考すべきものあるべしと思ひ、余自ら數書を閲して集録したることあれば、其冗長に渉るを顧みず此に掲記せり、余もとより、これ皆旨目的經驗よりなりたるものなれば、其過半は確實とするに足らざるを知る、然れども何れが確實にして何れが不確實なるかは、亦實際上の經驗を待たざるべからざれば、廣く世間に對して余が數書より拔萃せるものについて其眞偽を試みられんことを望む、其中日を干支に配して晴雨を判定するが如きは、固より妄説にして取るに足らず、而して之によりて考定せるもの、事實に合することあるは、物理的説明の限りにあらずして、寧ろ心理上注意或は豫期の作用に屬するものなるべし、又鳥獸の天候を前知する力あることは民間にて一般に唱ふる所なるが、之れも信據し難しと雖も、或は雉子は地震を前知し、或は蟻は晴雨を前知する等のことあれば、動物中には一種の發達したる本能性感覺を有するものありて、空氣の溫度氣壓等の變化を多少自然に感知する力を有するものあるは疑ふべからず、故に此事は物理的の道理によりて一部分説明し得るものと見るべし、以上の豫知法に漏れたるものは地震を前知する法なり、我國は古來震災の多きにもかゝらず、之れを前知する法を述べたる書あるを見ず、晴雨水旱を前知する法を示したる書中にも、更に地震の事を掲げず、之れ蓋し豫知することの難きによるならん、然れども俗間には多少其豫知法として傳ふるものあり、其一二を擧ぐれば雉子は豫め地震を知り、地震の前には鳴き噪くものりな

といふ、或は他の鳥の中にも、鶏、鴉の如きは、多少之を前知すといふ、又鯨が地震を前知する力ありて、其起る前には騒ぎ立つるといふも、之れ甚信難し、第二には寒暖と地震と關係ありて、其起る前には氣候何となく俄に温暖となり、風死して恰も四面を密鎖したる室中にあるが如き感あるものとす、殊に天象大に平時に異なる所ありて、宿星最も近く、星光最も大なるものなりとす、其他地震考と題する書中には、地震の前兆を示して曰く、震せんとする時、夜間に地に孔數々出來て、細き壤を噴出して、田鼠全ごとしと、是土龍などの持上る類ならんか、又老農野に耕す時に煙を生ずることを見ても、將に震せんとするを知ると、又井水俄かに濁り湧くも亦地震の徴なり、又世に傳ふは雲の近くなるは地震の徴なりと、是雲にはあらず氣の上昇するにて、煙のごとく雲のごとく見ゆるなりと是れ元より確實なる豫知法にあらざるは明なりと雖も、今日學術上未だ地震を豫知する法を發見せざる以上は從來多少の經驗によりて一般に傳へ來りし方法を參考して、他日確實なる豫知法を考定せざるべからず、既に我國の如きは、最も地震多き地なれば、其豫知法を考定するも我國を以て便なりとす、故に余は從來傳ふる所の俗説を掲げ來りて、地震豫知法の一考となすなり、

以上は我國の俗説に本づきて、天地の變動を豫定する方法を示したるものなるが、近來氣象學の書中に、西洋の豫知法を示したるものあり、余は左にアネロイド晴雨計解説及び用法と題する書中に掲けたるものを轉載すべし、

凡そ其日の晴曇を論ぜず、日没の時天紅色を呈するは好天氣の豫兆なり、病むが如き綠色を呈するは風及雨の豫兆なり、退紅色を呈するは雨の豫兆なり、日出に天赤色を放つは惡天或多風(或雨)の兆なり、灰色を呈する時は好天氣なり、天明高き時は風にして、天明低き時は好天氣なり、天明高きときは曙光を一堆雲の上に見るを云ふ、天明低きときは曙光のとき極めて低き光輝を地平線近處に見るを云ふ、

凡そ美麗にして和色ある雲は輕風好天氣の兆にして、周邊嚴界ありて脂油を流すが如き雲は風起るの兆とす、○天色暗黒朦朧として藍色を帯ぶるは風多きの兆なれども、天色淡藍色にして光澤あるときは好天氣の兆候なり、○大凡そ雲の形狀愈々穩和なれば風愈々少なき(但し雨ば愈々多し)を期すべく、雲の形狀愈々脂ざりて參差錯亂すれば來る可き風は愈々強きの確兆なり、○日没に於て天空黄色を帯びて光澤あるときは風起るの兆にして、淡黄色は濕氣の前兆とす、都て天候の變換は赤黄、灰色等各種の現象によりても猶能く豫知することを得べし、況や之に加ふるに器械の助けありに於ては最も精密に豫知するを得ること疑ひなし、

凡て黑色の小雲は雨を兆し、浮雲若し暗黒たる塊雲を横切りて疾走するときは只風のみの兆候とす、

上層の雲若し下層の雲若くは下層の風と相異なる方向を以て日月星を横切るときは、風をして上層

雲の向ふ方に變ぜしむるの兆候とす、

天氣清明なるの後に輝線様或卷毛様或把葉様或斑點様の白雲遠く空際に現出して、次第に其大きさを増すは變換を來すべき第一の兆候にして、此兆候あるときは黒霧忽ち全天に彌蔓して遂に曇天となるべし、此兆候は風或雨に隨ひ多少油色或水色を呈し、必ず變換を來すの確徴なり、前上の如き諸雲の空際に現出すること、愈々高く愈々遠ければ天氣の變化すること漸次なるも其變化は全部に涉るなり、

天色輕佻穩和にして周邊判然たる凝雲ある時は雨を來すの前兆にして、且多分は強風あるべし、霧雲高處に現出して或は停止し或は増加し或は降下する時は風或雨の來るを兆す○若し其雲昇騰し或は消散する時は天氣改まりて晴天となるべし、

露及霧は共に好天氣の兆候なり、蓋し露と霧とは風或陰天の時には生ずる者にあらず○風の爲めに霧の飛散するとは人の時々見る所なるも、吹風中に霧の起るとは未だ曾て之あらざるなり、

地平接近の處空氣著しく清明なるときは或は遐遠なる物體(山岳の如きもの)の殊に著明なる時及濃氣の爲め聳見するときは、又聲音の能く耳に達するときは、縦ひ風を起すの兆ならずとするも尙且濕氣を來すの兆候とすべし、

濃氣差の多きは偏東風の南方に順轉するの兆候とす、

星の光非常に燦爛たるるとき、及び月角月暈或暈雲の不分明なるるとき、又は虹霓の現出するときは、風を帯び或は帯びざる雨を來すの兆にあらずとするも、尙且風力の増加する前兆とすべし、○暈雲とは斷雲上に見はれたる虹霓の一片を云ふ、凡そ風の方向を測るには、春秋兩分時の前後に太陽の出没により眞東西線を定めて風の方向を取るか、若くは極めて遠隔せざる所の下層雲と、風見又は烟との方向を比較して風の方向を取るを最も善しとす、

其他世事百談に、草にて大風大水を知る法を示せり、其事たる餘り奇なれば左に掲ぐ、

知風草と云草あり、和名を「ちから草」とも風草とも云ふ、茅に似たり、其ふしの有無を見て其歲大風のあるなしを知る、節一つあれば其年一度大風吹く、二つあれば二度ふく、三つあれば三度ふく、本に有れば春吹く中にあれば夏秋吹く、末にある時は冬大風ありと鄙記事に見えたり、又蒼葭の葉にて出水を知ること、其年の氣候によりて洪水と云迄はあらず共、田などに水押のある事あり、然ば湊田、河付などの田を作る人は之を心得て、たとへば今茲に水三合いと思はば、河付にて植出のいでくる地なり共用心して、水に逢ひても稻のいたみにならぬほどの處まで植てよし、さて其水の出るを知るには、二月三月の頃蒼葭の若ばへの葉をとりて見れば、葉にくせありて節あるものなら、此の節一つあるは出水一度なり、もし二つあらば二度、三つあらば三度水出ると知るべし、水の多き少きは、此節はつきりとあるは大水出ると知るべし、もしかすかにあらば出水すくなく、五分七分そ

れは節のありやうを見て定むべきなり、月を知るには、蘆葉を中央より二つに折りて一枚となし、夫を二枚のまゝにて又三つに折りて開き見れば折目六段に付くなり、さて之を月に配當するに、正月より三月迄は出水の節にあらず、十月より十二月迄も亦水の出る時にあらざれば、春の三ヶ月と冬の三ヶ月とをば捨て、葉の中の折目に入れず、四月より九月迄の六ヶ月を割り付る事にして、葉の本の方の一段を四月、二段を五月と、段々に九月まで順に配當して、其月に當りたるころの節にて、某月出 水と云事を知る、又其一ヶ月の中を上中下と、十日づつ、三つに割て見れば、上旬の出水か、下旬の出水かと云事の明白に分ることにして、其驗數年試し見るに聊かもたがふことなしと云々、此知風草の説は固より信すべからずと雖も、如何なる出来事より此の如き説を傳ふるに至りしや、縦ひ之を偶然とするも亦多少の原因なかるべからず、如何なる妄説も原因なくして起るものにあらず、すべて妄説の起る原因を探るは却て學術上興味あることなり、俗に寒割と稱して寒三十日間を一年に配し、毎日の天氣によりて一年中の晴雨水旱を豫定するものあり、民間大に此法を信するものあれども、其妄知風草と何ぞ擇ばんや、

尙ほ饑饉の事について一言せざるを得ず、其事は先きに豊凶の部に諸書より引設して之を前知する法を示したるも、其説愚民間に行はる一迷信より出でたるものなれば固より確實なるものにあらず、今救荒事宜と題する書中に、よく諸書を参考して適切に饑饉について、注意を示せるものあり、左に

其一部分を抜萃すべし、

凡飢饉のおこることは、俄に其年の内に始まるにあらず、一三年若しくは四五年も前かたより、米穀何となくとりおとり、その上水旱稻虫などの災、國々より聞へありて、終には大ききんとすることなれば、牧民の官たるものはいふに及ず、その外とてもその心がまへすべきことなり、禮記の王制篇にも三十年の通といふことありて、其間に九年の貯をなすことをいへば、近くは三十年の内外、遠くは四五十年の内にはひとたびうゝるとあるものなれば、王制にいへる如く、三年のたくはへなくては、國そのくに、あらずといふべきなり、故に國天下のあるじたらん人は、常にその用意あり度となり、○黒羽の鈴木武介といふ人、物せし農諭に曰、太平以來、寛永十九年壬午き、ん、さて三十三年を経て、延寶三年乙卯き、ん、これより五十七年を過ぎ、享保十七年壬子き、ん、このうち五十一年ありて、天明三年癸卯き、ん、是にあひし人は今に多し、此凶年の難、度々ありし事かくの如し、扱その年数を計るに、近ければ三四十年の間あり、遠くとも五六十年の内には來る事と心得、今にも來まじき事にあらずと思ひ、深く恐れ、此事をつねにわすれず、農業を一途にはけみ勉て、穀物を餘し貯るやうに心掛、少しも怠るべからず、このき、んは人間世界の大変なり、此時に當りて人の死すると活るとは、唯手あてのなきとあるとよるのみ、手當の貯なきときは、じつにあやうき事なり、○農諭に延寶三年より五十七年をへて、享保十七年のき、んとあれ

元祿十四年より享保六年迄の間、米價の高かりし事、太宰純が經濟録にも見え、享保より天明迄の間にも、寶曆五年乙亥東國北國大飢饉にて、餓死のものも多かりしと、建部清庵が民間備荒録に見えたり、かくのごとくまるで四五十年豊作つゞきて、きんのとなしといふ事はなしと思ふべし、されば上たる人は、平日にその御心得ありて、事に臨んで早くその備ありたきとなり、○貝原氏の農業全書には、凡飢饉年の兆をば、智ある人は夏のうちにはや見及ぶべし、尤七月末八月初には、藁に見ゆる者なり、されども民は愚なるものにて、其年なみ五穀の色を見て飢饉を悟り、早く身持を引かへて勤る事をしらす、先秋の實のり出来ぬれば悦びいさみて、春の飢饉餓死すべき事をも辨へず、心にまかせ飲み食ひ、萬の物を用いたが求る故、春の蓄へたらずして、年明れば頓て飢る者おほし、しかば秋に至り凶年の兆見えば、農の惣司たる人心を用ひて、詳に察し、民をよくくさとし導きて、春の餓死を救ふ心遣、肝要なり、

以上述ふる所によりて之を見るも、飢饉の來るに凡そ一定せる年限あるとは從來の統計、上明かにして、其原因は多少物理上より説明し得べし、抑も天運は一定の年月の間に循環して其元に復するとは、曆日の上に於て我人の己に知る所なれば、水旱の災も亦循環して一定の年月の間に、互に來往すること疑ふべからず、果して然らば飢饉の來るも大略豫定し得べき道理なり、而して我國は米穀の國にして、米穀の豐凶は大に人民の生命に關する事なれば、飢饉の事豈講ぜざるべけんや、外國

にありては或は商を以て國を立つるものあり、或は工を以て國を興すものあれども、今我國は農を以て生存する國なり、故に年の豐凶は大に國力の消長、民心の苦樂に關する一大事なれば、余特に其事を述べざるなり、然れども其事たる之を豫知するを得るも、其時に逼て豫防する能はざるものなり、若し其豫防を爲さんと欲すれば、平年多少の貯蓄を爲すより外なし、昔時鎖港の時にありては、平年米穀の貯蓄を爲すを要せしも、今日は外國通商の便を得たれば、金錢を貯蓄するを以て足れりとす、斯の如く考へ來れば、人間一生は戦々兢兢として薄氷をふむより危きが如し、嗚呼何ぞ不幸多き世界なるや、佛教に遠離穢土欣求淨土の説あるは是れが爲なり、然り而して人智漸く進み、徳教彌ま起り、余が所謂道德光明の新天地を各自の心中に開くに至らば、如何なる災害ありと雖も復た何ぞ恐るゝを要せん、但人の之を恐るゝは、其心光未だ明かならざるによるのみ、思ふて之に至れば、天國の我眼前に在るを知るべし、此土即寂光淨土とは之を謂ふなり蓋し人の心をして動かざらしむるものは宗教にして、其智をして明かならしむるものは教育なり、若し眞正の宗教、眞正の教育併び進で共に行はるゝに至らば、百災連りに臻るも復た何を恐れんや、以上述ふる所之を要するに、天氣豫知法は多少妄説の混同する所あるも、物理的の道理によりて説明し得べきものにして、心理的に屬するものにあらず、而して之を物理的に屬するも從來傳ふる所のものは、未だ確實なるを得ず、隨意録にも其信據し難き一例を示して曰く、關東の氣運、三冬雪らざれば則ち明年必ず大水あり、往々其の驗

有り、而して去歲癸丑三冬雪らず歲晩に至りて甚だ温かなり、人皆云く、來年必ず大水あらん、而して今茲に甲寅、春來雨少く夏より秋に至りて旱し、秋來風雨時を以てす、五稼豐熟、更に三冬雪らざるの驗を見ず、是れ亦氣運の變なるかな、と、此の如く事實に合せざるものあるべしと雖も、亦多少参考すべきものありて、他日確實なる方法を考定するには、必ず從來經驗せる事實を比較抽象するより外なかるべし、是れ余が其煩を厭はず俗説を列擧したる所以なり、

第二十三節(運氣考) 天氣豫知法は物理上説明し得る所あるも、天氣によりて人事の吉凶を考定するに至りては、妄中の妄説にして學術上の沙汰にあらず、今此説を運氣考と名けて、是より聊か辯明せんとす、抑とも運氣の説たるや種々の書に見えたりと雖も、要するに干支五行の妄説より出でたるものなれば、物理を以て説明すべからず、又心理を以て解釋すべからず、實に全分非理學的と謂ふべし、今其例を擧ぐるに、干支五行を日月に配當して、甲子の年月或は日は吉とか不吉とか又は水災風災の有無を論じ、乙丑の時日は吉凶如何、丙寅丁卯等の日各天氣人運の吉凶良否を判定するが如きを云ふ、今民間に傳はる所の東方朔秘傳置文と題する書中に、六十甲子吉凶の一章あり、其中に曰く、甲子の年は二月三月水あり、四月五月澤水あり、六月七月旱、八月雨降り雷あり、九月に風吹く、田畑大によし、麥よし、蠶よし、盗人多し、火事あり、謹むべし、萬物みのり豐なる年なりとあり、其他乙丑丙寅等、皆吉凶の豫め一定せるもの、如くに記載せり、是れ或は從來の經驗上より定めた

る説なるべしと雖も、余は然らざるものなりと斷言せんとす、若し其眞偽を試みんと欲せば、公平に年々の水旱吉凶を統計して此説と比較すべし、而して干支五行家の説は水にあたる年には大水あり、火に當る年には火災ありと云ふが如き判斷にして、是れ實に無道理の甚しきものなり、若し其説をして眞ならしめば、毎週水曜日に雨降りて、日曜日に晴れ火曜日には氣候暖かなるべしと斷定するも、確實なるものと、爲さざるべからず、世間誰か斯の如き妄斷を信するものあらんや、是れ余が干支五行の時日に配當して、其年月の吉凶を考定するの非道理的の妄説なりといふ所以なり、次に同書の第二章に、日輪を候ふて吉凶を知ると題するものあり、又第三章に、月輪を候ふて吉凶を知ること、第四章に星を候ふて吉凶を知ること、或は雲或は虹種々の天象を候ふて年の豐凶天下の治亂を考定する事を掲げしめ、其中の二三の例は、已に前説豐凶の部の下に拔萃したれば今更に贅せず、其説の妄なる事は干支の配當と何ぞ擇ばん、然るに之を天氣豫知法の條下に掲けたるは、晴雨に連帶する所あるによる、是れ固より物理的説明の限りにあらず、其他天變と人事との關係ある事は古來一般に信じたる所なれども、其迷信妄想到過ぎざる事は、理學部門天變地妖の兩篇に於て、余が已に述ぶる所なり過日友人三上參次氏が、天則紙上に於て、我國の歴史上に斯の如き妄信の盛なりし事を掲げ、其主なる原因を漢學及び佛教の渡來に歸せしもの、如し、今左に其文を引證すべし。

古事記、日本紀の時代に生存せる、われくの祖先が、外界の奇異なる現象を、怪しみなどしてそ

の迷信の盛んなりし事はもとより、言を要せず、而して、追々、東漸せし、漢學と佛教とは、他の事柄に於ては、わが祖先の智を進め、徳を明かにし、情を熾んにせしこと多きにも似ず、迷信の一點に於いては、益々これを固くせしことは、疑ひを容れず、「天垂象見吉凶」といひ、「國家爲起必有禎祥、國家爲亡必有妖孽」といふの類は、漢學のもとより教ふるところたり、しかのみならず、陰陽五行の説次第に盛んなるに従ひては、「土木頽りに興り、男女の風俗亂るゝときは、稼穡成らず」といひ、「法律を棄て、功臣を逐ひ太子を殺し妾を以て妻とするときは、火、炎上せず」といふがごときこと、學者の臆に固着したり、また、佛教の弘通するに従ひて、この觀念のいよく動かすべからざるに至りしは、かの平安京の時代に、眞言秘密の修法、殆んど日としてあらざるはなく、上下、祈禱禁厭に狂せしが如くなりしを見ても知らるべし。

今余も漢學及び佛教の影響なるべしと信するも、是れ儒佛二教の正説にあらすして俗説なること又明かなり、換言すれば儒佛二教の道理を正當に解釋して起りたるものにあらずして、之を誤解し或は愚民の妄想を附會したるものに過ぎず、例へば五行の説の儒教の正説に非ざることは余が辯を待たず、天變と人事との關係の如きは支那人の尤も多く喋々する所なれども、是れ又俗説のみ孔子の怪力亂神を語らずとは、斯の如き俗説に對して戒しめたるものなるべし、又修驗者の唱ふる所の如きは、佛教の正説に非ざることは問はずして明かなり、或は業感の説或は輪廻説の如きも、其俗間に傳ふる所

に至ては愚民の迷信によりて附會したるもの決して少なからず、故に斯の如き妄説の歴史上に多く存するは、其當時の人民の不學無智なるによると斷言して可なり、今左に東方朔傳置文及び拾芥抄の書中に出でたる一二節を引證して其妄を明かにせんとす、

東方朔傳置文に曰はく、彗星は天下泰平の世にかくれてあらはれず、無道の世には多し、則ちいでて災をしめすととなり、或は月のかたはらにあらはるゝは大いにあしく、星の色白きは田畑五穀不作にして惡し、黄なるは洪水ありて萬物をそこなひやぶる、色赤きは大にあしく、五穀高直にして人民家をはなれ財寶をうしなふ、南に出るを熒惑星と名づく、天下日旱と知るべし、大いにあしく、北にいづるを大謀星といふ、此ほしあらは大いに惡しとしるべし、西に出るを金星と名づく、大いに國中に盜賊おこる、東に出るを軍星と名づく、大いに國にたゞり凶し、中央の空に見ゆるは、大乙星となづく、洪水、旱魃、火災、疫癘、蝗蟲、飢饉さまざまあしき事見ゆる、晝見ゆるは災ひいよいよはけし。

拾芥抄に曰はく、天地瑞祥志第十に云く師曠曰く正月旦に四方を拜す、終日の間雲有れば五穀成熟し雲無ければ飢と爲すなり、青雲の氣有れば天熱して疾疫有り、赤雲の氣は大に早して熱せず、白雲の氣は小熱して、人民小く不安、黒雲の氣は小熱多水、人民小く厄す、黄雲の氣は歲大に熱し、人民安樂、蒼白の雲は小水爲り、若しくは小く疾あり、蒼赤は小旱爲り、若しくは小く疾あり、蒼黄は

小吉爲り、土霧有り、人民疾病す、懸象體倒に云く、正月十四日十五日夜半の時一丈の竹を以て而して之を立て其の月影を度り、九尺八尺を得れば多くは、疾病す、病まざれば、其れ火災あり、七尺を得れば是歳美尤も好し、影六尺あれば天下人多くは疾病す、國人の患は其惡を憂ふ、五尺を得れば、天下人多くは疾病す、國人逆節を憂ふ、三尺二尺を得れば、天下大に旱す、地草を生ぜず、惡逆の象なり、或は又五尺なれば、天下人多くは疾病す、國人逆節を惡むなり。

斯の如きことは固より妄説にして信するに足らざるなり。

又東方朔傳置文に、四季の氣を見て吉凶を判する法について、「春は木青色なり、寅卯のとき東へなびくは家の内口説あり、寅卯のとき南へなびくは家内に死人あるべし、夏は火赤色、己午のとき東へ立てば家内に死人あるべし、下人口説あり等」と説きたるは笑ふべきの甚しきものなり、但其書の末章に、軍中に於て雲煙の吉凶を知る事と題する條下に、「敵軍の氣林木の如くに立つは合戦すべからず、其氣我軍の上へ在らば必ず勝つべし、氣日の光の如く、赤きは大によし、氣天上して白きことあり、悅氣と名づく、望む所の軍必ず大利を得べし、軍營の上へ五色の氣ありて、天より降り連なりてあらば、是れ天の守護の氣なり、赤白黄の三の氣立てば皆これ大によし、みだりに攻むべからず、敵軍の上より我陣所へ雲氣來り終日止まずば、出で合戦なすべからず凶なり等」と述ぶるが如きは、妄説たるや論を待たずと雖も、兵の勝敗は人心に關することなれば、物理的の道理によりて説明すべからざるも、心理上多少説明し得べき道理あり、則ち雲煙の氣が勝敗を定むるにあらすして、其事を信仰する精神の力によりて勝敗の定まるをいふ、換言すれば、勝敗の原因は雲煙に非ずして信仰なり、又俗間に八門遁甲と名くる術を傳ふるあり、其法或は漢の末に起ると云ひ、或は黄老にはじまると云ひ、未だ確説を得ずと雖も、三國の時孔明此術を用ひて屢々戰功を奏せし事あり、之より世に知らるるに至ると云ふ、其中に説く所のものは、矢張り信仰の作用に歸するより外なし。

天象天變と人事との關係なきことは明かなれども、古來儒者は孔子の迅雷風烈に畏敬せられし例を引きて、天に賞善罰惡の作用あるが如く論ぜしものあり、大橋順藏氏の如き則ち其一人なり、關邪小言(卷二)に曰く、「之を以て思ふて見よ、既に化育を贊る理あれば、人事亂れて悖逆ならば、天の憂傷怨怒を致して、妖孽變異を生ずるも斷々乎として疑なからん、そは今にもあれ、人主たるもの、淫佚驕奢度なくして、膏を屯し民を賡し、聚斂の政行はるれば、或は彗孛出現し、或は海湧き山崩れ、或は地震水旱あるにて其明赫を驗すべし、此が洪範の九疇庶微を舉たる所以にして、漢の董子の對策にも、天人の理を復説して、人の爲す所、其の美惡の極は、乃ち天地と流通して而して往來相應すと云ひ、國家失道の敗有りて而して天乃ち先づ災害を出して以て之を警告し、自ら省みることを知らざれば、又異を出して以て之を警懼し、尙ほ變を知らずして而して傷敗乃至」と云ひたるは、さすがに達人の言にして、俗儒の及ぶ所にあらず、かゝる明赫の天を以て、冥然無覺の物となし、其變異をも

達するも、心理上多少説明し得べき道理あり、則ち雲煙の氣が勝敗を定むるにあらすして、其事を信仰する精神の力によりて勝敗の定まるをいふ、換言すれば、勝敗の原因は雲煙に非ずして信仰なり、又俗間に八門遁甲と名くる術を傳ふるあり、其法或は漢の末に起ると云ひ、或は黄老にはじまると云ひ、未だ確説を得ずと雖も、三國の時孔明此術を用ひて屢々戰功を奏せし事あり、之より世に知らるるに至ると云ふ、其中に説く所のものは、矢張り信仰の作用に歸するより外なし。

恐るゝことなく、平常の事となさずとするは、豈其心の頑痺せるか、抑其眼の瞎せるか、目して土偶と云んも可なり」と其言の奇にして其論の妄なる共に笑はざるを得ず、蓋し儒教に於ては、天道は善惡賞罰の力を有するが如く解するを以て、斯の如く人事の感應を説かざるを得ざれども、其説たるや、畢竟するに附會を免かれず、而して善惡の應報は、必ずしも外界に於て現するにあらず、内界に於ても善惡の應報あることは疑ふべからず、若し人善を爲さば其心に無上の快樂を占領するを得、惡を犯せば其心常に安からずして、冥々裏に惡鬼に苦められざるを得ず、之を良心の賞罰といふ、古來の學者此説を知らざるによりて終に附會の説を爲すに至る、塚田氏の隨意録に天變と人爲とに關係なきことを論じて曰く、古今の人、日月星辰の變有れば、則ち占して以て人事に關すると爲すは、皆惑へるなり、已に日月星辰變異を見はすの時、未だ必ずしも地上に災亂を起さず、地上災亂を起すの時、未だ必ずしも日月星辰變異を見はすこと有らず、而して其の變異と災亂と相會するは偶然のみ、必ずしも相應するに非らざるなり、但風雨水旱の順逆は則ち之れ陰陽升降の事にして、而して或は人氣と感通するもの有り、故に古昔の三公、道を論じ徳を経て陰陽を燮理す、然らば則ち所謂天變なるものは、風雨水旱の異を謂て、而して日月星辰の變を謂ふに非ざるなり、夫れ日月の薄食、星辰の怪異の若きは、則ち敢て人事に關するに非らざるなり。此論固より未だ其理を盡さずと雖も一種の卓見と云ふべし、天變若し果して人事に關係あらば、木の枯るゝも、草の死するも、鳥の飛び、蟲の

鳴くも皆人事に關係ありと云はざるべからず、世間豈斯の如き道理を信するものあらんや。

第二十四節(占星術) 我邦の運氣考に類するものにして西洋に傳はるものに占星術(Astrology)なるものあり、此術は天界の星の位置によりて未だの出來事、就中人の運不運を卜定する方法なり、此の方法は西洋にても中古以來大に行はれ、近代に至りても下等社會には今も存し、其の起りは東洋に始まれるものなりといへり、實にや支那にも星宿分野の説ありて、天を分ちて、國に配り、天界の何れの部分に變動ありし故地の何處に斯くくの事あらんと判定す、又印度、埃及等にも古より此の説行はれ、而して其術の歐洲に入りしは實に耶穌紀元の初、羅馬に傳へられたる時にありとすこれより占星家四方より羅馬に集まり、遂に政府は此の術を行ふものを嚴刑に處したりと雖も到底其の跡を絶つこと能はざりき、後に回々教の世に起るに及び、其主義の運命を重んずる所占星術と相合するがために、第七世紀より第十三世紀に當りては、亞刺比亞人の一般に信仰する所となれり、而して希臘人には之を信するものなかりしといふ、耶穌教にては或信者は之を排斥せしと雖も、或は之れを主張したりしものなきにあらず、又當時の學者も一般に皆之を取りしもの、如しと雖も、近世コパニカス氏が天文の新説を唱へてより以來は、自然にかゝる妄説は學者社會に其の痕を見ざるに至れり、現在に於ては僅かに下等人民の間に存するのみなれども、なほ曆日には此の術によつて考定せし晴雨豐凶等を載せたるものあり。

此の術にては先づ第一に星宿を定め、其の定むる方法は一定ならずと雖も、最も普通に用ふるものは之を十二宮に分つを常とす、其分ち方は南北兩極を通じて十二の區劃をなし、中に於て地平の上に六、地平の下に六とし、其の第一は生活の星宿、第二は富有の星宿、第三は兄弟、第四親戚、第五兒女、第六健康、第七結婚、第八死生、第九宗教、第十官位、第十一朋友、第十二仇敵の星宿となし、之を時と場所とに配當して人の運不運吉凶禍福を考定す、例へば人の初めて生るゝや其の星宿を考へ其の生來の性質並に未來の出來事までも前定するなり、而して其の各星宿は皆性質を異にし各宮には又星を配當して其の宮の主宰と定め、更に之を人の上に配當す、此等の類は支那にもなほ多く存する所にて、現に我國に行はるゝ九星術の如きも亦此理に外ならず、又前講に掲けたる二十八宿も占星術の一種にして之れによりて、吉凶を判するなり、曆日診解に其占考法を示して曰く、牛宿は吉祥の宿とす、此日生るゝ人は福德あり、何事も求めざるに心に稱ふなり、別して此日午の時を大吉祥とす畢登斗壁の四宿を安住の宿とす、普請、造作、種蒔、婚禮、或は諸道具を求め、又は佛事等に用るゝよしとあり、以下之を略す、以上の諸術は固より一として信すべからず、其説明は第五講鑿術篇に譲る。

第廿五節(祥瑞) 古來和漢共に獨り天象運氣に考へて人事の吉凶禍福を判定するのみならず、種々の奇瑞異象に考へて幸不幸を豫知するものあり、或は甘露降るといひ、或は奇草生ずるとか奇禽出づとか、種々の祥瑞によりて其年其家の吉凶を定む、此等のことは支那書中には特に多く、左傳、史記

漢書等に出づる例一々擧ぐるに違あらず、名物六帖(卷一)によるに曰く、王維の詩に、四海方に事無く、三秋大に年有り、白虎通に甘露は美露なり、降れば則ち物として盛んならざるは無し、漢書に元康元年、甘露未央宮に降る、大赦す、甘露連りに降るを以て年を改めて甘露と爲す、白虎通に、孝道平らかなれば則ち簞箒庖厨に生ず、簞箒は樹の名なり、其葉門の扉より大なり、搖かさずして自から扇ぐ、飲食に於いて清涼、供養を助くるなり、白虎通に繼嗣平かなれば則ち賓連房口に生ず、賓連は木の名なり、其の狀、連累相承す、故に房口に生ず、繼嗣を象るなり、白虎通に德草木に至れば則ち朱草生ず、晋書五行志京房易傳に曰く、邪人進み賢人逃れば天毛を雨らす、又瑞命記に曰く、王者仁慈なれば則ち芝草生ず、又義楚六帖に曰く、醴泉は美泉なり、水の精なり、君土に乗じて而して王たり、其の政太平なれば則ち醴泉湧出、と又本朝語園(卷一)に慶雲の事を載せり。

貞觀十八年七月二十七日申の一刻、東山に五色の雲を見る、山の根にそつて南北にわたる、形虹の如くにして虹にあらず、廣さ一丈五尺許、長さ四五丈許に及ぶ、二刻の比に及んで彌まことはつて上り嶺に至て消散す、天文要錄祥瑞圖に曰く、非氣非煙五色紛紜なる是を慶雲といひ、又景雲と謂、占に曰く、王者の徳山陵に至るときは則ち景雲出、又曰く天子孝なるときんば景雲あらはると云々、此夜戌の時黒雲同山の嶺よりをこり西南にわたる、形四幅の幔の如し、長さ十丈許、于時四方晴明にして雲氣ある事なし。

文獻通考物異篇には、木異、草異、穀異、金異、玉石異、人異、詩異、服異等を列舉せり、三上參次氏の論にも曰く、「祥瑞の方に就ては、麒麟の出現こそ、聖人出でて天下治まるの象といひ、學者多くこれが解をなせるほどなれども、わが國にては、なきことなればいはず、其他珍禽奇獸の出現はわが國に在りても、如何にその時々の人を喜ばせたりしか、試に年代記を繕きてこれに因みある年號の少からざるを見れば多辯をなさずとも、自から明かなるべし、異常なる一塊の雲が天の一方にあらはるときは今日の天氣豫報のごとくたゞに廿四時間内の氣象を示すにとゞまらず、怪雲ならばいたく怖れられ慶雲ならば大瑞として改元あり、文武天皇、大寶四年を改めて慶雲元年としたまふ、その後三年、唐の睿宗に景雲の年號あり、この文一々祥災の事例を舉げずといへどもこの二年號は大抵同時のものゆゑ特にこゝにしろす。大赦もあるのみならず、五位以下文武官の主典以上及び孝子、順孫、節婦、義夫に位を賜ひ、鰥寡孤獨を賑恤し、田租を免じたまふことありき、此の如き奇瑞吉祥は先きの運氣考と同じ無證の妄説なるべきも、物理上多少一理を有するものなきにあらざる例へば大雪を以て豊年の兆となすが如き、或は穀瑞嘉禾の生ずるを吉祥となすが如き之なり、冬寒ければ夏暑く、冬多く雪ふれば夏雨少くして天候順を得べき理なれば、雪と豊年との關係は容易く知るべし、又嘉禾を生ずる年は通常豊年にして、稻苗の生育至てよき年なり、年既に豊饒なれば人氣穩かに天下無事なるべし、若し心理的に考察し來る時は、人の感情及想像上より、或は之を迎へ或は之を遣り出せるや明かなり

人若し奇異の現象に接すれば其心必ず迷ひ、必ず動き、之につき種々の妄想像を描き、一現象を認め吉瑞となすときは、其心漸く安んじ、從て其結果幸福を得べく、之に反して凶兆となすときは、其心に疑懼の念を生じ、自ら不幸を招くに至るべし、而して又祥瑞の偶然に屬するものも妙しとせず、三餘清事(卷六)に其一例を示して曰く、近年我が京師亦盛んに相傳ふ、甘露降ると、一樵人有り、予に告て曰く、此れ即ち猥妄なり、春夏之交、葉上の蟲糞、夜中露の爲めに沾濡せられ、則ち微液黏滯し、軟綿に似たる有り、之を舐れば較甘し、偶々一の輕薄の少年有り、之に戯るに以て甘露と爲す、則ち一口百に傳り、百、千に傳り、遂に川のごとくに騰り、海のごとくに沸くに至るのみ、樵人告げて語ること此の如し、予謂ふに古來震旦の君臣、指して以て甘露醴泉朱草紫芝、白麟、赤雁、神雀、鳳凰なるもの、皆應に之に類すべし、之れ實に卓見なり、世の祥瑞大抵此の如くなるべし、又同書に祥瑞の信するに足らざることを辯して曰く、或は予に問ふ有り、曰く、歴代の祥瑞皆信すべきか、予之に答て曰く、彼れ多くは妖妄にして、而して証に近し、悉く信すべからざるなり、又曰く、儒に眞有り俗有り眞儒は祥瑞を説かず、又災異を説かず、孔子之なり、論語に云く子は怪力亂神を語らずと、是亦活眼と謂ふべし、人若し其心に一點の雲影を留めず獨り良心の月光其清輝を放つときは、何ぞ物象の吉凶を論するを要せんや、然るに其心明かならざるを以て此の如き迷を生ずるなり、故に人の祥瑞を談するは一片の迷信より出づること明かなり、既に祥瑞を論すれば凶變不祥について述べざるべからざ

れども、天變地妖と人事との關係について古來想像せし妄説は、理學部門第一講及第二講に掲げたるを以て之を略す。

第廿六節(鴉鳴犬鳴) 本邦民間にては鴉の鳴き聲、犬の鳴き聲等によりて吉凶を前知し得るものと信ぜり、禽獸の鳴き聲に關しては、獨り我が國のみならず他國にても亦之を唱ふるなり、若し之を経験に徴するに多少其の事實なきにあらざるが如し、人の將に死なんとするや鴉の四邊に集まりて頻りに鳴き噪ぐが如き、或は犬の聲の物悲しげなることあるが如き、之れ必ず道理の存する所ならん、之につきて余は一説を立て、哲學會雜誌に載せしことあり、其の意は鴉或は犬の直ちに人間の死を知れるにはあらざれども此に天氣の晴雨の之が媒介となるありて、鴉も犬も此の天氣によりて鳴き、長く病床に臥したる人も此天氣によりて終に絶命に及ぶことあり、則ち通例病者の息を引くときは、天氣濛々として暗く、精神鬱々晴れざるときに多し、かゝる天氣のときは健康の人にも氣分自ら快らず、況んや病者をや、犬の聲の物憂く、鴉の聲の凄じけなるも亦かゝる天氣の日にありとす、然らば犬鴉の鳴くは人間の死に直接の關係あるにあらざして、人の死すべき氣候天氣に關係を有するなり換言すれば犬鴉は天氣に對して鳴き、病者は天氣によりて絶命に及ぶなり、故に此の如きは偶然的暗合なり、然るに禽獸よく人の死を豫知する力ありと思ふが如きは、全く原因結果の關係を知らざるより起りしものといはざるべからず、之れ畢竟するに物理的の説明なり、若し心理的の説明によれば、犬や鴉

は平日にても時々鳴くことあるも誰も其聲に注意せず、然るに人の死せんとするに當ては其聲の人の耳に入り易き事情ありて、人の死と犬鴉と關係あるもの、如くに考ふるに至る、且つ犬鴉が人の死を前知する力ある事は從來一般に唱ふる所なるを以て、其記憶は誰人の心中にも存するが故に、所謂豫期意向によりて犬や鴉の聲が何となく哀しく聞え、死を豫言するが如く感ずるなり、殊に病者の危篤なるや、其側に伴ふもの漫りに言語を發せず、一家森々として四隣寂寥たるものなり、此の如き場合には鳥聲犬語の人の耳に觸れ易きものなり、況んや人に豫期意向なるものあるをや、之に加ふるに病者も平素犬鴉と絶命との間に關係あることの記憶を有するを以て、其聲の耳に觸るゝや知らず識らず、自ら迎へて死を招くに至ることも亦なしと云ふべからず、以上物理的・心理的・二種の原因によりて、犬鴉が人の死を前知するが如き結果を生ずるに至るなり、決して禽獸の智力よく之を前知するにあらず又或人の説に病者の死するに臨んでは、一種の瓦斯を其體より發散するものにして、鴉の如き鳥は其氣に感じて鳴くものなりと云ふ、是れ全く物理的・化學上の問題に屬し余が専門外なれば、其信僞の判定は其學科専門の人に譲る、

從來鴉及び犬は人の吉凶を前知する力ありと信じたるを以て、其鳴聲の惡しき時は豫め凶事の起らんことを察し、之を避くるマジナヒの如きものあり、三世相解萬寶大雜書に鴉鳴きのあしき時に「鴉なくよろづ神のちかひにやあじほんふしやうかしはふくとく」と言へる歌を三べん唱ふれば災害なしと

いふ、又鴉の鳴聲について吉凶を知る法を同書の中に掲げり、其一例を擧ぐれば、寅の時に東の方に鳴けば人より物を受くることあり、午の時に南方にて鳴けば争あり、酉の時に西方にて鳴けば客人来る等と言へり、又同書に犬の長吠について吉凶を知る法を示せり、子の日に吠ゆる時は人多く来る丑の日なれば五人来る、寅の日なれば人死する等と云へり、此の如きは妄中の妄説にて固より信するに足らず、然れども禽獸多少未然の事を前知する力あり、中には物理上必然の道理ありて存するものなきにあらず、然れども世間一般に信する所は其道理以外に及ぼすを以て余は之を排斥するなり、例へば鴉が其年の風水を知り、梟が天氣の晴雨を知り、蛇も豫め水の出るを知り、蟻も晴雨を知ると云ふが如きは多少其理由あるも決して通俗の信するが如く確實なるものにあらず、尤も動物中には一種の本能力ありて、特殊の感覺に於ては人類に勝るものあり、例へば蟻の砂糖に於ける、雀の穀物に於ける一種特殊の感覺によりて之を感ずること速かなるによれり、故に氣壓の變化寒暖の變化の如き人類の感じ得ざるものを、動物よく感ずることあるべし、隨意録に鼠に火災を前知する力あることについて、傳へ言ふ、鼠は罷く火災を知り、豫め其の所を避くと、唐の李肇の國史補に云く、舟人言く鼠亦靈有り、舟中の群鼠散じ走れば、旬日にして必ず覆溺の患有り、然らば則ち獨り火災のみにあらざるなり、此の意、鳥獸の風雨災異を前知する者亦多く有りと説きたり、然れども此の如きは必然の道理よりは、寧ろ偶然の暗合に屬すること多きを以て決して信據すべからず、之を要するに禽獸の前

知力について愚俗一般に信するもの、如きは太抵妄説と斷言して可なり、

第四講 卜筮篇

第廿七節(卜筮論) 前講に占考に屬する判定法を講述したるが、是れ自然に現する變象について吉凶を判斷するのみ、若し全く人爲に屬するものを擧れば卜筮是れなり、是れ所謂人術にして自然に定まるものにあらず、人相の如きも人術なるも、人の相貌其物は自然に定まる者なれば、卜筮とおのづから異なる所あり、余は是より卜筮について講述する意なるが、其術の果して適中すべきや否は第一講に於て既に一言せる如く、甚だ其結果を怪まざるを得ず、世の諺にも八卦、中らぬも八卦といへり、こは十中の五はあたれども残りの五はあたらずと云ふ意にして、是其中るは偶然なりと云ふを義とす、然るに世の卜筮家は自ら十は十ながら總て適中するものなりといふは、自信の甚しき獨り世間を欺くのみにあらず、亦自身を欺くものなりといふべし、何となれば是を實際上に試むるも百發百中となることの如きは決してあり得ることにあらざればなり、古來和漢共に卜筮を以て種々の出來事を占定したるは、もと天地一元天人相感の支那人の想像より出でたるものにして、其の妄なるはいふまでもなしと雖も、「筆のすさび」に其理を示して曰く、

卜筮の驗あるは何を以てしれる事にかと問ふ人ありしに、或人のこたへに、嫌疑猶豫を決するに奇

か偶かと物を擲ちて占ふが如し、其應否は問ふに及ばぬ事なりと云ふ、余はしからずとて、中庸先知の事を援きていひし事ありしが、今おもうに遠く書を引きて云ふをまたず、凡天地人は一氣にて此に呼べば彼に應へ、感ずれば通する類にて、一つも驗なきはあらず、肉眼ことごとく見る事を得ざる故なるべし、或はきざして變じ、きざさずして忽然と出来るもあるべし、故に人ごとごとく是を見ず、見ても信ぜず意とせざるにや、俗諺に人をそしらばめしろをおけ、呼びにやるよりそしるがはやきのごとき、其人來らんとする機既に此に應へておほえず知らず其人を思ひ出づるに因りて誹謗の言も出だすなり、此等の事にも思ひ半に過ぎんか、

是れ天地人感應の理を説くものなれども、今日の學理に照して證明すべからざること明かなり、井上毅氏の易論に曰く、卜筮は太古の俗なり、聖人の制作に非らざるなり、遠古蒙昧神人分れず、其の民は茫茫然たり、若し失有れば、較才知有る者神異の説を創作して曰く、人生の吉凶の定らざる、悔吝の均しからざる、冥々の中に是を主宰する者有り、至誠を求めば以て前知すべし、卜筮の始めと爲す、事を好む者從つて其の辭を修して而して是を聖人に託す、此に於てか易の書有り、故に儒者の易有るは、猶は佛の天堂地獄の説有るがごとし、而して上智の取る所に非らざるなりと、之れ易を以て太古の遺俗とする論にして即ち排易論なり、余も卜筮を排するもの、一人なり、然れども猥りに之を斥して虛妄となすにあらず、其中に取るべき所は之を取り、排すべき所は之を排するなり、先づ次節に

其理由を述べべし、

第廿八節(卜筮の通難) 卜筮に對して通俗の難する所は、主として下の二ヶ條にあり、第一、卜筮によりて果して未來の事を前知すべきものなりとせば、今甲乙兩人各同一事を卜定せんに其結果常に相違するは如何、又一人にても若し同一事を兩度占ふことあるときは前後各異なりたる結果を示すは如何、甚だしきは全く反對の結果を生ずることあり、これ最も疑ふべしとなす、第二、卜筮によりて果して吉凶禍福を占定すること十は十ながら確實なる程のものならんには、是を信するもの、家は常に富貴幸福を得て、之を信ぜざるものは常に不幸に陥るべき理なれども、實際、決して然らずして却て之を信するものは下等貧賤の地位にあるもの多きは如何と、以上二ヶ條の難問は普通の疑問なるが、之に對して卜筮家の答ふる所を見るに曰く、固より卜筮によりて吉凶禍福を定するには、たとひ如何なる場合にても同一の結果を生ずべきは必然なり、さりながら既に一たび之を占ひ又重ねて之を問ふが如きは、これ卜筮其物を疑ふ所以にして換言すれば卜筮を信仰せざるものなり、信仰せざるものには天地神明の眞を告ぐる道理なしと、又曰く、人若し眞に神明に通ずることを得ば百發百中固より違ふことあるべき理なし、然れども此くの如き人は世間眞に稀なるが故亦自ら然る能はざるのみと、卜筮家のいふところ果してこれ道理ありとなす乎、若し再び問ふが如きは疑念を抱くものなれば神明其眞を告げ玉はずといはゞ、問ふこと一回なるものは其結果確實を得、再びするものは必ず其結

果正しからざるべき理なり、然るに却て一回にして誤り、二回にして適中するが如きことあるは、如何、卜筮家の言果し又適辭なるのみ、次に神明に通じ得たるもの、卜定する所は決して謬りなしといふ乎、然らば其の所謂神明に通じたる人とは如何なる人にして、何を標準として是を定め得べきや、若し神明に通じたる人の卜定する所必ず適中すといは、能く適中し得たる人即ちこれ神明に通じたる人とせんか、愚痴無學の老翁反て能く事實に適中し、知識ある人の卜筮は却て事實に反するが如き結果を見ることあるは何ぞや、次に卜筮家は第二條の疑問に答へて曰く、卜筮なるものは總て人に行爲の方針を指示するに過ぎず、即ちかゝる場合には斯くせざるべからず、他の場合には斯くすべからずと教ふるのみにして、それより以上は其人が卜者の言に従て是を其身に行はざるべからず、然るに世の卜筮を妄信するものは、妄りに卜筮に依頼して更に其身に行ふべきことをなさず、故に卜筮によりて幸福を得ざることあり、然れども是れ卜筮の罪にあらずして、是を妄信するもの、罪なりと或は曰く、生來不幸多き人にして火災盜難病患等續々其家にかかるべきものも、一旦卜筮を信じて、豫め其起ることを知り是により禍害を未發未然に防ぐことを得るときは、多少其不幸を減じ得るは必然なり、若し卜筮を信じて尙ほ其身に寸分の不幸なきを保すべからずと雖も、其人にして卜筮を信ぜざるときは是に數倍せる不幸に際會すべしと、これ固より易者の通辭にして信するに足らず、凡そ世界の事總て人力を以て左右し得べきものにあらず、孔子の所謂天命天道は人力にて動かすべからざるものをいふ、例へば、人の生死の如き、國家の盛衰の如き、世事の吉凶禍福の如きは皆人力の奈何ともすべからざること恰も氣候の寒暖、天氣の晴雨の奈何ともすべからざるが如し、吾人の貧富も人力によりて左右し得と云ふも、其中に又おのづから動かすべからざるものありて存す、例へば吾人の慾望は實に無限にして是を充たすべき材料は有限なれば、假令世界の人が悉く卜筮を信するといふも如何で此の有限の供給を以て無限の需要を満たすを得んや、且つ夫れ天下皆卜筮を信じなば、天下皆悉く幸福を得て禍害を免かるべしとせん乎、是れ決して其理あること能はざるなり、一方に不幸のことなくんば、何を以て他方に幸福のものあらんや、此處に富貴者あるは、彼處に貧賤のものあるによる、富貴、貧賤、吉凶、禍福は皆相對的成立にして、其一なければ他も同時に成立せざるべし、一方に富貴あるは他方に貧賤ある所以にして、假令神佛の力と雖も決して此相對的成立を動かすべからず、況んや僅に筮竹によりて卜するをや、尤も易筮家は曰く、易は耶蘇教の神の如く、天然に一定せる不幸禍災を轉じて幸福となすと云ふにあらず、唯禍福吉凶を前知して是を防ぐ道を講ずるのみと然るに易筮によりて未然の變化を前知し得ると云ふは、其信すべからざること耶蘇教の造物主が六日間世界萬物を創造せりと云へる説と何ぞ擇ばん、若し筮竹によりて未然を知り得るならば、筮を用ふるも基石を用ふるも同様に知り得べき理なり、雲の飛び、葉の舞ひ、水流れ、鳥啼くについても、吾人の一心此點に會注し來らば、同く未來の事を感じし得べき理なり、何ぞ獨り筮竹に限るの理あら

るものをいふ、例へば、人の生死の如き、國家の盛衰の如き、世事の吉凶禍福の如きは皆人力の奈何ともすべからざること恰も氣候の寒暖、天氣の晴雨の奈何ともすべからざるが如し、吾人の貧富も人力によりて左右し得と云ふも、其中に又おのづから動かすべからざるものありて存す、例へば吾人の慾望は實に無限にして是を充たすべき材料は有限なれば、假令世界の人が悉く卜筮を信するといふも如何で此の有限の供給を以て無限の需要を満たすを得んや、且つ夫れ天下皆卜筮を信じなば、天下皆悉く幸福を得て禍害を免かるべしとせん乎、是れ決して其理あること能はざるなり、一方に不幸のことなくんば、何を以て他方に幸福のものあらんや、此處に富貴者あるは、彼處に貧賤のものあるによる、富貴、貧賤、吉凶、禍福は皆相對的成立にして、其一なければ他も同時に成立せざるべし、一方に富貴あるは他方に貧賤ある所以にして、假令神佛の力と雖も決して此相對的成立を動かすべからず、況んや僅に筮竹によりて卜するをや、尤も易筮家は曰く、易は耶蘇教の神の如く、天然に一定せる不幸禍災を轉じて幸福となすと云ふにあらず、唯禍福吉凶を前知して是を防ぐ道を講ずるのみと然るに易筮によりて未然の變化を前知し得ると云ふは、其信すべからざること耶蘇教の造物主が六日間世界萬物を創造せりと云へる説と何ぞ擇ばん、若し筮竹によりて未然を知り得るならば、筮を用ふるも基石を用ふるも同様に知り得べき理なり、雲の飛び、葉の舞ひ、水流れ、鳥啼くについても、吾人の一心此點に會注し來らば、同く未來の事を感じし得べき理なり、何ぞ獨り筮竹に限るの理あら

んや、先きに第一講に於て余が述ぶるが如く、明日、來年若くは未來幾百千年の後と雖も、今日の原
因より相連續して來す所の結果に外ならざれば、若し吾人の智光赫々として天地六合を遍照する力あ
るときは、未來の事も今日にありて知るを得と云ふも敢て怪むに足らず、然れども易書に傳ふる所の
方法により、數十本の筮竹に考へて、未然を前知すると云ふに至りては、苟も今日の學術の一端を
窺ふものは信すること能はざるは明かなり、而して是を固信するものゝ如きは、支那崇拜の極此に至
るものと謂はざるを得ず、

第廿九節(卜筮に就ての意見) 凡そ世の卜筮を信するものは唯一心に之を信じ、之を排するものは
一口に之を排し、共に偏見たるを免かれず、今余は偏信家に與みせず、又全排説に賛せず、其中間に
ありて一説を執るものなり、抑も易理の高妙にして、支那哲學中の第一位を占むるものなることは、
余が第二講に於ても既に一言したることにして、其最も高妙なる點は、太極進化の理を説くにあり、
而して又其理を人事に應用して、天人一體の原理に基き、以て修身經國の道を論ずるは、是れ亦其妙
なきにあらす、予先年易論を著して此事を論ぜり、今其論意を此に述ぶるは卜筮論を評するに必要な
れば、左に其大要を摘すべし、

夫れ支那哲學一種の特風は、天人一體論によりて修身を立るにありて、其國の學者は古來上堯舜よ
り下孔孟老莊に至るまで、皆盡く人道の本は天にありと信するなり、今其理由を述んに、第一に支那

學者は人に先て天地に存するありと考へ、天地の二氣交感して人類萬物を化生するに至ると信す
るを以て、天地の規則は即ち吾人の規則なりと定むるなり、第二に支那學者は天地も萬物も本一體の
太極より開發したるを以て、人も天地も同體一理なりと信じ、天象を考へ天理に基きて人倫を立るに
至るなり、第三に支那人は人は天に勝つべからず、天毎に人を制するを見て、自ら天の畏るべきを知
り之に従ひ之に則りて以て人の道を立るに至るなり、是等の理によりて天理を以て人道の本と定む
る一種の學風の起れるならん、而て其起る所以は易を以て知るべし、今易書に述る所によりて、試に
天地と人との相似たる點を擧れば、萬物は天地化合によりて生育し、社會は君臣共和によりて成立
す、天地和せざれば災害起り、君臣和せざれば、爭亂起る、天に日月の別あり、人に男女の別あり、日は
剛強の性を有し、月は柔順の性を帶ぶ、男女亦然り、天に晝夜四時の變あり、人に盛衰死生の變あ
り、天運循環して際涯なし、人事亦然り、故に人仰て天象を觀れば忽ち天人の相似たるを知るべし、
俯して地理を察すれば又人の天地と其徳を合するを知るべし、是れ支那人の天に則りて教を設るに
至りし所以なり、且夫れ人老いざらんと欲するも歲月と共に移りて止ること能はず、人死せざらんと
祈るも天運と共に去りて復回らすべからず、是又自から支那人をして、天に従ふを以て道を定めしむ
るに至りし所以なり、且つ易中説く所を考るに、支那學者は天地萬物已に太極一元より分化したるを
以て、人亦天地と共に次第に進化すべしと信す、社會の發達、一個人の成長、皆同一理を以て論じた

るは、實に古今の卓見と云ふ可し、易中六十四卦を序列するや、初に乾坤二卦を置いて、次に屯蒙需訟と次第するは、天地ありて而して後に萬物の漸々成長發育する所以を示すなり、即序卦に説が如し、斯くして萬物の進化、社會の進化、一個人の進化、皆簡易に始まりて複雑に赴く所以を知らしむ、方今西洋進化學家の説く所の順序是れに外ならず、別して其萬物は社會及び一個人と共に進化すと爲すが如きは、西洋學者の論意と其歸を同ふす故に年月を以て之を較すれば、進化論の濫觴は支那に起ると謂ふも豈不可ならんや、

以上論する如く、天人一體の理を知り、人の天に勝つべからざる所以を知る時は、天理に基きて人道を立つる所以、及び其理に順ふと順はざるとによりて善惡の分る、所以亦知るべし、天理に順へば吉となり、天行に抗すれば凶となる、吉は即ち善にして、凶は即ち惡なり、人をして其凶を避け、其善に就かしむるもの即ち道なり、是れ孔子の易理を以て人道を説く所以なり、今其證を擧ぐるに、繫辭に曰く、

一陰一陽之道を謂ふ、之を繼ぐ者は善なり、之を成す者は性なり、聖人、卦を設けて象を觀、辭を繫けて而して吉凶を明にす、

天地位を設けて而して易其の中に行はる、成性存々は道義の門なり、之を卦の辭に考ふるに、氣候の増長を見て惡の増長を戒めて履霜堅氷至と云ひ、天運極まりある

を見て榮利に乗ず可らざるを戒めて亢龍有悔と云ふ、是れ天理によりて善惡吉凶の起る所以を示すなり、又之を象の辭に考ふるに、君子の天を觀て自ら戒むるを説きて曰く、

天行は健なり、君子以て自彊して息まず、地勢は坤なり、君子以て徳を厚くし物を載す、雷電は屯す、君子以て經綸す、山下の出る泉は蒙、君子以て行を果し徳を育ふ、

斯の如く天地に則りて行ふものを君子とし、行はざる者を小人とす、即ち天に順ふと順はざるとによりて君子、小人、吉凶、善惡分る、なり、天地の理は盈虧消長の變あるを以て、其理を見て行を戒むるを人道の要點とす、即ち天運循環の變を見て人事循環の理を知り、不中不正を凶とし、中正を吉とするなり、爰に其證を引くに左の如し、

繫辭に曰く、日往けば則ち月來り、月往けば則ち日來る、日月相推して而して明生ず、寒往けば則ち暑來り、暑往けば則ち寒來る、寒暑相推して而して歳成る、往く者は屈するなり、來る者は信るなり、屈信相感して而して利生ず、

又曰く、易は窮すれば則ち變ず、變すれば則ち通ず、通すれば則ち久し、

象に曰く、日中すれば則ち傾き、月盈つれば則ち食す、天地の盈虛時と消息す、而して況んや人に於てをや、況んや鬼神に於てをや、

又曰く、君子は消息盈虛を尙ぶ、天行なり、

又曰く、天道は盈つるを虧きて而して謙するに益す、地道は盈つるを變じて而して謙するを流ぶ、鬼神は盈つるを害して而して謙に福し、人道は盈つるを惡んで而して謙を好す、

諸卦の變化亦此理に基づく、乾卦極れば坤に變じ、泰極れば否となる、大有に次ぐに謙を以てし、隨に次ぐに蠱を以てす、是れ皆天運極りある所以を示すなり、天にありては一寒一暑、地にありては一榮一枯、人にありては一生一死、國にありては一盛一衰、自然の理にして吾人の免る可らざる者なり、安樂に過れば憂患起り、富貴に乗すれば貧賤となる、是れ事實上の結果にして歸納の規則と云ふ可し、是を以て人若し其生を全ふし、其樂を長ぜんと欲せば、宜く其中正を守りて一方に偏倚すべからず、故に繫辭に之を戒て曰く、

危きは其の位を安んずるなり、亡ぶは其の存を保つなり、亂るは其の治を有つものなり、是故に君子は安くして而して危きことを忘れず、存して而して亡ぶることを忘れず、治にして亂を忘れず、之を以て身安くして而して國家保つべきなり、

又曰く

危き者は平かならしめ、易き者は傾かしむ、其の道甚だ大なり、百物廢らす懼るに終始を以てす、

其の要は咎無し、此れを之れ易の道と謂ふなり、

又文言に之を戒めて曰く、

君子は徳を進め業を修む、忠信は徳を進むる所以なり、辭を修め其の誠を立つるは業に居る所以なり、至れるを知りて之に至れば與に幾すべし、終を知りて之を終れば、與に義を存すべし、之故に上位に居て而して驕らず、下位に在て而して憂へず、故に乾々として其の時に因りて而して惕るれば危しと雖も咎無し、

又曰く、

亢の言たるや、進むを知りて退くを知らず、存するを知りて而して亡ぶるを知らず、得ることを知りて而して喪ふことを知らず、其れ唯聖人か、進退存亡を知て而して其の正を失はざるものは、其れ唯聖人か、

卦の辭にも平無く、跛無く、性無く、復せず、艱貞咎無しとあり、或は其れ亡びんか其れ亡びんか苟桑に繋る

と、以て人の一方に偏倚すれば害ある所以を訓ふるなり、

斯くして卦中中位を得るを吉とし、之を得ざるを凶とす、善惡是によりて分る、中庸は易理に基きて起ること明なり、而して易中中庸を貴ぶの意、人をして永く吉利を得せしめんとするにあり、故に卦爻の辭に、毎に吉凶又は利不利の字を添へて、以て人を戒む、其吉利は所謂人の幸福なり、之に由て之を觀れば、易の目的は人の幸福を増進するにあり、故に彖に曰く、

乾道變化して各性命を正うし、大和を保合す、乃ち利にして貞、首として庶物に出でて萬國咸寧し
坤卦の辭に曰く、

君子往く收る有り、先に迷ひ後に得、利を主とす、

其他毎卦利を説かざるはなし、且つ易に天理に基き勸善懲惡を論じて文言に曰く、

積善の家には必ず餘慶有り、積不善の家には必ず餘殃有り、臣其の君を弑し、子其の父を弑す、一朝一夕の故に非らず、其の由りて來る所の者漸なり、之を辯する早く辯せざるに由るなり、

と云ひ、繫辭に

善積まざれば以て名を成すに足らず、惡積まざれば以て身を滅すに足らず、小人は小善を以て無益と爲して而して爲さず、小惡を以て無傷と爲して而して去らざるなり、故に惡積んで而して掩ふべからず、罪大にして而して解くべからず、

是に由て之を觀るに、天地の理に基きて道德の大本を立るが如きは千古の卓見と謂ふ可し、然るに爰に獨り怪むべきは、余が前節に述ぶるが如く、易を卜筮に用るにあり、易の書たるや陰陽二氣の變化を論じたるのみにて、其體固より神に非ず、豈能く未來の吉凶を前見するの力あらんや、然るに世間之を以て運命前知の具と爲すは、道理上解する能はざる所なり、余以爲く是れ固より易の方便にして本位に非ざるなりと、而して之を卜筮に用ふるに至りしは亦其理なきに非ず、先づ其方便に過ぎる所

以を述るに、古代の人民は一般に智淺く理に暗きを以て甚だ事を判じ疑を決するの力に乏し、故に聖人其迷を定めんが爲に易を用ひたるなり、之を繫辭に考ふるに、

夫れ易は何んすれぞ爲れるや、夫れ易は物を開き務を成し、天下の道を冒し、斯の如くにして已む者なり、之故に聖人、以て天下の志を通じ、以て天下の業を定め、以て天下の疑を斷つ。

黃氏易傳に又言へるあり。

昔、聖人の易を作るや、河圖に因りて而して卦を畫し爻に命じ、卦爻に因りて而して象を取り辭を繫け、三聖人を更て而して卦爻象辭始めて備る其の要は皆卜筮に依りて以て教を爲し、天下後世の人をして以て嫌疑を決し、猶豫を定め、吉凶悔吝の途に迷はざるを得せしむるのみ、此の言によるに、易は聖人の天下の人をして吉凶運不運に迷はざらしむる方便なること明なり、且つ易の書たる、理は本にして象數は末なり、人若し直に其理に體達することを得ば象數を用ふることを要せずと雖ども、能く之を知るもの少なきを以て聖人其意を象數に寓するなり、故に易雅に、

昔、聖人の易を作る、將に以て道を明かにせんとするなり、道は無形なり、從て而して之を明かにする、唯之を象數に寓するのみ、象數は易を爲す所以に非らざるも、象數に非らざれば則ち以て易を見はすこと無し、易以て見はすべからずんば、則ち道は何に由りて而して明かにせんや、之故に道を求むる者は、必ず易に於て求め、易は必ず象數に於てすとあり、

之に由て是を觀れば、象數已に易理を示す方便に外ならざること明なり、果して然らば、卜筮の方便なるは別に證するを要せざるなり、而して世間之を卜筮に用ふるに至りしは又敢て偶然にあらず、其原因第一に易の陰陽六十四卦の中、古今東西天地萬物變化の理一として具備せざるはなきを以て、未來の天運人事吉凶禍福の理亦盡く此象數の中に備はると信するに由り、第二に人と天は同體一理なるを以て、人心明かなれば、天必ず其上に現すと想するに由る、其證を擧るに左の如し、

繫辭に曰く、變化の道を知る者は、其れ神の爲す所を知るか、

又曰く、夫れ易は往を彰かにして而して成を察し、而して微を顯し幽を聞く、

又曰く、易は思ふ無く爲すこと無し、寂然として動せず、感じて而して遂に天下の故に通ず、天下の至神に非ずんば其れ孰れか能く此に與らん、

又曰く、天下の至變に非ずんば、其れ孰れか能く此れに與らん、

易の序に曰く、天地と其の徳を合し、日月と其の明を合し、四時と其の序を合し、鬼神と其の吉凶を合し、然して後に以て之を易を知ると謂ふ可し、

之れ皆易中に將來の吉凶禍福の理を具する所以及び人心明且つ誠なれば其理に體達すべき所以を述ぶるなり、卜筮の起る蓋し之に基つて、縦ひ卜筮は易の本意にあらずとするも、余敢て卜筮は世に益なしと云ふに非ず、人の嫌疑を決し猶豫を定め吉凶禍福の途に迷はざらしむるもの即其益なり、且つ

人誠心一志之を行ふに於ては、占兆の其應ある理固より然るべし。

之を要するに、易と理と用との二様ありて、易理の上より見るときは、頗る高尚なる哲理を含有するものにして、支那哲學中の上乘なりと雖も、易用の上より見れば、唯一種の方便に過ぎざるものといふべく、若し易用として多少の信をおくべきものありといはゞ、それは全く精神作用によるものなりといふの外なきなり、換言すれば易其の物の力にはあらずして、之を信する精神の力にありといふにあり、即ち之を信することの厚きときは、果して吉凶の事實をして豫期の如くならしむるに至るものにて、卜筮の效驗あるは主として此の理によるものとす、之れ心理學の所謂豫期意向の力なり、故に其理由は總論説明篇及心理學部門に譲る、若し夫れ之より一步を進むるときは、精神の内部に理想の關門を開き、之と相通じて其の巧妙なる、趣味を感じることあるべし、之れ余が所謂假怪を拂て眞怪を開くものにして、易家が古來神明の感應と稱するものも、或は此の點をいふに似たり、然れども已に此に達すれば、最早不可思議の境界にして、其の感見する所皆絕對關内の風光に外ならざれば、之を以て決して現象有限世界に應用して説くべきものにはあらず、勿論相對と絕對とは其の體一なりといへども、表裏相反して又自ら混同すべからざるものあり、これ余が表裏兩面不一不二の關係と稱する所なり、されば易を信するときは能く絕對の風光に接見するとなすも、其の關内に見るものものと目前に現見する所の諸象とを混じて同一に論ぜんとするは、卜筮家の妄斷といはざるべからず、

且つ夫れ此の萬有界なるものは、もと一元一氣の開發より成るとはいへども、種々複雑なる原因事情の結合によりて成立せる世界なれば、縦かに現象界の一部を考へて、一切萬事の變化運命を卜定し得べき理は萬々あるべからず、別して人間社會の事の如きは、複雑に加ふるに、極めて變化し易きものなれば、卜筮を以て之を豫知することは決して望むべからず、殊に易に説く所によるも凡庸の輩の知り得べきことにあらず、先きに掲ぐるが如く天下の至精にあらざれば孰かよく此に與らんとあるを見得るべし、又紫微易傳に曰く、易之變化、其妙通神、聖人實體之とあるを見て愈々明かなり、然るに世間卜筮家を以て自ら任ずるもの、果して至聖神に通ずる人なるか、予の大に怪む所なり、世間多し知識あるものは無論卜筮を偏信するが如きことなしと雖も、下等愚民社會には此の類頗る多しとなす、余は恐る卜筮の行はる、所の結果は、此が與ふる利益よりは寧ろ其の害の甚だ大なることを、彼の愚民の如きは、身上の吉凶は卜筮に一任して自ら謹慎することをなさず、妄りに一時を僥倖せんとする弊あるを以て其一斑を證するに足るべし。蓋し社會人事は勉強忍耐により、各務むべきを務め守るべきを守りてこそ幸福も期すべけれ、徒らに卜筮の類に迷ふて一身の道德を誤るが如きに至りては豈戒めざるべけんや。

第三十節(卜筮の種類) 卜筮の種類には種々ありと雖も今文海披砂卷五に載する所を擧ぐれば左の如し、

古人推卜の法は、惟著と龜となり、今江南には多く筮を用ひ、而して江北には多く龜を用ひ、二者の外、大六壬卜、小六壬卜、靈樑卜、梅花數卜と有り、皆古法なり、俗用には、響卜有り、即ち古鏡聽拆卜、天岡時卜、六壬時卜、降筮卜、開光卜なり、神佛前には皆爻杯卜を以てす、又壽安縣には瓦卜あり、池陽には油卜有り、契丹には羊骨卜有り、嶺南には雞骨卜有り、蜀には雞子卜有り、粵西には鳥卜有り、又鼠卜、米卜、牛骨卜、田鼠卜、竹葉卜、聖卜、鼠卜有り、

又玄同放言に、錢卜のことについて種々の卜筮あることを示せり、即ち左の如し、
按ずるに、錢をもて吉凶悔吝をうらなふ事は、漢の京房にはじまれる歟、事文前集十八載す、京房卜易卦以錢擲以三甲子一起卦といへり京房は前漢元帝の時の人なればふりたり、唯錢をもて卜するのみにあらず、いにしへの善く卜するものは、事物によりてその應驗あらざることなし、陸龜蒙雜說に曰く、季札は樂を以て卜ひ、趙孟は詩を以て卜ひ、襄仲歸父は言を以て卜ひ、子游子夏は威儀を以て卜ひ、沈尹氏は政を以て卜ひ、孔成子は禮を以て卜ふ、其の應ずるや響きの如し、他の圖りごと無し、精誠に在るのみ、精誠ならざる者は、自ら卜ふこと能はず、況んや吉凶他人をやこれなり、國俗のすなる橋などいふ事も、いにしへの遺卜なるべし、辻うらといふもおなじ事なり、むかしはみやこ人一條戻橋のほとりに立ちて兆問ひせしといふ、橋占の事は源平盛衰記十中宮御産の段に見えたり、又念佛三心要集に惠心僧都西方往生の得否を戻橋にて占ひし事をいへり、神社考に云く、安倍晴明十二

神將を役使す、妻、神形を畏識す、因りて咒して以て十二神を一條橋下に置き、事有れば喚んで而して之を使ふ、之れより世人吉凶を橋邊に占へば、則ち神必ず人に託して以て告ぐといへり、その説やうやく委くし奇異に涉れり、天朝の卜筮は神世よりありけり、神世紀に云く、時に天神太占を以て而して卜して之に合ふ、乃ち教へて曰く、婦人の辭其已に先に揚ぐ、宜しく更に還り去るべしと乃ち時日を卜定して而して降る、又云く、高産靈神、天兒屋命をして太占の卜事を以て而して焉に奉仕せしむ。と是なり、卜筮は著龜にはじまり、また鹿の肩骨を抜きてうらなひしといふ、契沖の河社巻に、舊事記延喜式及大江匡房卿の歌てかたぬく鹿の妻、こひなせそ、を引きて、龜卜は後の事にて、神代には鹿の肩骨を抜きとりてうらなひけるなりといへれど詳ならず、且舊事記は證にしがたし、櫻桃は中葉まで御卜の料にせられしかば、匡房卿の歌はなほよしある事なるべし、龜策は史記に傳あり、しかれどもその書はなし、漢土にもその事絶えて定かならざりしならん、褚先生が補は索隱正義共にこれを譏れり、天朝軒廊の御卜は龜卜なるよし江家次第第十八に見えたり、匡房卿の説も史記に由れるのみ、此にもふるきは傳はらぬなるべし、以上數十種の卜筮中易筮其の最たるものなれば、先づ之を掲げて其方法應用を説明すべし、他は之に準じて知るべきなり、易に六十四卦あり即ち左の如し、

六十四卦目案先天の圖次

<p>乾爲天</p>	<p>澤天夬</p>	<p>火天大有</p>
<p>雷天大壯</p>	<p>風天小畜</p>	<p>水天需</p>
<p>山天大畜</p>	<p>地天泰</p>	<p>火澤睽</p>
<p>下卦兌如左</p>	<p>兌爲澤</p>	<p>水澤節</p>
<p>天澤履</p>	<p>風澤中孚</p>	<p>火澤睽</p>
<p>雷澤歸妹</p>	<p>地澤臨</p>	<p>離爲火</p>
<p>山澤損</p>	<p>澤水革</p>	<p>水火既濟</p>
<p>下卦離如左</p>	<p>風火家人</p>	<p>水雷噬嗑</p>
<p>天火同人</p>	<p>地火明夷</p>	<p>火雷噬嗑</p>
<p>雷火豐</p>	<p>風雷益</p>	<p>水雷屯</p>
<p>山火賁</p>	<p>澤雷隨</p>	<p>火雷噬嗑</p>
<p>下卦震如左</p>	<p>風雷益</p>	<p>水雷屯</p>
<p>天雷无妄</p>	<p>風雷益</p>	<p>火雷噬嗑</p>
<p>震爲雷</p>	<p>澤雷隨</p>	<p>火雷噬嗑</p>



山雷頤 下封巽如左
 天風姤 下封坎如左
 雷風恒 下封坎如左
 山風蠱 下封坎如左
 天水訟
 雷水解
 山水蒙
 下封艮如左
 天山遯
 雷山小過
 艮爲山
 下封坤如左
 天地否

澤風大過
 巽爲風
 地風升
 澤水困
 風水渙
 地水師
 澤山咸
 風山漸
 地山謙
 澤地萃

火風鼎
 水風井
 火水未濟
 坎爲水
 火山旅
 火山蹇
 火地晉
 水地比

而して易は乾坤より始まり、屯蒙需訟師等と次第せり、之を序卦に示して曰く、天地有り、然して萬物生ず、天地の間に盈る者は唯萬物なり、故に之を受くるに屯を以てす、屯は盈なり、屯は物の始めて生ずるなり、物生ずれば必ず蒙、蒙は蒙なり、物の穢なり、物穢ければ養はざるべからず、故に之を受くるに需を以てす、需は飲食の道なり、飲食あれば必ず訟有り、故に之を受くるに訟を以てす、訟あれば必ず衆の起る有り、故に之を受くるに師を以てす。云々とあり、此順序は天地進化の次第によるものにして誠に妙なり、又各卦に與ふる辭も大に味ある者多しと雖も其語大抵譬喩體にして文字文章共に論理の所謂汎意に屬するもの多し、例へば潜龍勿用、見龍在田、亢龍有悔、履霜、堅氷、至、括囊無言、尤無譽等の類の如し、此くの如き文章は、之れを解釋する人の意に應じて自由に左右することを得べし、これ易者によりて其解釋を異にする所以にしてまた、其時の事情と境遇とに應じて適意に解釋を與ふるを得る所以なり、故に其文意の譬喩體なるは卜筮者の判斷をなすに大に便宜を與ふるものにして、判斷に巧拙の分るゝも主として此點にあり。

第卅一節(易筮の方法) 卜筮の判斷と事實と相合すると合せざることは精神作用即ち信仰によるものなれば、之を行ふに於て其の儀式方法を嚴肅鄭重にすること必要なり、之れ人の信仰心を増さしむ

る所以なり、其の方法につきては本式と畧式と二様あり方今我邦にて、高島吞象翁は卜筮家の泰斗と仰がる人なれば、其著書易斷に掲ぐる卜筮の方法を左に示すべし、

凡そ易占の筮法は古來種々の異説ありて一定せずと雖も、今世に現行する所の筮法は大別して本筮(十八變)中筮(六變)畧筮(三變)の三とす、其本筮の法は繫辭傳に詳なれども、尙少異ありて一様ならず、且つ繫辭傳の十有八變而成卦八卦而小成すと云ふに、就きても、十八變にして或るものは所謂三疊卦にして、重疊六爻の卦を成すには三十六變せざるべからず等の説ありて容易に其黑白を辨すべからずと雖も、之等の談は且らく措き、今吾輩の常に用るには三變の略筮法なるもの最も適當せり、畢竟筮は己れの至誠を盡して神命を受くるの器なれば、何の法に依るも能く神命を受け得るに至れば即一なり、然るに常人は全く妄念雜慮を絶つ能はざれば十八變の長時間には必ず念慮の動くことを得ざるなり、精神僅に動けば決して感通すること能はざるが故に、寧ろ略筮なりとも至誠專一にして占筮の間能く精神充備して少弛なきを貴ぶなり、故に予は數十年來の實驗により斷じて略筮を用ひて敢て多きを求めざるなり、因て今識者に教ふると云ふにはあらざれども初學の爲に略筮の大意を示さん。

凡そ占はんと欲する、事項ありて筮を執らんと欲するときは、先づ手を洗ひ口を嗽き身を淨め心を靜にして閑室に端坐し、謹しんで筮竹を執るべし、筮竹の數は五十本なり、即ち大衍の數にして、此五

十本の筮竹は數理上變化をなして鬼神を行ふ所以の神物なり、而して筮竹の操り方は、其全數五十本の中より一本を除く用ゆ、之を太極に象どりて中央の筮櫃に立て、残りの四十九本を、左の手にて本を握り、末を少しく扇形に開き、右の手の拇指を以て筮竹の少し廣がりたる中邊に當て、餘りの四指は外より之を抱へて額の上に捧げ、而して其占問せんと欲するの事項を心に念じ、眼を閉ぢ息を收め誠意正心にして、恰も神明と額を合せて教を受くるが如きの觀想に任じ、精神一にして一點の私を挟まず、其至誠極まるの時に於て右の拇指を以て手に隨つて平分して二となすなり、(至誠極まるの時は即ち鬼神に感通するの時なり、感通の事たる電氣の四肢に感するが如く得て名狀すべき者に非ず、其感通するの機會間髪を容れざる所に於て筮を分くるを肝要とす、蓋し感通の事は口を以て言ひ難く、筆を以て記し難く、師弟の面授と雖も教へ得べきものにあらざるなり、只占者自ら修練して此妙境に達し得べきのみ、彼の禪僧の以心傳心不立文字と云ふも亦此の如きの境を云ふか) 已に分ちて二となす、之れ天地陰陽の兩儀に象どるなり、次に右の策を机の上に置き、其中より一本を取りて左の手の小指の間に挟み、以て天地人の三才に象どるなり、次に右の手にて左の手に執りたる筮竹を數ふるなり、其數へ方は二本つつを四たびと即ち八本つつ段々に數へ除きて、前の小指の間に挟みたる一本も加へて數へ終り、

二本残れば 乾☰の卦なり 二本残れば 坤☷の卦なり

三本残れば 離 ☲ の卦なり 四本残れば 震 ☳ の卦なり

五本残れば 巽 ☴ の卦なり 六本残れば 坎 ☵ の卦なり

七本残れば 艮 ☶ の卦なり 八本の満数にて 坤 ☷ の卦なり

乃ち序の如く天澤火雷風水山地の八象なり、此の如くにして初めの残り高にて得たる卦を内卦と稱して下に置き、再び復た前の如くにして筮を別ちて之を數へ、其残り高にて得たる卦を外卦と稱して上に置き、初めて重疊六爻の一卦を成すなり、六十四卦の中何れの卦が現はれずと云ことなし、設へば初めに一本残れば乾にして之を下に置き、次に五本残れば巽にして上に置く、上下合して風天小畜

次に七本残れば山火贖 ☱ ☲ の卦なり、初めに四本残り次に八本残れば地雷復 ☱ ☶ の卦なり、六十四卦皆此例に准じて知るべし、

已に前の如くにして卦を得たる上に、次に爻の變を見るなり、其筮竹の探り方は都て前の如くなれ共、只筮を數ふるに前の卦を見るには八本拂ひにするは、卦は八卦あるが故なり、今爻は六爻なるが故に、二本つづを三たび三たびと六本拂ひにして、餘りの數を取るなり、乃ち一本残れば初爻にして二本残れば二爻と段々に數へて、終に六本の満数なれば上爻と見るなり、其一二三の位は下より逆に數へ上ぐるなり、故に最下を初と云ひ、一三四五と數へ上げて六本目を上爻と云ふなり、此に於て初

めて何の卦、何の爻と相當卦定まるなり。
爻の圖 ☰ ☷ ☱ ☲ ☳ ☴ ☵ ☶ ☷ 上を上交とす
右の如く封の決したる上にて、卦辭と(乾爲天の卦なれば乾元亨利貞、と云ふの辭を謂ふなり)象辭と(大哉 乾 元 萬 物 資 始、云々とあるの辭を謂ふなり)大象と(天行健、君子以、云々の辭を謂ふなり)の辭にて、其占筮したる事項の大體を觀、其得たる爻の辭にて一時の吉凶 悔 吝を斷するなり、そは本文の解釋に就て判斷すべし。
又易學通解に述ぶる所によるに蓋し事ありて占はむと思ふ時は、先づ雜念を除ひ捨て身心清淨にし扱伏義禹文王周公孔子の五聖並に朱子邵子等の賢を拜し、神酒を獻じ香を燒き筮竹五十本を一握りに捧持ち、扱己が姓名を稱し次に只今占ふ所の事を人に説くが如く心の中に言ひ盡くし、此事吉凶悔吝明かに告げたまへ假爾爾泰一筮有常と二度唱へ、而後筮竹を分つべしとあり、而して其筮法は矢張略筮なり、若し本筮の方法を知らんと欲せば易の繫辭傳を見るべし、今本書について之を示すこと左の如し。

大衍の數は五十、其の用は四十有九、分れて二つとなり、以つて兩に象る、一を掛けて以つて三に象る、之を揲ふるに四を以てして、以つて四時に象る、奇を扱に歸して以つて閏に象る、五歳にして再閏、故に再扱して而して後に掛く、天數は五、地數は五、五位相得て而して各々合ふあり、

天數は二十有五、地數は三十、凡そ天地の數は五十有五、此れ變化を成して而して鬼神を行ふのゑん
なり、

乾の策は二百一十有六、坤の策は百四十有六、凡そ三百有六十、期の日に當る、二篇の策は萬有一
千五百二十萬物の數に當るなり、是の故に、四營して而して易を成し、十有八變して而して卦を成
す、八卦にして而して少成す、引いて而して之れを伸べ、類に觸れて而して之れを長じて、天下の能
事畢る矣、

此十有八變の法は本筮なり、然るに又略筮中の略法あり、八卦占獨判斷と題する書中に示す法は、
先づ六厘の錢を持て突き並ぶべし、(一厘錢六枚を並ぶるを云ふ)文字の方上に出れば(陽爻)文字なき
方は(陰爻)と知るべしとありて、實に簡略なり、以上本略種々の筮法あるも、之れ皆儀式に過ぎず、
例へば筮を行ふに當て或は手を洗ひ身を淨め或は神酒を獻じ香を焼くが如きは其目的全く人の信仰心
を迎ふるに過ぎず、既に易筮は人の疑を決し惑を定むるに在る以上は儀式に依て人の信仰心を導くは
大に必要なる事なり、又閑室に端坐し目を閉ぢ息を收め謹で筮竹を探るが如きも亦信仰注意を一點に
集め、其意志をして動かざらしむるに外ならず、斯くして筮竹を探る時には其指に於て神明の感通あ
りと云ふも、其神明は決して我體の外に存する鬼神若くは造物主の如きものに非ずして、我精神其物
の感通なることは少しく心理學を觀ふ者の信じて疑はざる所なり、然るに易筮家が之を以て天に在る

神明の我體に感通して吉凶を告ぐるものと爲すは妄信の一種に過ぎず、若し在天の神靈に感ずること
とありとするも、其交感たるや我心と神靈と其體同一にして、我心は則ち神靈の一部分なりとの説に
基きて解釋せざるべからず、縦ひ此解釋に依るも之に由て未來の吉凶禍福を前知し得べからざる事は
少しく哲學を觀ふ者の又信じて疑はざる所なり、果して然らば卜筮の方法は總て人の信仰を導くに外
ならざるものと知るべし又筮竹を五十本と限り、之を分つに一定の法則を設くるは、各其理あるが如
く、繫辭傳の上に於て説明あれども、之れ亦哲學者の許さざる所なり、繫辭傳の上にては、天數廿有
五地數三十合して天地の數を五十五と爲せども何故に天地が斯の如き數を有するやは決して其理を知
るべからず、唯天は奇數、地は偶數なれば、天一地二天三地四と配當して此數を定めたるに過ぎず、
然るに何故に天は奇數にして地は偶數なるや其理未だ詳ならず、唯天地を以て陰陽に配し、陰陽を
以て奇數に配するに依るのみ、然らば何故に陽は奇數にして陰は偶數なるや、又何故に陽は偶數なる
べからず陰は奇數なるべからざるや、其理未だ詳ならず、斯の如く一々其理を推究する時には遂に
此天地の數は支那古代の人の偶然想像したる者に過ぎずして、決して其中に必然の道理有り存するに
あらざるを知るべし、故に今日更に反對の想像を以て地を奇數とし天を偶數と爲すも亦敢て不都合な
る理あらんや、今假に地一天二地三天四等と相配して、地數廿有五天數三十とし、之に依て卜筮を組
織するも其結果何ぞ今日の卜筮に異なるの理あらむや、抑も陰陽二元の理は此世界萬有は吾人相對性の

知識の上に成立し、右あれば左あり、上あれば下あり、大あれば小あり、長あれば短ありて互に相對立するを以て、支那人は其二元に與ふるに陰陽の名を以てし、陰陽二元説を起すに至れり、即ち其陽は二元相對の一端に與へたる名稱なり、之を積極消極の二種と爲すも可なり、積極の方より他方を見て之を消極と爲すも、消極の方に在て積極を視れば積極却て消極と爲らざるべからず、故に今日の陽を陰となし陰を陽となすも唯其の位置標準を異にするのみにて、實際上道理上決して不合理なるに非ず、若し宇宙間に二元相對の存する以上は其二者各々性質を同うせざる事は明なれば、其間自から強弱剛柔清濁輕重の別あるは自然の理なり、故に支那人は此兩性を區別せん爲めに其の一を陽とし他の一を陰としたるなり、然らば天地に數を配して天數地數を定めたるが如きは決して必然の眞理有て存するに非ずして、寧ろ便宜上定めたるものと云ふべし、然らば筮竹の數の如きも天五に地十を乘じて五十を得るも、何ぞ必ずしも五十本を以て限るべき理あらんや、既に五十本の筮竹に限るべきに非ざるを知らば、百本を用ふるも二百本を用ふるも固より不可なることなく、之と同時に十本を用ふるも五本を用ふるも亦不可なることなく、果して然らば五十本の筮竹を用ふるも、二三本の筮を用ふるも其結果に至ては亦敢て不同を生ずる理あらんや、既に繫辭傳には十有八變して卦を爲すとあるも是れ所謂本筮の法にして略筮は僅に三變して卦を爲すなり、然るに高島氏の如きは此略筮を以て却て便宜なりと云へり、若し然らば筮法は必ずしも何變に限るべきに非ず或は三變して卦を爲すよりは一變

して卦を爲すの法却て便宜なるも知るべからず、故に余以爲らく錯雜なる筮法を用るよりは二三本の筮にて一變して結果を見る方法の却て大に優る所あるべし、或は銅貨一枚を探て之を地に投じて其の表面の出るか裏面の出るかを見て卜する法却て便利ならん、何ぞ煩はしく易筮に依るを要せんや、必竟するに卜筮の用は疑を定め惑を決するに外ならざれば、一枚の銅貨も吾人能く其上に信仰を置くときは疑心を一定するの功あること必然なり、唯其方法餘り簡略に過る時には人の信仰を惹起し難く是を以て易筮の如き繁雜なる筮法の世人の信用する所となりて、特更に其の専門家に鑑定料を拂ふて卜筮を依頼するに至れり、他日其の知識漸く進で筮竹も銅貨も其功用に於て毫も異なる理なき所以を信するに至らば誰れか復易筮に考ふるものあらんや、偶々疑念の決し難き事あらば自から銅貨を投じて其出づる面を検すれば足れりとす、之れ余が卜筮に對する意見にして、易理は實に巧妙なるも易用即卜筮に至ては疑心を一定するに外ならざれば、決して社會人事の吉凶禍福を豫定する力なきものと信するなり、然るに實際上下筮と事實を符合したる例あるも、之れ決して卜筮其物の力に依るに非ずして、他に其原因有て存するや疑なし、即ち其原因とは吾人の精神作用の影響結果を云ふ、此精神作用に依て其原因を説明するは余が所謂心理的説明なり、

第三十二節(易筮の應用)易筮の應用は易經に説く所によりて知るべしと雖も、民間には之を種々活用し來りて種々の筮法を見るに至る、世に梅花心易と稱するものあり、其法易に基くも大に易に

異なる所あり、之れ邵康節の發見せるものとなす、其序に曰く、

宋朝の慶曆年中（宋第四主仁宗皇帝の年號なり、日本六十九代後朱雀院長久に當る）邵康節は仁宗皇帝召て諸官を經れども、病と稱して官を辭し、山林に隱居して易學に心を留め、一向易を學び、嚴冬の寒き夜も圍爐裏の底によらず、炎天の夏の日も扇をつかはす、只易に心を盡し寒暑を忘る、然れども猶未だ易の妙理至極に至らず、故に易書を壁に張り付け日夜坐する時も之を見、臥す時も之を見る、一刻もかつて心目易書にあらずと云事なし、或時邵康節瓦枕頭を枕にして午睡せられけるに、鼠來りて前にて甚だ暴れば、枕をばし鼠にあてられけるに、鼠はにけて當らず二つに碎ける、立より見られけるに枕の中に文字あり、取て見るに文字十七あり、此枕卯の年四月十四日巳の時に鼠を見て破れんとかきたり、邵康節感じて曰く萬物皆自然の數あり、是に於て訪ひ問て此枕をやきたる瓦師の家に尋ね行き、此枕の中に文字書きたる人は如何なる人ぞと問ふ、瓦師答て曰く昔一人の老爺あり手に周易を持來て瓦を焼くほとりに休み居たりしが、此文字を書きし人は定めて翁にてあるべし、今は見えす己に久しくなりぬ、然し吾其人の家を知る、つれだち參らんと云て邵康節を誘引して老人の許に行き其故を問ふ、家人の曰く其老人は今死して亡し、但し書を一卷殘し置れたり、老人死期に吾に告て曰く、何の年何の月何の日何の時一人の秀才の人來る可し、則ち其人に此書を授くべし、吾身の事を盡し置くなり慶曆からんと遺言せり、年月日時ともに少もたがはず、能

く相あたると云て書を一卷邵康節に授く、此書を開き見るに則ち易書なり、則ち此占の例にて其家を占みれば、汝が臥床の下に白金一壺あるべし、其所を掘て此金を取出し彼老人の跡を弔ふべしと教ふ、家人教に従て臥す下を掘て見るに云にたがはず、白金一壺ほり出したり、邵康節書を授かり禮をなして歸り、隙の時此數學を究め弄ぶに諸事の占卜筮を用ずして吉凶を知ること甚だやすし、其効驗あらずと云ことなし、是乃ち易數至精至微の深妙なり、其後梅の木の枝にて雀二羽くい合地に落るを見て此書の占例にて是を占ふ、明日の晩に隣女來り花を折取り其股を傷ん事を知る、蓋し此占に依て後世相傳て觀梅の數とし、梅花心易を一部の題號とす、夫の牡丹を占て明日午の時馬此花を踐み毀はん事を知る、又西林寺の額を占て友人の禍あらんことを知る、蓋し此三例は先天の占なり、先天の占とは未得卦先に得る數、數を得て後卦を起す、故に曰く先天、若夫れ吾人憂の色あるを見て占て魚を食して禍あらん事を知る、少年喜の色あるを見て占て妻を娶るの喜ある事を知る、此鶏の鳴を聞いて占て煮て食はれん事を知る、牛の鳴を聞いて之を占て牛の必ず殺されん事を知る、此四例皆後天の占を謂ふ、蓋し未得卦先に卦を得たり、卦を立て後起る數、故に曰く後天、或日椅子を置て其年月日時にて考へ推して之を卜す、椅子の底に書付て曰く、何の年何の月何の日何時此椅子に仙客來て坐す可し、其時折傷るべし、其書付たる時に至て果して一人の道者邵康節を尋來て椅子に坐す、椅子たちまち破る、道者耻る色にて起て謝す、邵康節の曰く、物の成ると破るはみな

定りたる數あり、また何ぞ是レ介レ意、且つ公は眞の神仙の人なり、幸ひに今日過ぎて歎話す、因て椅子をかゝけて底に書付たる文字を見めす、道者愕然として走り起て出づ、忽失つて見えす、廻ち知る數の理立々微妙なること鬼神と雖ども逃るゝとなし、況んや人間に於てをや、萬物に於てをや、

之れ賣樂の功能書と同一にして人の信仰を引かんが爲めに設くるものに外ならず、然れども今日にありて苟も普通學を修めたるものは、誰れも此の如き功能を信するものなかるべきを以て畢竟無効に屬すべし、又民間に傳るものに、古易察病傳と名くるものあり、其凡例に曰く夫病人を筮して病因病症治法等を決せしめんと欲せば、先醫書をよみて醫の道を學びて後筮すべし、蓋し夫の神農氏の草を嘗るときは伏羲氏の卦を畫するが如し、黃帝の内經は文公の象の辭の如し、秦越人の難經は周公の象の辭の如し、仲景の傷寒雜病論は孔子の十翼の如し、易道四聖にしてそなはり、醫道も又四聖にして全備せり等と説き來りて、筮によりて病を判する一二例を示して曰く、

病人を筮して恒の鼎を得たり、斷じて曰く、持病の積氣心下につかへ、熱甚だしくして病變する象あり、上交變は常をうしなうといふ意なり、ゆるに六日目に死すと云ふ、果して六日目のうべに死す
又筮して節の中孚を得たり、曰く、變卦大離の故に大熱あり、木卦經に苦節とある故身のふしぶし

いたみて危し、此に狐の靈あり、六年已前狐を捕へ繩を以てつなぐ困なけれどもしらす、終に四日目に繩を食切り去る、坎を狐とし、巽を繩とし、卦變をかぞゆるは四を経て遯となる、遯はさるなり、兌の口坎のむすぶに合、故に食切る象、今之が爲に寇せらると云ふに果して中れり、頼人の曰く或時山へ行て谷底にて小狐を捕へ葛を以て繋ぎ置きかへりたることあり、故に祈りて速かに癒ゆ、出産を筮して遯の旅を得たり、貞遯の故に母は難を免て、安梓は旅なり生子に旅の義なし是死なり、

昨日午の時女子生れ死するなりと云ふ果して爾なり、臨産を筮して解之恒を得たり、斷じて曰く、今女子生れたり、歸り見るべし、但し産後三日目産門はなるゝなり、元來此の女賤しくして貴き家に嫁し、不正の女の爲めに妨たけられ、已に夫を去られんとす、之れを勞して氣體虚し腫れるなり、子を産みて夫の心かはり去る事を止め常となる神の如し、

又醫道便易と題する一書あり、其中には身體の各部及病氣の種類を八卦に配し、以て筮法によりて病氣を診斷することを示せり、其診斷を考ふるに、乾爲天の卦の下に解釋を附して曰く、氣鬱寒熱の往來頭重く積氣動氣の病治し難し、陽盛んに陰衰へる象なり、外見分よりも内惡し、又水腫心痛の意病變ることあり、走る人を止るもの无き如くにして滿れば缺るばかりなり、極陰極陽は必ず凶物なりと、斯く六十四卦に各解釋を附して、之に照して病氣を診斷するものと見ゆ、愚も亦甚しと云はさ

るべからず、若し眞に易筮によりて病症を診定し得るならば、醫學の講究の無用なるは申すに及ばず、醫士を養成するの必要あらんや、世の愚者は易を迷信するの甚しき實に此に至る、豈笑はざるべけんや、又古易八卦考によるに、八卦に數種あることを記せり、曰く夫所謂八卦者、一、四天王八卦、二、天心五星、三、皇帝、四、地陽、五、龍說、六、天門、七、心陽、八、陰陽、八卦也と説き、陰陽八卦の法は吉備大臣眞保朝臣の傳ふる所となし、天地開闢より近世に至る迄の間の年歴を上中下三元に分ち六十年を一元とし、百八十年を以て三元一周すと定め之に八卦を配して人々の性質を卜定する法を示せり、其說儒佛相混するもの、如し、又年中八卦と題するものあり、之れ全く人の生れ歳を上中下三元に配し、之を亦八卦の上に考へて吉凶を卜定する法にして、儒佛二教相混じ陰陽五行の兩說相合するものなり、又俗に揉卦と名くる法あり、八卦秘傳抄に其傳來を示して曰く、昔し南京の易學者陽森明と云ふ人、長崎へ來りし時此法を以て占ひせしに物として當らずといふことなく、恰も囊中の物を探るが如し、時人其神妙なるを感じあへりとぞ、抑も易は六爻にして大極兩儀を生じ、兩儀四象八卦を生じ、八卦六十四卦となる、又各變爻ありて宇宙萬物これに備らざるなし、然りと雖も易は聖人の大經にして容易にあらず、今此書(八卦秘傳抄)は易に志す童蒙の爲めに其短法を著はし、唯三本の卦木にて卦象を起し、急速の用に備ふることを示す、此れ陽森明傳授の法なり、俗に之を揉卦と云ふ、或は此書を清明早占と名くと云ふ、而して揉卦の傳法は先づ占はんと思ふ時、身を清め三ツの

卦木を掌中に握り占ふことを唱へ手の中にもみ合せ、机上に投げて其起りたる卦を引合せ判斷すべしとあり、其他民間に行はるゝ卜筮の書種あるを知らず、以て世に迷信者の多きを知るべし、諺に盲者千人明者一人と云へるは實に適言と云ふべし、又世に事物の吉凶を即坐に占ふ法あり、卜筮早考と題する書によるに其法算を以て占ふなり、見物は三離とす、聞く事は八坤とす、得物は二兌とす、失物は七艮とす、待人は一乾とす、怪事は六坎とす、願望は四震とす、出行は五巽とす、賣買は同上、公事の類は二兌とす、病は其の煩ひつきたる日と月とを以て占ふなり、子の日は坎とす、寅の日は艮とす、卯の日は震とす、辰巳は巽とす、午は離とす、未申は坤とす、酉は兌とす、戌亥は乾とす若し日の知れざるときは月を以てす、正月は地天泰、二月は雷天大壯、三月は澤天夬、四月は乾爲天、五月は天風姤、六月は天山遯、七月は天地否、八月は風地觀、九月は山地剝、十月は坤爲地、十一月は地雷復、十二月は地澤臨なり、いづれも其たのむ當人の年のかすと其日のかすと其時のかすと合せて八々とはらうて、のこる數にて卦を定む、一は乾、二は兌、三は離、四は震、五は巽、六は坎、七は艮、八は坤なり、例へば見物は離があたりまへの卦なり、それに二十歳の人五日の五時に占ふときは三八二十四とはらうて、残り六坎なり、之を變爻の卦と定めて、離の卦にとり合せ見て吉凶をことばるべし、其吉凶の占は當卦と變爻の卦と皆凶とあれば、大にあし、かたかた吉、かたく凶とあれば半吉と知るべし、皆吉とあら

ば大によしと知るべし、何れも皆此心にて占ふなり、是れ算數によりて占ふ法なれども、毫も必然の理ありて存するにあらず、然るに若し之によりて占定せる所實際に符合することあるも、之れ偶然の暗合若くは精神の豫期によるのみ、

日本中東京は最も卜筮人相等を信仰するもの多く、隨て之を専門とする家妙からず、其中には極めて富有なるものあり、余は研究の爲めに時々會員を派して専門家を訪ひ其實況を探知するに、本郷區にて有名なる賣卜専門家某について問合したる報告の概要左の如し、(其文中氏は賣卜専門家を指し、余とは探偵者自ら言ふなり)、

氏自ら曰く、一國の興衰は時底に現はれ、五洲の治亂は掌中に知るべし、故に願望、商法、晴雨、縁談、旅行、轉宅、病氣、普請、待人、失物、出産、男女、等各人の疑を決し災禍を避けしめ幸福を得せしむる云々と、予之れに就て一身の運氣を問ふに、氏は十分位の時間を以て略々之を卜して曰く、來月は願ふこと叶はず、思ふこと成らず、萬事意を得ることなし、易卦水山蹇を得たれば蹇の寶を望む意にて、假令眼前に寶の山を見認むるも自ら進んで取ること能はずと云ふのみにて、又他を云はず、

此の如き判定は誰れも爲し得ることにして何ぞ殊更に鑑定料を拂ふて依頼するを要せんや、縱令又此判定によりて實際功驗ありとするも、是れ決して神明の告示にあらざること明かなり、然るに世間此の如き判断を信じ鑑定を乞ふ者遠近より來り集まるとは、何ぞ世間に愚民の多きや、又易に五行を交へ干支を混するものあり、妖怪研究會員某が嘗て下谷區に住する卜筮家某につきて探究せる報告を舉ぐれば左の如し、

氏は木島、佐藤の幹支幹理を駁して質儀なりと罵倒し、自ら一流無比の判断者たることを公言せり、神棚に月と稻荷とを祭り、其判断の體裁は卜筮と異りて筮竹を用ひず、幹枝と異りて卦木を用ひ、先づ眞理易學と云へる寫本より、當人の母胎に宿りたる年月日及生誕の年月日を繰り出し、之に依りて卦木を運轉し吉凶禍福を筆答を以て示す、予問て曰く、此術は如何なる人の發明に係り、如何なる書を標準とするやと、答へて曰く、此法は大學者隱士某の發明に係り、予は其直傳の術士にして、書は師の著はせる秘傳書一部あるのみ、若し其眞理方法を知らんと欲せば、一圓の束修を納めて秘傳を受けざるべからずと、通例見料十錢以上、入門後月謝五十錢の制規なり、

是れ別に一般の卜筮と異なりて特效あるべき理なし、然るに其束修月謝の高價なるには驚かざるを得ず、又易筮に算盤を用ふるものあり、或は單に算盤のみによりて人の運命吉凶を算定するものあり、已に四ッ谷邊に住する方術専門家について探偵したる會員の報告左の如し、

氏は算盤を以て人の善惡吉凶を判じ、又能く算盤を以て惡を變じて善となし、禍を除きて福となすと云ふ、予試に之を尋ね見るに、氏が住居は軒に「天真宗社出張」と云へる標札を掲げ、其傍に「見

料十錢以上「祈禱禁厭謝絶」と云へる貼紙をなし、家の四圍は七五三繩を以て纏へり、内に入れば坐の側面に神殿を設け又種々なる供物をなせり、氏は其前面に高さ三尺餘の小座を設け、常に其上に坐し方術を行ひ又出入の人に接す、予其家に入るや恰も一婦人坐下にありて氏の占を乞ひ居たりしも、幾くもなく去れり、余は突然私も占て頂戴さうござります」と云ひたれば、彼は曰く、こは算盤の理責め法にて卜占の類にあらず、易占は牽強附會信するにたらざれども、予が此術は師の時代に於て始めて發明され、予に至て二代目の他に類なき真理なり、元來天下の事たる吉凶禍福皆算數より起るものなり、故に此理に外づれたるものは凶となり禍となる、此理に合ひたるものは吉となり福となる、予が此術は即ち此理を應用したるものなれば、百發百中毫も誤ることなしと頗る傲然たり、予運命を試み貰はんと乞へば、先づ年齢と生年月日とを尋ねり、而して又其何れの年に何れの方角より來りたるやを問へり、予答へて一昨年西より東に向て來りきと答へたり、彼れ少しく算珠を動かして、君東京に留ること頗る悪し、君は郷里より西へ向ひ行てこそ立身出世もすべしれ、然るに陽より陰に向て來りたる故、過去も未來も成ることなし、若し一たび歸りて西に行くことあらば、君の開進三年を期して待つべしと、爰に於て予問て曰く、予は今何をなしつ、何を志し居るものと見ゆるか、答へて曰く君の心、及行一定せず、途上に彷徨せるものと見ゆと、予又曰く予が運斯くもよからずとならば、君の法を以て直し貰ふことは出來ざるか、曰く出來ず、元來人の

一生には惡、凶、禍と云ふものはあるにあらざれども、人誤て其方角及其事業等に遭遇するなり、算數はそれを見出す迄にて左右すること能はず、故に病氣と雖も其吉凶方位を指示して理責めに指圖する迄なり、現に今迄爰に來りし婦人は、今より三年前、予之を判じて、三年の中に運必ず開くべしと云ひたることありしが、今や果して充分なる運を開き、立派なる商法に有附けりと、予又問ふ、君病氣の事を理責めにするとは如何、曰く數理を以て其方角をさけ、其方角の業を用ひざらしむるのみと、恰も方位家の説の如し、偶々車轡々門に入る者あり、絹巾の袴羽織を着し、頗る大菓子箱を携へ、來りて慇懃前日の恩を謝するもの、如くして去る、彼れ予に向て云ふ、今の人其某華族の家扶なり、同家御夫人の病氣平癒によりて、禮の爲めに參られたるなりと、彼れは禁厭は謝絶すと題しながら其時稍禁厭にひとしきことをなせり、そは紙片に數字を摺りたるものを紙袋に入れ、外より見るべからざる様に卦じ込みたるものなり、此鑑定の如きも更に感服すべき點なく、誰にても寫し得ることにして總令之によりて效驗を得たりとするも、毫も不思議とするに足らず、然るに世間に之を信するものあるは、之こそ却て不思議なれ、殊に華族の如き國民の最高位に位するもの、此の如き鑑定家の門を叩くに至ては之れ實に奇怪千萬と謂はざるべからず、其他府下有名の卜筮家數名について、會員の探知したることあれども、其報告大同小異なれば一々之を掲げず、且つ余も從來試験の爲めに數回卜筮によりて鑑定を與へたることあり、

其中七八分は幸に的中せり、之れ固より偶然の暗合にして毫も怪むに足らざるなり、近く余が卜筮によりて豫言を下し、正しく其實に合したる一例を擧ぐれば、昨年十一月相州大磯町松林館に滞在したる際、館主余に對して頻りに近頃來客の少なきを憂ふ、一日余將に大磯を發して東京に歸らんとし、戯に本日來客の有無を易筮によりて卜定せしに、十名以上あるべきを知るを得たり、因て余は館主に告げて曰く、今日十餘名の來客あるべし、客室必ず満たん、故に余早く去りて新客に此室を譲らんと、時に館主余が言を信ぜずして戲言なりとせしが、余が去りたる當夜豫言の如く果して十一名の來客ありたりと云ふ、是に於て館主大に驚き、翌日余に謝狀を送れり、人若し此事を疑はゞ、宜く大磯松林館に就て其實を問合すべし、余の如き旨筮家にして猶ほよく此の如き符合を得る以上は、卜筮専門家の鑑定の中することあるも復た何ぞ怪むに足らんや、且つ余が大磯にて行ひたる卜筮は、毫も先輩の定むる方式によるにあらず、自ら臨時考出せる方法により、筮竹の代りに小楊枝數十本を取り合せ、卦木を用ひずして卜定せり、然るに猶ほ其事實に適合せること此の如し、是れによりて易筮の實際に符合的中するは易其物の作用によるにあらざるを知るべし、殊に卜筮家と稱せらるゝもの、判斷は多く曖昧として意義兩端に跨がり、萬一鑑定の誤りたる時には遁辭を用ふるに便なるもの多し、已に視聽雜錄(上卷)に巫覡の妄筮と題して論じて曰く『往年武藏國大城の東北淺草に住ける商賈某、其家の黄金を失ひ、親戚と謀て卜筮せんことを欲し、某處の巫覡某筮に名ありと、遂に之を招いてこ

れを筮せしむ、巫者外より來て筮して云、此金は必外に求むべからず、恐くは蕭牆の内に在らん、若し内ならずんば、必これを外に求むべしと、惡俗にいふ兩手ぎりとは此等の言をいふめる、巫覡の妖妄を見るべし』とあり卜筮家の判斷の此の如きもの世間其例に乏しからず、余嘗て之を聞く或る一人の妄信家ありて、卜筮の大家に就き自己の生命を豫知せられんことを乞ふ、筮者乃ち告げて曰く、今より幾年の後某月某日に必ず死すべしと斷定せり、妄信家固く之を信じて其年月迄盡く財産を消費し遂に當日に至ては一錢の餘財なく、唯自ら其身を棺中に收めて絶命を待てり、然るに其日遂に死せず、翌日に至るも猶依然として存命せり、然るに時に飲食を欲するも餘資の以て之を購求するなく、殆んど飢渴に逼らんとせり、是に於て始て自ら卜筮家に欺かれたるを知り、俄かに其家に至り、何故に吾を欺きしやと詰問せしに、筮者曰く、余決して欺きたることなし、足下は某月某日に死すべきことは天運によりて定められたるものなり、然るに其日に死せざりしは蓋し他に原因あるべし、足下は人を救助したりしことなきや、妄信者曰く、已に死の定れるを知りしを以て、財産を残すの必要なきを悟り、之を盡く人に施與して貧民を救助せり、筮者乃ち曰く、之にて其理を解せり、足下は人を救助せし餘徳を以て、天は特に其一たび必定せる壽命を延長したるなりと、此一話は固より作爲せる虚談に相違なきも、卜筮家の説明中には之にひとしきもの全くなしと云ふべからず、又卜筮者の鑑定にして事實に的中適合したる例世間に傳ふるもの比較的に多きが如きも、之れ亦他に原因なきにあらず、

人若し卜筮家に判断を乞て、其鑑定の事實に合中せざることあるときは之を人に秘して傳へざるも、偶と合中したることあるときは、廣く之を世間に傳へ、永く人の記憶に存するが如き事情あり、此事と全く其性質を異にするも、先年田舎の見せ物に「ラクダ」と大書したる看板を掲けたるものあり、之を見るもの眞に駱駝ならんと信じ、争て木戸錢を拂て其内に入れば、駱駝にあらずして肥大の男が、時正に三伏炎暑の候なれば、裸體になり、手に團扇を執り、之をつかひながら「ア、ラクダ」(樂ダ)樂ダ」と云ひつゝ、横臥し居れりと、之を見て出るもの其餘り馬鹿らしくして人に其實を告ぐるを憚り遇ふもの毎に語りて曰く「ラクダ」の見せ物許りは眞に奇にして一度見ざるものは大馬鹿なりと、卜筮の判断を信じて自ら欺かれたるを知るもの却て其實を告げざるは、或は之に類したるものなきにあらざらんか

之を要するに卜筮は決して吉凶前定の力なきものにして、唯其用人の疑を決するにあるのみ、而して卜筮と實際と相合する例あるも、之れ全く精神作用若くは他の原因によりて來す所の結果にして、決して卜筮の作用にあらざること明かなり、其神明の感通と云ふが如きは畢竟するに精神其物の力にあらざるはなし、故に此點は精神即ち神明なりと解するにあらざれば説明すべからず、又其疑を決する功用の如きも必ず從來用ひ來れる卜筮に限るにあらず、他に猶ほ種々の方法あるべし、之れ余が今日の學理に基きて新たに一法を考出せんことを望む所以なり、又從來卜筮によりて人の疑心を一定した

りし功ありとするも、之と同時に卜筮によりて却て人の疑心を増さしめたることなきにあらず、若し其利害を較するときは、今日の社會にありては卜筮全く無功無用のものたりと斷言して可なり、すべて世に功用ありやなしやを知らんと欲せば、假りに之を社會より除き去らば如何なる影響を來すかを想像すべし、農業は有用なり、何者社會より、之を去らば人民の生存を保つべからず、法律も有用なり、何者國家より之を除かば國民一日も安堵すること能はず、宗教も有用なり、何者世に宗教なくんば人其安心立命の地を失はざるべからず、然るに社會より卜筮を去るも、如何なる不便不利ありや、毫も社會の盛衰と關係せざることなり、西洋には我所謂易筮なし、然れども其社會に何等の不便をも感ぜざるにあらずや、以て卜筮の世に必要なきを知るべし、斯く論じ來るも余は決して易學其物を排するにあらず、若し哲學として之を講究するときは、易は實に支那哲學第一流に位するものと謂ふべし、第三十三節(龜卜錢占歌占) 我邦に一の吉凶を豫知する法は古來大に力を用ひて講究したるものと見えて、其種類の多きこと實に驚かざるを得ず、其中易筮を第一とし之に次ぐものは龜卜なり、龜卜とは古來我邦に行はれしも、今日之を用ふるものなし、今「筆のすさび」と題する書中に曰く、龜卜は對州にのこりてあり、其法龜甲をうらより小刀にて穿ち、一寸程を薄くするを鑽龜といふ、彼地にタフといふ、木は刺ある木なり、それを箸のやうにして、其先に火をつけ、彼薄らけし處を裏より灼き、表にひらき入たる紋出で來たるが灼龜といふ、其紋のさけやうを見て吉凶を卜す、其法は或時

吉田家より望まれしかども傳へず、甲は乾きたるを用ふ、生龜にあらす、又昆陽漫録に曰く、龜トの法西土に傳はらず、反りて我國には神功皇后の三韓征伐の時より對馬國に龜トの法傳はりたりといへども、いまだ其書を見ざりしに、對州の儒臣雨森氏が著せる狂草に龜トのことを載せられたれば、對州に龜ト傳はること明なり、其文左の如し、

この國につたへし龜トは、いにしへの遺法ならむとおほの、吐うるはし普うるはし加身ひきのまゝ、依身ひきのまゝ、多女まつたしといへる、壯のたゞしきにして、くしみつけさかりありやうしといへるは、壯の變なり、こたかにいへばとゆるひたとよりめ、ときれた、とさく、とそれた、とつひた、としひたといへるは吐の變なり、ほそひたほみた、ほきた、ほさ、ほそれた、ほかくめたといへるは普の變なり、加身いきし、加身をたしひ、加身きた、加身なるたへといへるは加身の變なり、依身いきしひ、依身をたしひ、依身なるたへといへるは、依身の變なり、多女うちとをれた、多女ほかとをれた、多女ぬきことをし、つき多女といへるは多女の變なり、なほよそ下法は壯をえてよしあしをしるなり、トの字はそのたちにして、たていつゝよこみつにうがちたをもてやき吐よりはじむ。

又社會事彙によるに成島甲か龜ト考(花月新誌三十九號)云、支那人の痴なる妄りにト筮を信じて遂に其陋習を我邦に傳へたり云々、我邦上世龜トの行はれたる、余其詳なるを知らずと雖も後世に於て

僅に其遺法を存するは對島のみ、蓋上世も其法對馬壹岐地方に盛んなりしならん、三代實録に云ふ、貞觀十四年、官主從五位下兼丹波椽伊岐宿禰是雄卒す、是雄は壹岐の人なり、本姓はト部改めて伊岐と爲る、始祖は忍見是尼命、神代より始めて龜トの事を供し、其子孫祖葉を傳習しト部に傳ふ、是雄ト數の道、尤も其の要に充つ、以てト部の龜トを掌りしを見るべし、其ト法は龜ト秘傳ト法類書等に載る。

易筮及龜トは諸うらなひ中の最たるものなれども、其の他多々の種類あることは第三十三節に示したるを見て知るべし、其中には實につまらぬものもあれども、其理は何れも一にして一方にて、百發百中すべき理ありとすれば他方にも亦其の理あるべし、其の所謂つまらぬものは、餘り單純なるを云ふ、單純なれば人の注意を引き信仰を起さしめ難きを以て、之を複雑なるものに比して功驗少きことあるべしと雖も、是れ決してト筮其物の力にあらずして、人意の作用なるにて明かなり、今此に種々のつまらぬト筮を掲げて説明せんとす。

先づ歌占は梅園日記に、婦女子無心にて百人一首の草紙をひらき、其歌をもてうらなふを歌占といふ、もろこしにも似たるわざあり卷トといへり、聊齋志異に云く、女二夜早起し燈を挑け、忽ち卷を開て悽無として涙零つ、生急に起て之を問ふ、女曰く、阿翁行て且に至らんとすとは我兩人の事妾適と卷を以てトして之を展ぶるに李益の江南の曲を得たり、詞意祥に非ず、生之を慰解して曰く、

首句は羅塘賈を嫁得すと即已に大吉、何の不祥か之れ有らん、女乃ち稍懂ぶとあり、又嬉遊笑覽に歌うら、和訓栞に、歌又うたひ物をもて、占をするなり短冊の占もありといへりとあり、又俗間に傳はる書には、安部晴明の歌うらなひと稱して、天照大神、八幡大菩薩、春日大明神此三神の示現にまかせ、易の六十四卦をかたどり六十四首の和歌を集めて、歌占と名くる由、其取り様は右之名を三遍となへ「いにしへの神の子ともものあつまりて、つくりしうらざまさしかりけり」といひて卜うなり是れ全く一心不亂の信仰を起さしむる方便に過ぎず。

又錢占の事は文同放言に、小説桶狭間の役を載す、信長夜熱田の神祠に詣で、之に禱りて曰く、駿兵百萬既に數城を陥れ、勢中國を呑む、士卒戰慄して謀の出づる所を知らず、神威を假りて以て之を逆撃するにあらざるよりは、豈に大敵に克つを得可けんやと、因りて軍士を顧みて曰く、我錢占を以て雌雄を試みんと欲す今投する所の數錢皆形(俗に錢面を曰て形と爲す)ならば孤必ず大に捷たん祝して無(俗に錢目を曰て無と爲す)ならば則ち和を議せんのみ、之れ明神の心なり、祝し了り手づから自ら數錢を弊壇に擲ち、左右をして火を抗けて之を視せしむるに、乃ち其の錢皆面す、時に神宮の中に忽ち鳴鑼を聞き、士卒感激勇義百倍し、信長亦た大に喜び明日兵を進め、大に桶狭間に戦ひ、一擧して敵將義元的首級を獲、蓋し信長は詭計窃に兩面の錢を用ゐて士卒を奨めしが如し、又鳴鑼を以てせしは兵の心を誘ふのみ、是を兩面錢の占と謂ふ。

馮氏知囊全集(卷十五智術部)に曰く、南俗鬼を尙ぶ、狄武襄、儂智高を征する時、大兵桂林の南に出づ、因りて祝して曰く、勝負以て據と爲すこと無し、乃ち百錢自ら之を持し神と約す、果して大捷せば則ち兵錢を投せんに盡く面せんと、左右諫止す、若し意の如くならずんば恐くは師を阻まん、武襄聽かず、萬衆聳視す、已にして而して手を揮つて倏ち一擲するに百錢皆面す、是に於て舉兵歡呼し、桂林野に震ひ、武襄も亦た大に喜ぶ左右を顧みて百釘を取り、即ち錢の疎密に隨つて地に布いて之を帖釘し、加ふるに青紗籠を以て手から自ら封じて曰く、凱旋を俟て當に神に謝して錢を取るべしと、其後邕州を平け師を還し、言の如く錢を取る、幕府士大夫共に視るに乃ち兩面の錢なり。云々といへり、本邦の野史竊に之を攬て總見院右府の軍略にせしならんとあり、而して錢占の漢の京房に始まりしことは前既に之を述べたり又俗間に傳ふるものに投錢占の法あり、其法錢三文を手にもち、其錢を投げ、斯くして出でたる表裏の面について吉凶を判するなり、其功用は皆人の疑を決するにあれども、若し人其智を研きて心鏡愈明かなるに至らば、一切の卜筮跡を絶つことあるべし、故に吾人は卜筮絶亡の日の一日も早く來らんことを望むものなり。

第三十四節(太占辻占) 以上擧げたる諸法は皆支那傳來若くは支那に行はるゝものを模擬したるに過ぎず、然るに我邦にも神代より一種の占法ありしとは、歴史上に見えたり、之を「ふとまに」(太占)と名く、古事記神代美斗能麻具波比の段、水蛭子の生給ひし時爾天神之命以二布斗麻邇一卜相而云

云とあり、平田翁の古史傳に曰、布斗麻邇は、神の御心を問奉る卜事の名なり云々、又古事記天石屋戸の段に、内拔天香山之眞男鹿之肩拔而取天香山之天波々迦而令三ト合麻邇那波而云々とあり、肩を抜とは、其骨を採取を云なり、上代のトは凡そかく鹿の肩骨も用ひられたり、龜を用ふるは、漢の字を學べる後のことなり、そもく大兆の事は別て神たちの始給へるなるを、其始しを以て斯様にしてトへ給へり云々と、會て知るべからぬを、此波々迦の火をもて鹿の肩骨を灼てトふ法は、此時より起れりしこと疑なし、さて後に鹿占を龜占に換たることまた其占ふる状態などのことも、信友が正卜考に具に記したり、(以上は社會事彙占トの部より摘載せり)

又「つじうら」と稱するものあり、和訓栞に云、萬葉集に夕衢をゆふけとよみ、八十の衢の多占にもとよめる是也、其法種々あり、正字通に鏡聽の俗は龜神に禱り、釜中の杓の指す所の方に既ひ、鏡を胸前に懸け、窃に人の語聲を聞き、吉凶を占ふ、俗に響トと曰ふ、南楚に街トと曰ふと見たり又云ゆふけ、萬葉集に、夕占、夜占、夕衢などをよめり、俗にいふ辻占なり、夕食の義にや、後拾遺集にゆふけをとほせけると見えたり、ゆふけの神とも見えたり、又黃楊小櫛と名く、其法十字街に出で、黃楊の櫛を握り、道祖神を念じて、見え來る人の語をもて吉凶を占定むといへり、社會事彙による(其他石占、灰占、橋占等幾種あるを知らず、世に吉凶禍福の門に迷ふもの多きを知るべし、第三十五節(兆占) 已に和漢の占法を略述したれば、是より西洋の占法を一言するを要す、其

法も數種ありと雖も、今此に羅馬にて行はれし一種の兆占を示さんとす之をオーギッリー(Augury)と名く、予は之を兆占と譯せり、是れ羅馬にありて極めて古代より傳はりし法にして、紀元前七百年頃已に此占を本職とするものありしと云ふ、其職は僧侶の一種にして、神意を人民に告ぐるものなり、故に何事も公私に拘らず、占者に尋ねて神の意を伺はしめ、其命によりて已に議定したりしことまで之を廢毀する等、其勢力實に盛んなるものなり、今其法の一斑を示すに、第一に天象に就て占ふことあり、即ち占者丘陵に上り、東向して禮拜讀經し、天を望み其左に雷電の如き一種の天象を見れば吉、右に見れば凶なりとす、第二に鳥の飛行を見て占ふことあり、此法は希臘人の常に用ふるものにして、羅馬人も之を重んじ、攻戰講和一として之に由らざるなし、其判定は第一に鳥の種類により、第二に鳥の事情による、例へば右より左に飛行すれば凶、左より右へ飛行すれば吉となる、又鳥の種類を別ちて豫め此鳥は吉、此鳥は凶とするなり、第三には雛鳥の食を好むと厭ふとによりて占ふることあり、即ち其好むは吉、厭ふは凶なり、以上三者の外に獸類についてトすることあり、或は人の嘘について占することあり、或は鹽を食卓の上に振りかけて占することあり、之を要するに羅馬人は天地間の自然の現象の常に異なるを見て、是れ神意を示すものなりと信じ、其現象の裏面に神意ありて潛在するが如くに考へしなり。

其他西洋今日の社會にも、東洋に行はる、ト筮にひとしきものありて、何れの國も愚民の状態は同

一なるものなり、但し若し其多少を較するときは、西洋は東洋の如く甚しからざるは余が辯を待たず然らば社會開明の程度は卜筮の盛衰によりて判定するを得べきか。

第三十六節(夢占) 次に夢占について、古書に散見せるものを擧ぐれば、王達が筆嚙に夢者非二自外致也、日之所爲有善惡、夜之所夢、有吉凶云々、藝文類聚第七十九に曰く。

周書に曰く、大似夢に商の庭に棘を産するを見、太子發周庭の梓樹を闕に取る、梓化して松柏と爲る、穢作寢覺めて以て文王に告ぐ、文王乃ち太子發を召して之を明堂に占ひ、王及び太子發、並に吉夢を拜す、商の天命を皇天上帝に受く、東觀漢記に曰く、諸將光武を勸めて立たしむ、乃ち馮異を召す、上曰く、我夢に龍に乗りて天に上り心中動悸を覺悟す、異因りて席を下りて再拜し賀して曰く、之れ天命なり精神に發し心中動悸するは大王重慎の性なり、異遂に諸將と議を定め、尊號を上る、又曰く、和意皇后常に夢む、天體を捫るに蕩々として正に青く、鍾乳の若き有り、后仰いで之を瞻ふ、以て占夢に訊ぬ、言く、堯は天を攀ちて而して上ると夢み、湯は天に反して之を舐むと夢む、之皆聖王之夢なり、呂氏春秋に曰く、孔子糧を陳蔡の間に絶たれ、藜藿料まず、七日粒を嘗めず、晝寢ぬ、顔回米を索めて而して來り、之を爨して幾んど熟す、孔子望見す、回其の甑中を攫み而して之を飯するに食熟す、孔子に謂して而して之を進む、孔子起て曰く、今は夢に先君絜を食し饋せんと欲するを見る、顔回對て曰く、爨食す可からず、埃煤甑中に入る、食を棄るは不祥因りて攫て而して之を飯

す(埃は煤煙塵煤なり)、范曄の後漢書に曰く、蔡茂夢に太極殿上三穗の禾有るを見る、茂跳て之を取りて其の中穗を得て輒ち復た之を失ふと、以て主簿に問ふ、郭賀因りて席を離れて慶して曰く、大殿は宮府の形像なり、極て而して禾人有るは、臣の上祿なり、其中穗を取るは是れ臺の位、字に於て禾失は秩と爲るなり、旬月にして而して茂徴せらる、乃ち賀を辟して椽と爲す。支那にては夢を判する爲めに占夢の官さへありし程なればつまらぬ夢までも之か吉凶を判定するなり、其判定は道理上考ふるに足らずと雖も、よく之を事實上適合して判断を下すは人の頓智に出づるものなり、今左に酉陽雜俎(三冊目)に出づる例を示すに。

魏の楊元楨能く夢を解す、廣陽王元淵、夢に袞衣を着けて槐樹に倚ると、元楨に問ふに元楨の言く當に三公を得べしと、退いて人に謂て曰く、死後三公を得るのみ、槐の字は木の傍は鬼なりと、果して爾朱榮の爲めに殺され、司徒を贈らる。

卜人徐道昇言く、江准に壬生なる者有り、傍して言く夢を解すと、賈客張瞻將に歸らんとす、夢に白中に炊ぐと、壬生に問ふ生言く、君歸れば妻を見ずと、白中に炊ぐは固より釜無きなり、賈客家に至れば、妻果して卒して己に數ヶ月、方に壬生の言の証ひざるを知る。

又我邦にも古來夢に相して判断を與ふることあり、今本朝語園に出づる例を轉載すること左の如し、本朝語園卷一に曰く、崇神天皇四十八年正月十日、天皇敕三豐城命活目尊して曰く、汝等二人の御

子慈愛共に等し、孰れを嗣にせん事をしらす、各宜く夢みすべし、是を占て帝位を譲んと、二の御子茲にをいて命を承り、淨沐て祈りて寢たり、各夢を得て、曙に兄の豊城命、夢の辭を以て奏して曰く、自ら御諸山にのほりて東に向ひて、八廻鉞をふり八たび刀撃す、弟の活目尊、夢の辭を以て奏すらく、自御諸山の嶺にのほり網を四方にはへて粟を食雀を逐ふ、即ち天皇相夢して謂く、兄は一片に東に向ひ東國を治むべし、弟は是れ悉く四方に臨み宜く朕が位を繼べし、四月十九日活目尊を立て皇太子とす、(號垂仁天皇)豊城命を以て東を治めしむ、是上毛野君下毛君の始祖なり。同書卷七に曰く、大入道殿兼家いまだ納言たりしとき、夢に逢坂の關をすぎ玉ふに、雪ふりて關路ことくく白きを見玉ひて大きにおどろき玉ひ、雪を夢みるは凶なりと思召て、則ち夢解をめしてとかしめらるゝに、夢解申て云く、この御夢想きはめて御吉相なり、たしかに以て御氣づかひあるべからず、其故は人かならず、斑牛を上つるべしと申しけるが、果して人斑牛をたてまつる、兼家公悦のあまり夢解に祿を賜ふ、斯て後ち大江匡衡參らしむるに此由を御物語あり匡衡大に驚き申て云く夢解に賜りし祿を召返さるべし、合坂關の字は關字なり、雪は白の字なり、必ず關白に至らしめ給ふべき由申すに、大きに感ぜしめ玉ふ、其明年關白の宣旨を蒙らせ給ける

俗間に夢の判定をなす書あり、「夢はんじ」と題する書には天晴れると見れば官位に上る、日出月出をれば其日の内によるこびあり、雲四方にたつと見ればあきなひ事あり、大に吉等と判断を與ふる

なり、又夢合長壽寶には天地の部、人倫の部、神釋の部、器械、生殖、氣形の部を設けて、天地の部には日月山川風雨等の諸象を見たる時に吉とか凶とかの判断を與ふるなり、俗に夢は逆夢と稱して事實と反對するものとす、故に夢中の不幸は覺時の幸を得る前兆なりとし、夢中に葬式死去の如きことを見るも誰れも意とするものなし、是れ蓋し夜と晝とは全く表裏相反するによる、又俗に齒の落ちたる夢を見るとときには必ず其親戚に死人ありと云ふ、余案するに齒は年齢を義とするを以て、齒の落つるは年齢の盡くると云へる聯想より起れるものならん、而して實際其夢の事實に合することあるも是れ偶然にして、十人は十人必ず事實と相合するにあらず、其理由は前に述べたるものに準じて知るべし、斯く夢について吉凶を判する規則なれば、又自ら吉凶を得、惡夢を避くる方法あり、正月寶船の畫紙を枕の下に置きて眠れば吉夢を見ると云ひ、又惡夢を除く方法あり、其法或は惡夢拂と稱して、赫々陽々日出ニ東方一斷ニ絶惡夢一避ニ除不祥一、忽々如ニ律令一と云ふ句を七遍唱ふれば惡夢を拂ひ去るべし、又猿と名くる獸を枕及衾に畫けば、其獸よく惡夢を啖ふを以て、惡夢拂となると云ふ、或は又主夜神の呪「婆娑婆演帝」の五字を書き置ても惡夢を防ぐべしと云ふ、是れ皆精神作用によりて惡夢拂の功あること問はずして明かなり。

第三十七節(御關神籤) 又我邦の神社佛閣に御關を備へて人をして之を探りて吉凶を判知せしむることあり、抑々關には多く種類のあるものにして其要皆人の決心を定むるに外ならず、易筮の策竹を

探ぐると何ぞ異ならんや、嬉遊笑覽に詳かに圖の種類を示せり、即ち(卷八に)曰く、
圖をくじといふは籤とおなじかるべし、字書に圖手取也とあり、故に猜枚を藏圖といへり、下學集
に圖不見而拈物也、續日本紀、天平二年正月云々、令撰短籍、書以仁義禮智信五字、隨其字而
賜物、これ圖取なり、南朝紀傳正長元年正月、島山滿家石清水に詣で、御圖を取て將家の家督を定め
し事あり。

今用る觀音籤はいつのほどよりありしものにか、谷響集九釋門正統名三菩薩籤云々、序三其事、是菩薩
薩化身、所撰理或然云々、また紙圖は智覺禪師傳云、二紙圖を作りて二願を決することあり。

關帝籤といふがあり、其語東坡の作といふは非なり、そを見しに錢をもて占ふなり、羣碎錄(陳繼
儒)に今之卜者以錢蓋、唐時已用之。

今俗に人のくちうらを聞といふは口占なり、俳諧懷子五吹風の口占でしれ今朝の秋、泉州堺に市
の町湯屋の町といふ處の辻を占の辻といふ、俗傳に安倍晴明この所に占の書を埋たりといへり、今
辻占に用る誦歌は、覺道通鑑につけの櫛を持て道祖神を念じ、四辻に出で辻やつち四辻かうらの市四
辻うら正しかれ辻うらの神と有是也。

石占萬葉三夕衢占問石ト以而吾屋戸爾、これは石を踏で占ふ事なり、(中略)但し後人石を踏
で占ふにはあらず、石を舉てするわざなり、その事今に傳ふ、埃養抄に、幸神の祠に、丸石を置て

石の輕重をもて事の吉凶を卜する事をいへる即是なり、金葉集寄石戀(前院六條)あふふことを
とふ石神のつれなさにわが心のみうごきぬる哉、今も石神といふもの諸方にあり、坂東の國には殊に
多し。

又我邦の佛圖にて備ふる所の御圖は、元三大師の百籤にして、元三大師御圖判斷と題す、書による
に抑も此百籤と稱するは、王城の鎮守比叡山根本中堂に立たせ玉ふ傳教大師第三の僧正惠惠大師の定
むる所、大師は永觀二年正月三日寂せさせ玉ふが故に元三大師と唱ふるなりと云ふ、又其功用を示
して曰く、七千餘軸の中に觀音薩埵無量利益不可勝計なり經曰十方諸國土無刹不現現身、月の衆
水に印する如く春の萬國に行るに似たり、衆人合掌して求る所を乞ふときは吉凶を決すること響の聲
に應ずるが如し、百發百中、嗚呼無邊の大慈悲深哉々々可崇、玄妙不可思議、庶幾くば籤を尙ぶも
の異を欺き奇に誇ること莫らまくのみと、又其規則を示して曰く、此占は法華普門品三卷讀誦し、正
觀音千手十一面等其言三百三十三べん、禮拜三十三度し、然る後に取るべき者なりと、是れ唯人の信
仰を一點に集めしむるものに外ならず、籤筮は一定の寸法ありて、高一尺幅四寸四方なり、其中に百
本の御籤竹を容れ、其各本に大吉、吉、半吉、小吉、末吉、末小吉、凶の文字を記入せるものなり、其百籤
に對する吉凶の判語は、五言四句の詩を以て示せり、例へば第一大吉にして、其語に七寶浮圖塔、高
峰頂上安、衆人皆仰望、莫レ作等閑看あり、第二小吉にして、其語に月被三浮雲、立事自昏迷、幸

乞陰合祐、何慮不眉開とあり、以下之を略す、是れ全く易筮に同じ、故に其用は愚民の迷心を一定するにありて、多少の功なきにあらざるも、之を迷信するときは亦其害あり、而して其理由は易筮と同一なれば此に略す、又法華宗、圍給鈔と名くる書あり、其序文に曰く、凡そ人はすべて賢きも愚かなるも未萌行末のことを知るべからず、之によりて一心淨々にして信力をてらし、我願ふ所吉凶善惡を窺ひ、判然決心すべきことなり、而して其語句は全く元三大師の定むるものと異なることなし、唯籤筮に一方は觀音大慈大悲大士菩薩と書し、一方は南无妙法蓮華經と書するの別あるのみ。又神社にも之にしとしき籤法を用ふるなり、神籤五十占と題する書の序に曰く、是まで神社にて佛占百番にて吉凶をみることなり來る所、こたひは王政復古維新の折から、兩部神道御慶しになり神社にて佛占相用ることはいかにと思ひ、こたひ出雲大社の神に祈を申て、一七日神の廣前にて神歌御さとしを蒙り奉りて、太占の心をとりて吉凶の御さとしを普く天下の神社の廣前に置て、今迄の佛占のごとく世の人に吉凶の迷ひを神の御心として知しめば、諸人の助けともなりなんとかくものするなり」と、故に其法は元三大師百籤と異なることなし、之を要する御籤の法は易筮と其理を同うすれば、其可否は易筮の批評に照して知るべし、若しよく精神一到して之を行へば、其疑を決し意を強むるの功驗あるは亦疑ふべからず、唯世の迷信の弊を除くは妖怪學講究の目的なれば、余輩聊か此事に力を盡くさんとするのみ。

以上論する所は物理及心理的説明によりて諸種の卜筮を評論したるものなり、是れ余が所謂假怪なり既に其物たる假怪なれば其迷雲を拂ひ去るは妖怪學研究の目的なり、而して若し其眞怪に至ては予別に一説あり、結論を待ちて之を開陳すべし。

第五講 鑑術篇

第三十八節(鑑術總論) 鑑術とは九星干支の如き、人の生年方位等によりて其吉凶禍福を鑑定する方術をいふ、其卜筮と異なる所以は、卜筮は臨時に定まるものなりといへども、鑑術にありては生來定まるものなりとするにあり、されば鑑術より卜筮を見るときは、卜筮は甚だ不確實且つ不安心のものなりとなせり、何となれば卜筮は此に一事の起るあれば、其の時々に應じて卜筮するが故に、同一事件と雖も二人別々に占へば別々の結果を得、又再度問ふことあらば前後別々の結果を示すべければなり、然るに鑑術は其生れたる年月によりて其吉凶禍福を考定するものなるが故に天然に定まる性質は之は鑑定するもの、意志によりて動かすこと能はず、是を以て其の確實なることを知るべしといふ、然れども若し局外者より此の兩者を見わたすときは孰れも不確實の度に於て左程高低あるものにあらず、皆同一に信すべからざるものとなすの外なきなり、抑も鑑術は陰陽五行を本とし相生相克の理により吉凶を判するものなり、即ち干支、五行を時日に配當して何年何月何日に生れたる人は、

其の干支五行はかくくれば其の人の性質はしかくくなりなど總て五行生克の法則によらざるなし且つ五行を方位其の他總てのものに配當し此と其の生れたる時日の五行を相照して吉凶等を判定するなり、鑑術に數多の種類ありといへども要するに此の方法に出づることなし、然らば鑑術は其原理已に妄なりと謂ふべし、何者五行生克の理は余既に第二講に於て其妄なることを證明したればなり、且つ人の吉凶禍福は總て生れながらにして定まれりといふが如きは最も信するに足らざるものとす、凡そ人間生涯の事たる内外種々の原因事情に從ふて變化するものにて決して出產したりし當日の原因のみによりて一生の萬事既定すべきものにあらず、又よし生時に既に人の性質は確定するものなりとするとも、其の生れし年月時日と人との間に決してさほど深き關係あるべき道理なし、況んや五行配當は全地球上に於て考定したるものにあらざるをや、即ち此五行説は支那に於て起り、中古以來日本に行はれ赤道以北の熱帶地方に於て定めたるものなり、故に之を春夏秋冬の上に配當して夏ならば其の氣は火にして其の色は赤其方角は南なりといへり、若し南半球に至らば之に反對の配當をなさざるべからざるに至らん、又此の地球以外に於て、星界にも我が世界の如きものありとせんに、此の干支五行の規則は果してこゝにも亦た當てはまり得べきや否や、畢竟かゝる干支五行の配當の如きは支那日本等の北半球の一部を以て全世界なりと見たりしときの想像説にして、廣く全世界の上に應用すべきものにあらず、殊に時日の如きは太陽と地球との關係より起るものにして宇宙全體よりいへば極小

部分の關係なるのみ、されば地球上にても或は晝夜の區別なくして半年全く夜にして半年全く晝のみの土地もあり、處々に從て晝夜の長短も自ら異なれば、寒暑の來往も等しからず、此の故に曆日の如きも唯其の土地の便宜によりて組み立てしものにして、古今東西曆日の制各相異なれり、然るに此の時日の上に五行を配當するが如きは大に疑ふべきものたるのみならず、更に之を人事上に適用せんとするに至りては妄も亦極まれりといふべきなり、假令五行は天地の間にわたれる氣なりとするもそれは、時日其の物の上にかゝる關係あるべき理萬あるべからず、何れにしても鑑術の不確實なることは卜筮と相比して毫も等差なきを知るべし、又今假りに此の説をして成り立たしめんか、なほ大に此の論難すべき一點あり、即ち若し今此の理に從ひて、同年同月同日に生れたる人は必ず皆同一の性質を有して、同一の運命に際會するものなりとせんか、凡そ世界の人間は之を時間に割るときは一秒時にして六十人づつ生れ出づものとす、然らば此等の人は同性質同運命を有するものたらざるべからず、ナポレオンと同日同刻に生れたるものは少くとも三十人前後はあらん、而して是等の人は皆ナポレオンと同性質同運命を有せざるべからざるにあらずや、釋迦と生年時日を同うするもの家康と生年時日を同うするもの、共に皆釋迦家康と其運命を同うせざるべからず、たとひ之に方位等の他の事情を參考すとも、同時日に生れし人の全く異なる運命に會ふが如きは決して説明することを得ず、かかる難を以て此の鑑術の上に加へばなほく數多あらん、一々擧ぐるにたえざるなり、

干支五行の時日の上に配當して吉凶禍福を談ずるの妄なる所以は余獨り之を唱ふるにあらず、梅園叢書に論ずる所實に其意を盡せり、是れ常に鑑術に關するのみならず、すべて曆日の上に吉凶を判するものについて其迷を啓きたるものなれば、余が是れより講述する各講の參考に必要なれば、此に其一論を舉示すべし、

物として其弊あらざるはなけれども、陰陽家の説尤人に害ある事多し、その事はもと陰陽五行を推して旺相死囚勞の理を出でずといへども、遂には枝により葉により大に理に反る事あり、四季に大將軍遊行の方ありて春は東、夏は南、秋は西、冬は北を塞がりとして諸事動作にいむ、正月丑、二月辰、三月未、四月戌、五月子、六月卯、七月午、八月酉、九月亥、十月寅、十一月巳、十二日申の如き月塞とし、六十甲子寅より午に至り金神遊行の方とし、日を以ていへば子の日に子の方、丑の日に丑の方をいむ、又方に金神七殺の方あり、九坎、五貧、十死、歸亡、往亡、凶會、大禍、赤口赤舌、狼藉、滅門、没日、滅日、黒日などいひて多く事を廢する事あり、成程一通俗にしたがひ、冠婚の如き大事には吉日を擇むもよかるべけれども、物事に忌み嫌ふ心ふかく、時を失ふ事愚なるに似たり、諺にも陰陽師の門に逢たえずとて、あまりつよく物をいめば、草とる日とてもなくなり侍る、よき日なりとて悪事をなしなばあしかるべし、悪日なりとも善事なしなばよかるべし、目の當り試むべき事には、天火地火の日なりとも五穀を植ゑてよく培ひ転りたらんには、よき日を選みて

植ゑ培はず転らざるよりは遙によかるべし、もし又麥の春の霜にいたみ、稻の秋の風にあれんは、吉日にうるたるも悪日に植ゑたるもおなじく損はるべし、もし又洪水火難等に逢はんには吉日に建たる家も悪日に建たる家もおなじく、波にゆられ又一片の燼となるべし、武王以甲子、紂以甲子亡といふ事あり、周の武王殷をせめ、甲子の日にあたりて殷の紂王を亡し給へり、同甲子なれども武王の爲には吉日にして紂王の爲には悪日なり、湊にかゝる船の東に行くは西風を順風といひ東風を惡風といふ、又西に行く船の爲には東風順にして西風不便なり、もとより風に順逆はなく吾のくに順逆あり、日に吉凶なし我に吉凶あり、とかく悪き事をする日はすべて悪日なり、よき事をする日は總て吉日なり、吉凶豈外にもとむべけんや、適日を選まずして成就せざる事あれば、手を拍て日時をえらまざる故なりといひおもふ、左あらば吉日を選みてんには千が千成就すべきや、世の中の吉凶禍福は人間の常にして、たとへば糾へる繩の如く、上になるもの下になり下になるもの上になり、變化定なきものなりたとへば一握の糠をとりて水にながさんに先だちて流るゝあり後れて流るゝ有り、風にふかれて何かたともなく吹きゆくもあり、又先だちたるが石に遮られておくれ、後れたるが先だつとも有り、おなじく掌に入り一同に掌をはなれても其ゆく處各同じからず又日本の木なりとも一段は神を彫り佛を造り首をかたふけ手を合せて人に貴ばれ、一段は踏板足駄の類となりて人に踏まれ木屑は薪となりて灰汁桶の苦にあふ、おなじく生をうけながらその用ひら

る、處は天壤なり、よりておもへば年月日時をくり合せ、易の六十四卦に配し一代の吉凶をとくは
 覺束なき事なり、且甚しき害ともいふべきはその生年によりて女男をこらす事有り、男女をこら
 す事有り、弟に丑の年の者あれば嫡家に崇ありなど、口にいふのみならず書に筆し、人を誤る事あ
 けて歎くべからず、諺に盲千人目明千人といへども盲千人目明千人にも及びがたければ、一人の手
 一河の流支へがたく、人の心に城をなし郭をなしその惑ときがたし、異朝にもかゝる事ありしにか
 齊の威王の少子に靖郭君田嬰と云ひし人の妾懐妊して、五月五日に子を生みけり、その頃の諺に五
 月五日に生れたる子は男子なれば父を害し女子なれば母を害すといへり、之に因りて田嬰快から
 ずおもひ努と是を生育すべからずといひけるを、其母かくして是を養ひ田文と謂ひけり、長じて其
 兄弟へ頼み父田嬰に逢ひけり、田嬰悦ばず、その母に謂ひけるは、吾この子を養ふ事なかれといひ
 しに、何ゆゑにかくはこしらへけるぞと云ひければ、田文畏まりて、何ゆゑかくは五月の子を忌み
 給ふかと問ひけるに、五月の子者長與レ戸齊將レ不利其父母と答ふ 田文きよて人生れて命を天
 に受くるか、又命を戸にうくるか、もし命を戸に受くるならば随分その戸を高ふすべし、誰かその戸
 とひとしかるべきと云ひける、田嬰も理に屈し、その後は餘子とおなじくつかへけるが、田嬰子共四
 十餘人ありし中にも、此田文こそ孟嘗君とて齊の國も此の人有りしゆゑに隣國よりもおもくおもは
 れける、今男をこらす女、女をこらす男などいへるは、往々しるしをたて、みるべし、盡く左ある

に非ず、又その外の年の人も早く夫に後妻に離るゝもいくばくぞや、是れはその人々の幸不幸な
 り全く年のしわざにあらず、明の太祖天下を得給ひてのち、朕と年月日時を同じして生れたらんも
 のはいかゞ有るべしと思召し、あまねく尋ね給ひしに、一人をもとめ來れり、見たる所やせつかれ
 た野夫なり、汝何を業とするぞと問ひ給ひければ、蜜蜂十三籠をやしなひて世をわたる由こたへけ
 るに、此者何事をかなすべきとて放し給ひしとなり、或は畜をもとめ、木をきり、首途家移
 方を立て日時を改め禁忌甚だ多し、東家之西家之東とて、東のかたの家の西は西の家の東なり、
 南にをるとおもふ人も又その南にをる人のためには北なり、屋敷は水難なかるべく、山潮など來ら
 ず、月日の影正しくうくる所をよしとす、されどもあるじの心あしくば家退轉の基なるべし、婦は
 婦徳正しく従順至孝ならば、方あしくとも繁昌すべし、鳥のなき、犬の咎め、鼯鼠やうの物のな
 き、菌の生、燈のきゆるにも忌み嫌ふ僻のふかくてこゝろを惱すごとき笑ふべし、孟嘗君がいへる
 ごとき、吾命を烏犬などにうけなばさもあらん、もし命を天にうけるとならば彼等いかんぞ人に禍
 をなすべき、口あるものは鳴き、羽あるものはとぶ、人の物いひかたるが如し、禽獸はもとより天地の
 偏氣にして無智のものなり、夫に萬物の靈として天地と並び立ちて三才ともなるほどの人、かの無
 智の禽獸に教へられなば人はた禽獸の下に立つべきか、たとへば數代相傳の君譜代の家來につかへ
 たるがごとし、皆理といふものをしらざるよりおこれりいたむべし、

此論は實に卓見にして、方位曆日を迷信する徒をして其妄を悟らしむるを得べし、且つ方位の如きは天然に定りたるものにあらずして、假定の者たることを知らざるべからず、吾人が日本の地にありて左右を望めば、其日の出づる方は東にして其入る方は西なり、其陽は南にして其陰は北なり、於是東西南北の別起ると雖も、若し漸く北方に進み北極の中心に達するに至らば、尙ほ東西の別を存するや、半年間は晝のみにして半年間は夜のみなる地に至らば、日の出入によりて東西を判定すること能はざるは明なり、故に北極の中心に達すれば東西南北四方の中唯南方の一方位を存するのみなりといふ、今日の方位家が此の如き場處に至らば如何なる説明をなして可ならんや、又南極の中心に至るも同じく東西南北の別を談すべからず、方位家は何によりて方位を判断するや、是によりて之を觀るに此一地球上に於てすら猶ほよく方位説の假説の憶説なることを知るべし、若し其説にして真ならば世界中何處に至るも其理を應用すべき筈なるに、地球上に於てすら或る一定の界限内に於て應用し得るも、全地球上に於て應用すべからざる以上は決して此説を以て必定不變となすべからざるは識者を待たずして明かなり若し夫れ宇宙全體の上より觀望し來らば東西南北の方位の全く存せざるを知り、併せて方位説の空想妄見なることを知るべし、我人一旦去りて地球の外に出で、天空中に止まりて天地間を望見するときには、何れを東とし何れを西とすべきや、宇宙天界に其別なきと容易く了知するを得べし、故に佛教には迷故三界常、悟故十方空、本來無二東西一何處有二南北」と説きて方位説の

人の迷心より生ずる所以を示せり、是れ實に卓見といふべし、今其要點を摘示すること左の如し、

方位説は地球の外に於て談すべからず、

方位説は地球上の一部分に於て應用すべし、

此二條によりて之を考ふるに、方位説の假説の憶説なること明かなり、且つ方位は地球と太陽との關係によりて假りに現するものなれば、本來地球其ものに存するにあらざると亦問はずして知るべし、是れ余が方位説を排する所以にして、苟も論理の一端を解するものは此の如き妄説を信するものあらんや、然るに方位家は方位の順逆によりて人事の吉凶禍福の必定し得べきものとなす、其妄此に至りて極れりといふべし、

第卅九節(鑑術の應用)

鑑術は以上の如く之を妄説中の妄を排するの外なきものなりと雖も、亦其の應用に至りて事實に適中することあるは一概に斥くべからざるなり、世上の論者の如く、唯ひたすらに排斥し、或はひたすらに信仰するは共に中庸を得たる正論にあらず、余が見る所を以てすれば、鑑術は理論上勿論不合理のものなりと雖も、實際上事實に符合すべき理由あることは前講に論じたる所と畢竟同一理なり、是れ固より物理的説明により證明し難しと雖も、心理的説明によりて其一部分を證するに足る、即ち鑑術を信する人にありては、其信仰豫期の力によりて好結果を見たとあるなり換言すれば精神其物の作用によりて事物の適中を見るなり、例へば九星淘宮等によりて、誰某は其性

質温順なりと判定せらるゝときは、之を信するものは自ら温順の性質に傾き、強剛なりといはるゝ時は自ら強剛に傾くが如し、余嘗て人の名稱の大に教育上に力あるものなるを論じたるにありしが、鑑術者の判断の人の性質を變化するに力あるも亦此の理によるものなるべし、其の他第一講に於て論じたりしが如く、總ての暗合禍中は種々の事情より起るものにして、其割合は適中せざるものより適中したるもの多數なるが如く思はるゝものなり、已に物理的説明のみによるも猶ほ其理あり、況んや之に加ふるは心理的説明の存するをや、故に實際上の適中暗合に至りては多少事實によりて證明し得るも、是れ實に適中暗合なるのみ、決して此暗合の一事を以て其道理の眞なることを證するの理あらんや、縱令如何に鑑術に妙を得たるものと雖も、百は百ながら千は千ながら盡く適中せざることは明瞭なる事實にして、鑑術家が何程辯護するも、數理の應用の如く必然なるものにあらずと疑を容れず、佐藤安五郎氏の組織せる五行協會の廣告によるに、曰く「抑も余が推究したる觀理術と名稱する者は、寸間も休止なく旋轉する天地陰陽活動の順逆或は出沒變化に依り、宇宙間の森羅萬象に波及する所の關係前未來を顯明知得ると、恰も鏡を以て掌中を指すに等し、就中各人毎に差異ある性質を明知し、加ふるに天地の活氣を舉用し、人身の凶禍を轉じて吉福となす等に至りては千發千中にして實に神の如しとす、滿天下の諸位余が觀理術を以て彼の名ありて實無き虚飾の學術と同一視する勿れ」とあり、又木島文六氏の設立せる幹枝學協會の雜誌中に、其効能を述べて曰く「醫師能く病理を

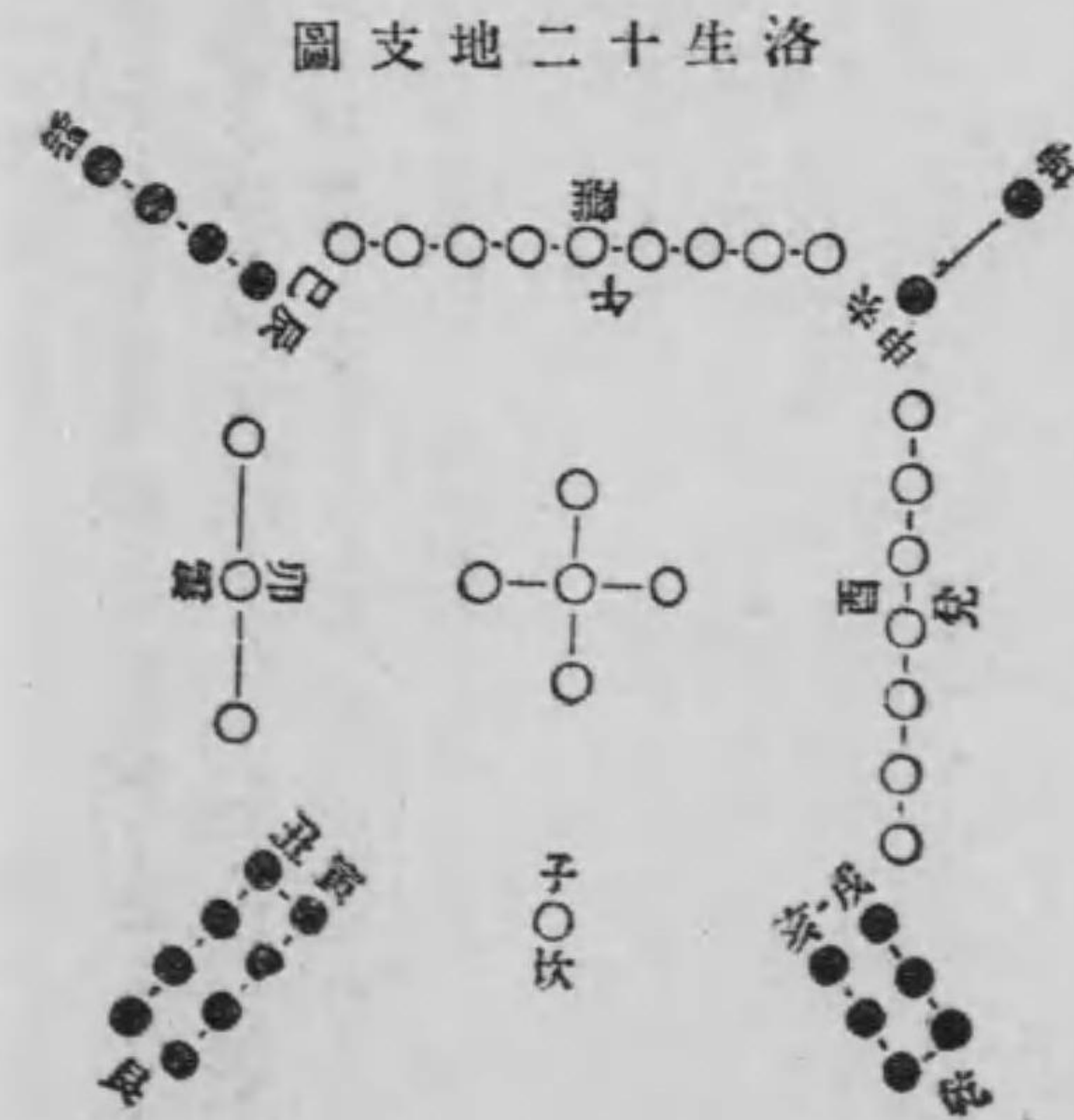
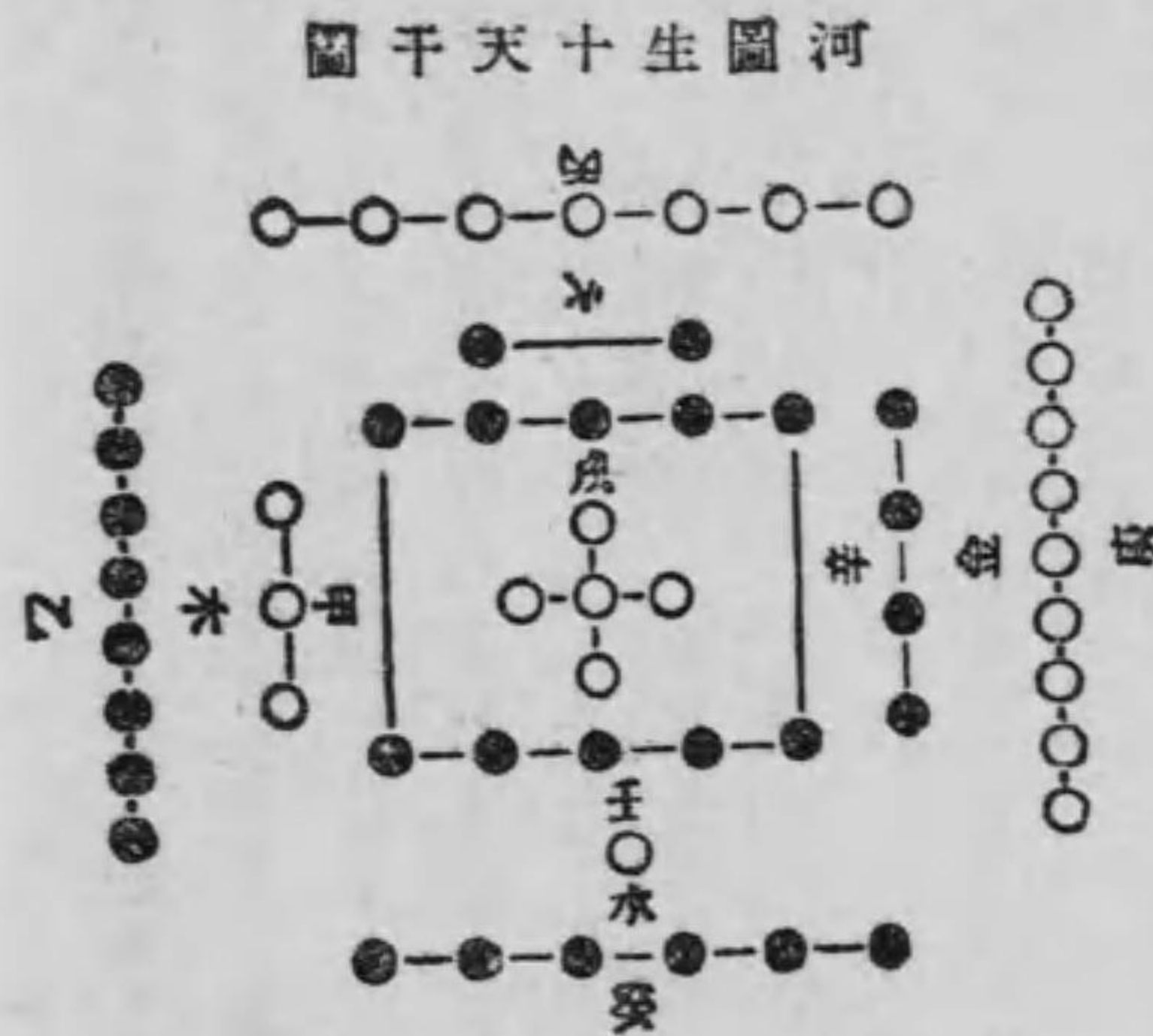
明かにするを以て人心を知るに能はず、然るに我幹枝學は醫師の能くせざる所、又西洋學者と雖も殊に困窮する處の人心を看破する位は最も其初歩として何人にも容易に明らか得べく、之を小にしては一身一家の幸福災厄より、之を大にしては一國の盛衰天災地變に至るまで悉く豫知し得ると既に世の許す所なれば、其益の大なると固より言ふまでもなし」と、又幹枝學協會の廣告に「斯學は天下無雙修身行爲の指南器たる可き所の一大新學術たり、眞に處世の六韜三略たる可きなり、嗚呼東洋に斯學新術あり、獨り花の魁なると山水の秀美なるに止まらざる可し、江湖の諸子よ、權變詭譎優勝劣敗殆んど極まり無きの活世界に身を處し常に勝利強健を保たんには、須く一定の眼瞭なかる可らず、所論既に然りとせば各自其身の性質適業を知り、天時を洞察し、各天稟幹枝の相配合する所の方針に依て處事進退を爲す時は、百事如意ならざるなし、隨て世評の所謂今世をして徒らに悲哀界なりとの慨聲を發せしむるに至らざる可く、眞に幹枝學術は世の救主也と大聲疾呼するに躊躇せざる可し」と云ふ、之れ實業の效記書と同一なるべきも、餘り其言の誇大に過ぐるは一驚を喫せざるを得ず、假令其專門家は如何様の大言を爲すも、其鑑定の必然性にあらざることを余が辯を待たずして知るべし、例へば一と二を合すれば三となるが如きは所謂必然性道理にして、天地間如何なる場所如何なる場合に應用するも一として之に反する者あることなし、然るに鑑術に至りては十中若干の適中することあるも是れもとより偶然といはざるを得ず、若し鑑術にして百發百中千發千中ならば、世に不運の人なく國に不

幸の家なく、天下常に泰平國土常に安穩なるべく、且つ其術は假令國法を以て禁止すとも其勢蕩々と
 して世間に流布し、忽天下を支配するに至るべし、然るに古來數千百年間の經驗によるに、世の文明
 の進むに従ひ其術の退歩する結果を見るは、千發千中の法にあらざることを證明する者なり、然れど
 も其適中するとせざるとは人の信仰の如何に關するを以て、之を信する者には多少の效驗あるべきは
 前講の卜筮と同一なるべし、而して世間の事たる多少人の精神によりて左右し得る者と、全く人の精
 神によりて動かすべからざるものとの二種あり、其動かすべからざるものに至りては如何なる鑑術も
 之を如何ともすべからず、故に其専門家の廣告に百發百中といふが如きは人の注意を引き人の信仰を
 向ふるまでに過ぎず、決して其術實に百發百中なるにあらず、余都下の此術を専門とするものを見る
 に、十中一二は多少の財産を有し富裕の生活を爲すものありと雖も、其多數は貧賤の生活を營むもの
 なり、若し其術にして果して人心の凶禍を轉じて吉福となす力あるに於ては、何の求むる所ありて自
 ら貧途に困むことを爲すや、是れ實に自家撞着言行一致せざるものといはざるべからず、
 今假りに一步を譲りて鑑術は適中すべき理ありとするも、之によりて生ずる利害は亦豫め考察する
 所なかるべからず、若し世の愚民をして之を信ぜしむるの結果は果して如何あるべきや、愚民は必ず
 坐しながらにして幸福を得らるゝが如き妄想を起し、徒然として光陰を消費するが如き場合あるべし、
 或は之を應用して惡事をなすの階梯とし、何々の日に竊盜をなさば必ず好結果あらんなど信するもの

又全くなしといふべからず、是れ固より鑑術其物の罪にあらずして妄想の弊なりと雖も、今日之を信
 する徒は愚民中に多き以上は其弊の起るべきを恐れざるべからず、故に余は此等の諸術はたとひ多少
 の便益ありとするも、寧ろ之を全廢して眞正の教育を興し、宗教を降んにし、愚民をして人間の常道
 を守らしめ、以て鑑術の旁徑に迷はざらしめんことを期せんとす、若し或は鑑術を改良して世の進歩
 に適合せしめんと欲せば、陳腐の五行説に基くものを廢毀して、今日の學説に基きて新に一種の方法
 を考出せざるべからず、是れ余が第二の目的なり、

第四十節(鑑術の種類) 鑑術の名稱は余が私に定めたるものにして、其下に屬するものは九星、天
 源、洵宮、幹枝術、方位、方鑿、本命的殺、八門遁甲の類なり、故に其名稱は諸種の觀理術、開運術
 方鑑術を總稱したるものと知るべし、此諸術と卜筮と其性質を異にし、一時の機變によりて考定する
 術にあらずして、既定の性質に基きて鑑定する法なりと雖も、又二者の互に相似たる所あり、即ち之
 を應用して人事の吉凶禍福を判斷すること之なり、此鑑術の中に人性に就きて鑑定するものと、方位
 に就て鑑定するものとの二様あり、人性に就て鑑定するものは天源洵宮等にして之れ人の年月を基礎
 として鑑定を與ふるなり、又方位に就て鑑定するものは、方位其物に年々一定せる吉方凶方ありとし
 て鑑定を與ふるなり、而して此二法亦互に一致する所ありて、五行に基き相生相克によりて吉凶を判
 するは一なり、故に之を前講に比するに卜筮篇は河圖の八卦に基きたる種類を主として之を講じ此篇
 は洛書の九星に基きたる種類を主として之を講ずるの別あり、換言すれば、前講は陰陽の應用本講は

五行の應用なり、故に前講は易筮を第一に置き、本講は九星を第一に置くなり、而して各種の術の如何は以下一々其節を掲げて略述すべし、
第四十一節(九星) 九筮は全く支那に起りたるものにして、河圖洛書中の洛書に基きたるものなり、今其河圖及洛書の圖を示すこと左の如し、



此洛書の圖は即ち九星の圖にして、之れ和漢三才圖繪に掲ぐるものによる、且つ十干の位置を示して曰く、子午卯酉得三太陽數二而居四正、寅申巳亥得二地陰數二而居四隅、丑未辰戌爲土無定位、寄居四隅一とあり、又各種の位置を示して曰く、戴九履一、左三右七、二四爲肩、六八爲足、五居中央、又其數の總和を示して曰く、一合九、二合八、三合七、四合六、皆爲十、五居中央、今更に其數のみを示せば左の如し、

二	七	六
九	五	一
四	三	八

此數は一より九までにして、之を縱横對角線共に其總和十五となる様に配置したるものなり、之を西洋にてマジック、スクエアー (Magic Square) といふ、其配置法は獨り一より九までの數に限るにあらす、或は一より十六まで、或は一より廿五迄、或は一より三十六まで、何れも縱横共に其總和をして同一ならしむるを得べし、余今算法闕疑抄によりて左の圖を轉載す、先づ一より十六迄の數を圖の如く方形に配列するときは、縱横及角より角に至る四箇の數の總和は三十四となる、若し又一より二十五迄の數を圖の如く配列するときは、各行六十五となり、一より三十六迄の數を配列するときは、

十三	十一	六	三
一	十	八	十五
四	七	九	十四
十六	五	十一	二

各行百十一となる、

二十	廿二	二	三十八
七	十六	十二	二十九
廿五	九	十三	十七
五	十四	十五	十
八	四	廿四	廿三
		六	六

三十一	二	五	卅三	十	卅一
廿八	廿三	廿二	十六	十三	九
卅六	十一	二十	十八	廿五	一
三	十四	十七	十九	廿四	卅四
八	廿六	十五	廿一	十二	廿九
六	卅五	卅二	二十四	廿七	七

此中一より九迄を方形に並べ、縦横角線共に十五なるを洛書の圖とし、九星の占に用ふるなり、然るに其數の順序に就きて、先天後天の別あり、今河圖洛書示蒙書抄に辨する所を左に轉載すべし、

先天の數は極數の九より逆退きて用を爲す、甲己子午を九とし、乙庚巳未を八とし、丙辛

寅申を七とし、丁壬卯酉を六とし、戊癸辰戌を五とし、天に配する十干既に盡て、地に配する十支の巳を亥と殘る、是を四として終る。亥は天門巳は地戸にて、純陰純陽の位、開闔の樞となりて五行を關鍵する所以なり、天門地戸とは、日輪天を行て晝夜を爲す所に就て云ふものなり、此故に十二時にても子午は晝と夜の九つ時なり、巳未は晝と夜の七つ時なり、寅申は晝と夜の七つ時なり卯酉は晝と夜の六つ時なり、辰戌は晝と夜の五つ時なり、己亥は晝と夜の四つ時なり、九より次第に八七六五四と逆退くを見るべし、此數に又用あること左の如し。

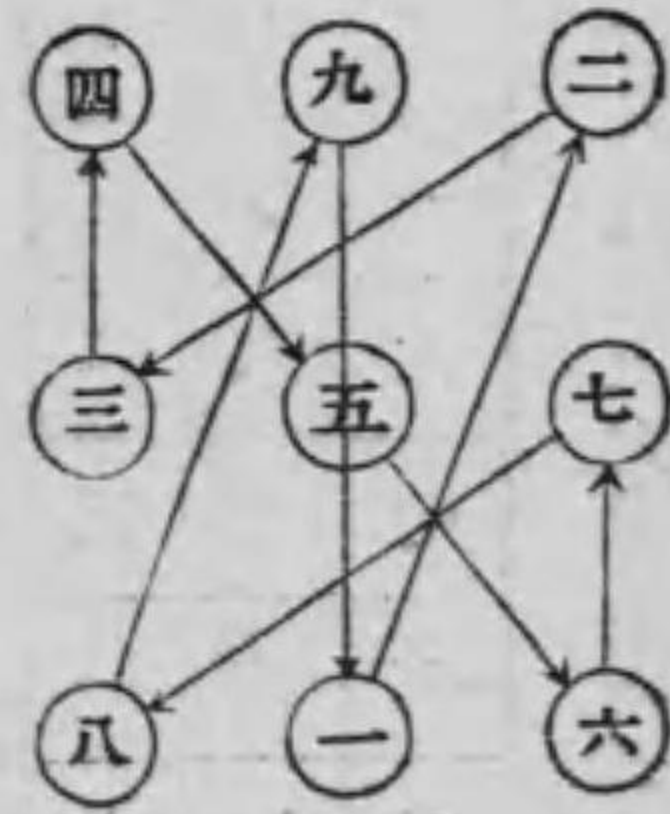
五行 納音は先天の數を取り、天干地支とて十干十二支を數へ、陰陽双數を得て五つ拂ひ捨て、殘る數にて五行と定むるなり、古洪範五行の數一水二火三木四金五土なりし、今火一土二水三金四水五とす是は五行各其聲に依て次しものなり、聲とは例へば火は水を沃で聲あり、金は木にて鼓で聲あり、水は金を投じて聲ある如し、聲を受けるの義則ち受は納なり、聲は音なり、依て納音と云ふ、扱甲子乙巳を金とするにて云はば、前に云先天の數甲は九子も九、乙は八巳も八、合せて三十四、五六三十と五つ拂ひ四あまる、是を洪範今の數と云へる火一土二に引合せ、金四なる故四あまれば納音金と知る、其外之にならへ云々。

五	四	三	二	一
癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲
		巳辰	卯寅	丑子
		亥戌	酉申	未午
土	火	水	金	木

此圖について納音のくり様は、甲子ならば甲は一ツ子も一ツ合せて二ツと知て、二の下を見れば金と知るべしと壬午ならば壬五ツ午一ツと知て合せて六ツ之を五ツ拂へば一ツ残る一の下は木なり、之れ木と知るべし、すべて六以上は五ツ拂ひ残の數にて知る、則ち其數五ならば土、四ならば火、乃至ならば木なり、此法によりて人の性質を定むと雖も、余は五行其物の既に陳腐の説たることを唱ふるものなれば、之によりて、鑑定するの妄なることは豈言を待たんや、然れども丸星の占法は大に民間に流行するものなれば、左に二三の書に據り其大略を示すべし、先づ其名目左の如し。

- 一白 二黒 三碧
- 九星 四緑 五黄 六白
- 七赤 八白 九紫

之を年に配し月に配し日及び時に配し、且つ之を五行相生の相克の理に考へて吉凶を鑑定するなり故に毎年其年に當る星あり、其星を中央に置く、之を中宮と云ふ、例へば五黄を以て中宮とし、其循環する次第を矢の方向によりて示すこと左の如し。



右指示せる方向に従ひて各星年々其位置を轉するなり例へば、五黄に當る年の翌年は四緑にして其圖四緑中宮となり、左圖の如く變するなり、而して其翌年は三碧

- 一 六 五
- 八 四 九
- 三 七

を以て中宮とし、又其翌年は二黒を以て中宮とす、其數九より次第に減じて一に至るなり、而して其循環の順序は、上なるものは下に降り、下なるものは上に昇る、之れ天地陰陽自然の理なりと雖も

其理を以て九星の圖を説明するが如きは附説たるを免れず、今其圖の全體を示さんとす。

八	四	三	四	九	八	三	八	七
六	二	七	二	六	五	一	三	一
一	九	五	六	五	一	五	四	九
四	二	一	二	七	六	一	三	二
八	七	三	四	九	五	一	五	四
一	六	五	九	四	三	八	一	九
八	四	九	五	三	五	一	九	四
三	二	七	二	一	六	七	六	二

年月日時皆此順序に従ひ九、八、七、六、五、四、三、二、一、九と循環するなり、斯くして即ち明治二十七年は七赤に當り、右圖の七を中宮とせるものは是なり此年に生れたるものは其星を七赤と定む、而して九星各其性質を異にするを以て、民間に行はるゝ一書によりて之を示すこと左の如し。

一白の年に生るゝ人多くは、尊く諸人の尊敬を受くるなり、故に心に仁慈を守れば益々發達す。

一黒の年に生るゝ人は其爲す所の事業に能く功を顯し、人に用ひらるゝ、故に其事業について益々勉強なさは立身すべし。

三碧に生るゝ人は萬事進み易く却て過ちありと、又決定の疾き性の物事發明なれども親戚朋友の交際睦じからず。

四緑に生るゝ人は常に愚痴なる事を云ひ人を疑ふ心あるが爲め家内睦じからず、損失をすることあるべし慎むべきなり。

五黄に生るゝ人は其星中央の土徳を主とするが故に、性剛氣にして我慢つよく、一己の志を立て通すなり、生家を離れざれば吉事なし、此人多く衣食に乏しからず。

六白に生るゝ人は愛敬うすく、親戚朋輩の交り絶ち、且つ吝嗇の心あるが故に人に疏まるゝなり、尤も其性質朴なるものなり。

七赤に生るゝ人は其星金性なれば世用をなし、且つ萬事器用にして人に用ひらるゝ、其他辯舌よく、夫れが爲めに吉なることあり、又損耗することあり、女難などあり、内心に殺伐の氣あり慎むべし。

八白に生るゝ人は性剛にして表は温順なるものなり、然れども、短氣を起す故事を破ることあり、又志慮深くして急なることも心を落付却て利を失ふ。

九紫に生るゝ人諸事美麗なることを好み淺はかなる性にて、災を引き受くることあり、口舌絶間

なき性にてよくくつゝし口論せぬ様にすべし。

是れ九星によりて人の性質を憶定する秘訣にして、之を年に配するときは。

明治元年六白	二年五黄	三年四緑	四年三碧	五年二黒	六年一白
七年九紫	八年八白	九年七赤	十年六白	十一年五黄	十二年四緑
十三年三碧	十四年二黒	十五年一白	十六年九紫	十七年八白	
十八年七赤	十九年六白	二十年五黄	廿一年四緑	廿二年三碧	
廿三年二黒	廿四年一白	廿五年九紫	廿六年八白	廿七年七赤	
廿八年六白	廿九年五黄	三十年四緑	卅一年三碧	卅二年二黒	
卅三年一白					

此割名となるを以て、幾年前に生れたる人も之によりて推算すれば其人の星を知ることを得べし、故に八門九星初學入門と題する書に古人の九星生性を算定して左の如く示せり。

神武天皇	一白	釋迦如來	五黄	應神天皇	九紫
仁德天皇	三碧	聖德太子	六白	弘法大師	二黒
菅原道真	三碧	圓光大師	八白	親鸞聖人	八白
日蓮上人	五黄	一休和尚	三碧	役行者	八白

是れ果して星の性質と其人の性質と的中するや否は前に掲けたる各星の性質に照して知るべし、其中一部分は性質的中するを見るも、全體に涉りて的中するにあらず、所謂當るも八卦當らぬも八卦の部類なり、然らば是れ亦偶然の暗合と云ふより外なし。

又此星に各一定の方位を配して吉凶を判定するなり、今或る書によりて示すこと左の如し。

- (一白) 此人本宮北方を主とする故に、井剛不淨のものを北方に置くべからず、此人四緑中宮の年月日時に六白の方へ行か、又六白中宮の年月日時に四緑の方へ行ときは其人立身出世すべし。
- (二黒) 此人本宮坤を主とする故に、井剛其他不淨のものを坤の方へ置くべからず、此人九紫中宮の年月日時に六白の方へ行か、又は六白中宮の年月日時に九紫の方へ行時は開運發達うたがひなし。
- (三碧) 此人本宮東方を主とする故、井剛不淨物を東方に置くべからず此人、一白中宮の年月日時に九紫の方へ行か、或は九紫中宮の年月日時に一白の方へ行時は開運發達うたがひなし。
- (四緑) 此人本宮辰巳を主とする故に、井剛其他不淨物を異の方へ置くべからず此人一白中宮の年月日

平清盛	八白	源頼朝	六白	源義經	四緑
辨慶	三碧	足利尊氏	二黒	平信長	七赤
秀吉	五黄	光秀	四緑	家康	八白
家光	九紫				

時に九紫の方へ行か又は九紫中宮の年月日時に一白の方へ行時は立身出世うたがひなし。

(五黄)此人中央本宮なるが故に、并則其他不淨の物を置くべからず、此人九紫中宮の年月日時に六白の方へ行か、六白中宮の年月日時に九紫の方へ行かば大吉なり。

(六白)此人本宮戌亥の方を主とする故に、并則其他不淨の物をおくべからず、此人七赤中宮の年月日時に二黒の方へ行か、或は一白中宮の年月日時に二黒の方へ行くときは其人發達開運すべし。

(七赤)此人本宮酉方を主とする故に、并則及び不淨の物をおくべからず、此人六白中宮の年月日時に二黒の方へ行か、又は一白中宮の年月日時に八白の方へ行く時は諸事吉なり。

(八白)此人本宮丑寅の方を主とする故に、并則其他不淨の建物をおくべからず、此人六白中宮の年月日時に九紫の方へ行か、又は九紫中宮の年月日時に六白の方へ行く時は大吉なり。

(九紫)此人南を主とする故に、并則不淨の物を置くべからず、此人八白中宮の年に三碧の方か、又は三碧中宮の年に二黒の方へ行く時は其人大吉なり、夫も年月日時を合せ動くべし。

人若し此方位を犯すときは必ず災害ありと云ふ、而して其然る所以を證明することなし、實に妄信と謂ふべし、又或る書に之を通る、法を示して曰く「方位凶殺の惡方を免かれんとするときは、年月日時其人の星に相生するの吉星の巡る方の神佛の地より砂を取り來り、其宅の殺方へまくべし、若し堂宮の吉方になきときは、清き所の水を汲みて凶方へまくべし、必ず災を免かるること疑なし」

と、此の如き非道的方法によりて果して災を免かれ得ると云ふことは少く知識を有するもの、解すべからざることなり、但し方位の事は後に更に論すべき筈なれば此に之を略す、次に月の九星は年によりて其中宮とする星に異同あり。

子午卯酉の年の正月は八白なり。

丑辰未戌の年の正月は五黄なり。

寅申巳亥の年の正月は二黒なり。

其所謂正月は舊正月立春の節より起る、二月三月等皆一年中の二十四節に従ふ、次に日の九星を考定する法は全一年を陽遁陰遁に分ち、各上中下三元に分ち、十一月冬至甲子の日より六十日づつ算へて之を一元として、之に九星を配當するなり、時間にも一定の規則ありて、之に九星を配當するなり各其表あれども煩しければ之を略す。

此三元と云ふことにつき年月日時共に之に唱ふ先づ年家三元とは甲子より癸亥にいたる六十干支を一元とし、上中下の三元合せて一百八十年を云ひ、月家三元とは子午卯酉の年を上元とし、辰戌丑未の年を中元とし、寅申巳亥の年を下元とす日家三元とは冬至甲子の日を陽遁上元に入るの始とし、雨水甲子の日を陽遁中元に入るの始とし、谷雨甲乙の日を陽遁下元に入るの始とす、又夏至甲子の日を陰遁上元に入るの始とし、以下六十日づつを以て中元下元とす、即ち陽遁百八十日、陰遁百八十日、合

せて三百六十日なり、時家三元とは子午卯酉の日を上元とし、丑辰未戌の日を中元とし、寅巳申亥の日を下元とす、其他の事は宜く其専門の書に就きて講究すべし。

此九星によりて考定するに多少事實と合することあるは如何なる道理によるや是れ人の多く問はんと欲する所にして、余の専ら説明せんと欲する所なり而して其説は物理的にあらずして心理的なり、即ち我精神を以て知らず知らず其來らんとする結果を迎ふるによる其事は前講卜筮篇に於て論述せしものと同じ故に縦令事實に合中することあるも決して九星の功として稱揚すべからず、若し九星にして單に人の性質を説き、一白の人は心尊き性を有するを以て宜く仁慈を守るべし、二黒の人は事業を成し得べき性を有するを以て宜く勉強すべしと、人を戒慎するが如きは治心の術として賛成すべきも是れによりて種々の吉凶禍福を豫知する力ありとするは畢竟するに闇暗の迷夢たるに外ならず、既に昨年之事なりしか飯沼一雄と名くる九星家ありて、一大新法を發見したりとて余を訪問し、自ら考出せられたる新案を示されしに、之を一見するに、全く九星より一轉して成りたるものなれば、今此に其名稱を舉示すべし。

飯沼氏は其學を名けて化氣學と云ひ、化氣學を解して生活變遷の定則を講ずるものなりと云ひ、之れに九類を分てり。

- 一、平和
- 二、放膽
- 三、小心
- 四、患難
- 五、主權

- 六、剛直
- 七、世華
- 八、思慮
- 九、陽壯

是れ全く九星に基づきたるものなれば別に論ずるに足らず、其他之れに類したるもの種々あれども皆支那の古説に基き、其原理已に不合理のものなれば、問はずして其妄なるを知るべし、故に若し此の如き鑑定法を今日に行はんと欲せば、今日の學理に基きて新法を組織せざるべからず、若し又九星の事實と合する所以を證明せんと欲せば、先きに掲けたる縱横共に十五づつの圖によらずして、更に他の圖によりて隨意に左の如き圖を假説し、且つ之によりて占法を考案し其結果古來用ゆるものと

一	八	四
六	五	七
三	九	二

或は

四	七	二
六	一	八
三	九	五

事實に的中するに於て差異ありや否を試むべし、余は其的中するは九星の圖式の如何に關するにあらざして、之を信する人の精神の如何に關するものとなす、故に如何なる圖式にてもよく之を信することを得る以上は其結果亦同じかるべし、之を要するに余は九星の占法も易筮と同じく人の疑心を一定するに過ぎずして、決して社會人事の吉凶禍福を豫知する力なしと信するなり。

第四十二節 (天源、洵宮、幹枝學、觀理術の起原) 九星と其類を同するものに天源洵宮あり諸術

あり、其術は從來秘訣として子弟相傳へ、多く口傳によるものなれば、其傳來及び其要領を知るに甚む、予久しく其書を求むるも未だ之を得ず、然るに去歲青柳保元齋なる者ありて予が宅に來り、天源洵宮の要領を語り、且つ予に其所持せる秘書數卷を授けて之を一覽せんことを勸む、予深く其厚意に感じ、其書を一讀するに稍其術の一斑を窺ふを得たり、然れども予元より其門に入りて學びし者にあらざれば、到底其奥意を知ること能はず、今保元齋氏より傳聞する所によれば、其術は易筮九星と大同小異なるもの、如し、同氏は多年天源洵宮を究めて其極意を得たりといふ、先づ氏が授くる所の書によりて之を窺ふに天源術の傳來は太古神聖のまします世より相傳はりて今日に至る、而して古の神聖もかゝる妙術の機密を洩すことを恐れ、敢て妄りに人に傳へず、親子兄弟夫婦の間と雖も濫りに傳授せざりしといふ、然れども其口訣によるに、天源術は古へ人易と稱す、其人易の我皇國に入りしは何れの時なるかを知らずと雖も冷泉天皇安和年間伊豫國津島に芳彦といふ者あり、人易を傳へて深く其理に通じ、濟世の徳世間に普及せるにより死後其靈をあがめて芳彦明神と稱し、其祠今猶は津島に存在すといふ、芳彦の後、人易の傳未だ詳ならず、然り而して文化の比京都に葛城昇齋といふ者あり、醫を業として兼ねて天源術を傳へ、觀相を以て世に聞え、其門に奥野南北といふ者あり、又天源術と相法に詳かなり、此の人江戸小日向に住居せりといふ、又天源術を專業とする唐澤某氏の話によるに、此術は支那にて禹王の始めたるものにして、唐に至り一行禪師之を究めて漸く完全せしめ、爾

來愈々彼國に發達せり、而して我邦に入りては加茂康成之を傳へ、安倍晴明、畠山重忠、楠公父子、恩地左近、武田信玄等之を研究し且つ之を應用したり、斯くして近世に至り小泉正卓なるもの更に大に研究する所ありて、天源を改めて天元とせりと云ふ、抑天源の術たるや、人生の本源に溯り其天運命數を究明する法にして、人の始めて天より受くるものを氣といふ、其氣に種々の別ありて、或は命に厚きものあり、薄きものあり或は才に賢あり愚あり、或は性に善あり惡あり、疾病健康貧賤禍福等其異なるは皆此氣によらざるはなし、よく此氣の原始に溯りて其本源を明かにするものは即ち天源の術にして、天源とは始めに溯りて源を討ぬる義なり、其氣結て質をなす、是に於て形體を生ず、或は大小肥瘠、或は五官の正不正、或は血色の潤枯等之を一見して觀相をなすを得べしといふ。

次に洵宮の起原を考ふるに、其實全く天源より出たるものにして、奥野南北の門人に横山三之助なるものありて始めて此術を起せり、三之助は丸三と號し、又春龜齋と稱せり、安永九年東京小石川小日向に生る、年四十二歳にして奥野の門に入りて天源術を受く、丸三翁嘗て自ら考ふるに、己は惡氣強く薄命にして官祿も保ち難く壽命も五十歳に滿つべからず、翁依て氣質を捨て心教を受け以て福法を得んことを願ひ、一心之を究め遂に其功現はれ且つ其術を諸人に傳ふるに至れり是より其術を洵宮と稱せり、是れ實に天保五年なり、洵宮の二字は門人の撰定する所なりと云ふ、爾來弟子漸く多く、其門に列するもの無慮千有餘人ありと云ふ、丸三翁は七十五歳にして没し、其正統を繼きたるものを新

家春三と云ふ、之を新龜齋と號す、其家今尚ほ存し、洵宮の本家の如く稱せらる、又丸三翁の門人に佐野量丸と名くるものあり、是れ新家氏と並び稱せらる、春三量丸二氏共に近年歿せり、其術は天源より出で専ら十二支に基き、人の生年月によりて其資性運命を判定するも、其要は治心にあるを以て一般の方術とは稍異なる所あり、其性質寧ろ道二等の唱ふる心學に近きものなり。

又天源術より出でて別に一家を爲すものあり、之を幹枝學と稱し木島文六氏の唱ふる所なり、氏は大照齋と稱す、從來の天源洵宮は重に十二支を説きて未だ十干を説くに及ばざりき、然るに木島氏此二者の應用を發見せりと云ふ、其記事によるに昔時千有餘年前吉備大臣の唐より歸朝するや干支なるもの、端緒を著はしたる後三百年を経て安倍晴明之を繼ぎ、専ら干支の二字を説明し、其功德を十二神と奉祭し、略是が用法を論じたり、然れども其論する處大概十二支のことにのみにして、未だ十干の用法を云ふに及ばざりし、大照齋氏是に見るあり、拮据精勵遂に干支の應用を發明せり、故に之を名けて幹枝學と云ふとあり、又佐藤安五郎其號觀元氏別に一派をなして觀理術と稱す、其説く所陰陽五行の理に基づき天地の活動を講じて開運を目的とするものなり、其口演によるに、偕此陰陽の活動は之を天と地の氣節にとるを春夏土用秋冬の五つの相異なる活動となります、而して天と地の氣動を青赤黒黃白或は木火土金水に擬へ、以て普く之を萬象萬物に配的して諸種萬般の活動を顯明するものであります、故を以て如何なる物性と雖も、其有形たると將た無形たるを問はず、凡そ宇宙間

に有ゆるものは決して其活動の顯はれぬと云ふ事はありませんといふ。

第四十三節(天源洵宮の鑑定法) 天源洵宮共に十二支に基きて鑑定を下すことなるが、子丑寅卯等の名稱を用ひず、滋結演豐奮止合老緩墮練實の術語を用ふ、左に新家氏の十二宮傳及び川瀬氏の洵宮學祕書によりて其鑑定法を示す。

○滋 商家大吉 水難

其形ちいさく、其色薄黒し、其心至りんしよくにして、恥多し、其病筋つまる、濕氣強く、中風あり、福祿多く、官薄し、此氣は福祿充滿するの氣なり、諸願成就、門入、婚禮、店開、轉宅、旅行、かけ合始吉なり、乗船宜しからず、中風は治し難し、其外病氣早く治す。

△結 出家大吉

其形大きく、其色黒し、其心守ること至て堅固なり、其病膈症、瘡毒、胸にたゝへる病深し、福祿うすし、此氣は萬物中道に滯り上へ發せず下へ通ぜず、然れども破れなし、婚禮吉なり、水邊宜しからず、乗船つゝしむべし、病氣永けれども治す。

○演 武家大吉 火難

其形頭小さく、せい細く高し、其色黒し、其心猛氣あり、また威す氣あり、其病手足助つまる、官祿有て、福薄し、此氣は諸願成就、旅行、門入、轉宅、掛合始吉なり、物事進てよし、婚禮、金談凶なり

病氣早く治す。

○豊 農人出家醫師大吉

其形大きくして、肉満る、其色青し、其心ゆたかにして又静なり、其病足おもく水氣あり、官福祿大に備はる、此氣は諸願成就、掛合始吉なり、然れどもゆるみ滞る故に宜しからず、急に進んで宜し婚禮、移徙、棟上、店開吉なり、水邊乗船宜しからず、中風は治し難し、其外病氣永けれども治す。

●奮 劍難火難

其形大きく、肉少なくて筋骨高し、其色青し、其心外へ發して怒る氣強し、但長命なり、其病筋つまる、濕毒眼病又亂心あり、官福祿砂る、此氣は萬事争事生じやすく、天災劍難の氣なり、故に諸願成就し難し、又成就する時に至ては急なれども却て禍のもとるなり、破る事に用る時は對談等に動有て吉其外凶なり、他行等にも慎べし、亂心眼病治し難し。

○止 萬物大吉

其形小さくして至て美麗なり、其色黄なり、其心嫉妬深し、其病勞症鬱癩あり、其外無病官福祿大に備はる、此氣は諸願成就、門入、轉宅、店開、旅行、掛合始萬事吉なり、婚禮凶なり、乗船慎むべし、病氣永けれども治す。

△合 火難

其形大きく、肉満る、其色赤し、其心愛し易くして又離れ易し、賑かなる事を好む、其病心火熱して湯水茶を好む、故に溜飲あり、逆上眼病熱病あり、福祿來れども保たず、此氣は一日に取れば朝四ツ半時頃迄は大吉なり、夫より後凶なり、店開、旅行、乗船吉なり、門入、婚禮、人を召抱る事凶なり、熱病眼病治し難し、其外病氣早く治す。

△老 出家大吉

其形小さく其色白し、其心叮嚀にて曲る事を好まず、又一藝に達するの氣なり、其病勞症鬱癩逆上頭痛あり、福祿薄し、門入、旅行、婚禮よし、又密々に人と談する事利合して吉なり、住所に勞する事あり、轉宅凶、乗船に風氣有るべし、心得てよし、病氣永けれども治す。

●緩 火難

其形大きく肉あり、其色薄赤し、其心世話事を好んで辛苦絶す、又衆人と和せず、其病眼病逆上耳聾難産あり、官祿あり、此氣は萬事出来易きやうにして終に遂げず、早き事は成就するなり、永き事は宜しからず、轉宅、店開、旅行、乗船吉なり、門入、婚禮始て交る事、人を召抱る事凶なり、亂心眼病治し難し、其外病氣早く治す。

△隨 醫師大吉

其形小さく其色白し、其心智慧深くして人をはかる、貴き事大なる事を好んで身を破る、然れども

諸藝に達し器用なり、音聲清し、其病逆上惡血腫物眼病難産あり、官有て福祿薄し、此氣は事を治むる義に至て吉なり、門入、轉宅よし、棟上、店開、乗船凶なり、又密々にて謀る事凶なり、病氣永けれど治す。

● 煉 劍難 火難

其形小さく、其色つやなくして白し、其心内へ怒る氣強くして凝る所に意地惡し、然れども義をたもつ、自分勝手なり、但長命なり、其病せむし眼病惡血又亂心あり、官福祿破る、此氣は家内に争事生ずるなり、早朝より心をはれやかにもつべし、他出等其外共に萬事凶なり、病氣發するも凶なり。

△ 實 水難

其形大きく中肉なり、其色黄なり、其心わきひら見ず、一途なり其病腰より以下水氣をたくはふ、故に腰冷へ早痛み引つる事あり、官福祿中分に備はる、此氣は門入、婚禮、人を召抱る事吉なり、諸願成就して中年より富貴に至る事あり、乗船、棟上凶なり、病氣早く治す。

又天源淘官家の鑑定に三輪の説あり。

大輪	年	四拾より六拾迄
中輪	月	貳拾より四拾迄
小輪	日	生年より貳拾迄

之を淘官學軌範に考ふるに左の如し。

三輪とは大輪中輪小輪を總括しての言にして、大輪とは生れたる月より十ヶ月既往に溯りたる月的月が母の胎内に子を孕みたる月なれば、即ち之を大輪と云ふなり、即ち各人々の固定質なり、此固定質は大輪の善惡共に天氣天姓にして、淘官學上三輪變豹の標的繩墨となり、三輪組織の濫觴とも謂ふべき者にして、本學全體中最も必要のものなり、然れども大輪の善惡禍福も中小輪の變豹に依て彌縫する事あり、中小輪の善惡禍福を大輪の固定質に依て破綻する事あり、此れ即ち天地と同體なる人身の尊重を全ふし、自己の淑徳を増進せしむる淘官學最大の目的なり、假令ば三輪説明方針の龜頭に掲ぐる處に依り、文化元年子年の正月に生れし者は亥年の懷妊と知るべし、正月とは陰曆の詞にて、其正月は寅にて十五日過ぎに生れしものは、午の月の懷妊と知るべし、中輪とは既往に溯らざる全く生れたる月を云ふものにして小輪もまた同じく其生れたる日を云ふ。

又諸活幹枝大礎學と題する書に人々の懷妊せし十二支十干を知る説を掲げり、即ち左の如し。

人々生れ日より二百六十五後へ算へ、當日寅なれば演の小輪なり、其月丑なれば結の中輪なり、其年子なれば滋の大輪なり、其時子なれば豊の小々輪なり、右四支合せて此宮を滋結演豊と謂ふ、以て天稟禍福の厚薄、其遲速の專行を量り知るべし、人々生れ日より二百六十五日後へ算へ、的日甲なれば甲の小輪なり、其月癸なれば癸の中輪なり

其年壬なれば壬の大輪なり、其時丁なれば戊の小々輪なり、右四幹合せて之れを壬癸甲戌と謂ふ、以て天稟運起の厚薄、該運速の専行を量り知るべし、
其他猶ほ記すべきこと多けれども之を其専門の書に譲り、此に聊か一言の評を與へんとす、夫れ天源なり洵宮なり、干支五行の理に基く以上は、其不合理なること明かなり、若し之によりて人事の吉凶禍福を豫定し、且つ之によりて直ちに運を開きて福を得と信するに至ては其妄一層甚しと謂はざるべからず、唯其要疑心を一定するにあるも、人智漸々明かなるに至らば、決疑解惑の功も亦之によりて致すべからざるや瞭然たり、故に若し人今日にありて迷心を排きて樂地に達せんと欲せば、今日の哲學の妙境に入りて宜く其玄路を究むべし、蓋し世に安心の法是より健全にして且つ確實なるものあらず、然れども若し天源洵宮の術をして昔日の心學の如く治心の一具となすに於ては、余敢て排斥するを欲せずと雖も、治心の法も今日別に講すべきものある以上は、何ぞ非學術の洵宮法を假るを要せんや、

第四十四節(方位、本命的殺、八宅明鏡、八門遁甲) 次に民間に在て和漢共に喋々として可否得失を講ずるものは方位方鑑の説なり、近世松浦琴鶴なるもの方鑑にくわしきを以て名あり、其著書方鑑辨説に「抑々方位の吉凶は五行の生剋よりなるものにて、觸る所の神殺は則ち陰陽の二氣なり、所謂陰陽は五行の綱繩、五行は陰陽の條目にして、固より變化窮りなし、蓋し些も氣機其徳を失するが如

きとき天地の間に妖を示す、必ず其國危き事あり」云々と説き、又同著本命的殺即鑑に「凡そ事に好悪あり、方に吉凶あり、其苟も吉方に合するときは、富貴を招き官祿を進め、田財を益し、貴子を生ずる等無窮の吉徳を顯す、又凶方に合するときは、必ず困窮を主どり、家運傾き、親族離散し、病災を發す、最嚴に至りては死亡にも及ぶことあり」云々と説けり、又尾島碩問氏も亦方鑑の術に明かなりと稱す、今尙ほ存命なり、其著書方鑑必携によるに、吉星凶星を示して生氣星、毗和星の所在を吉方と云ふ、凡そ人、卜地、造家、修繕、動土、轉居、求財、進官、婚姻、開業、生産、旅行、出船等總て是吉方を用ゆべし、方徳を以て福禧こもくきたり、家運隆盛にして子孫繁榮す、尙ほ天徳天道月徳生無の四大吉星の所在に會せば方徳十倍すといひ、又凶方を示して殺氣星死氣星の所在を凶方といふ、萬事此方を用ふべからず、尙ほ暗劍殺、五黃殺、歲破、月破、本命宮、的殺の六大凶に會せば盜難劍難破産死亡等其害實にすみやかなり、且つ此六凶は吉方に所在するも方災きはめて強し、決して用ふべからずといふ、以上は其術を專業とするもの言なれば敢て怪むに足らずと雖も、其原理既に五行生剋に基く以上は其不合理なること辯を待たず、而して其術の民間に行はるは世に迷信の徒多きによるのみ、たとひ其術一理ありとするも、暗夜に一點の燈を用ふるが如し、若し學術會の眞理の日光愚民の心内を照すに至らば此の如き、燈光も復た何んの用かあらん、嗚呼吾人の目的は唯此迷夢を破りて眞怪の光を開くにあるのみ、

方位の説は相術及曆日に關係を有するを以て後に至りて、更に述ぶる所あるべしと雖も、此に唯其九星に關係を有するものを掲ぐべし、嘗て尾島碩聞氏の門弟なりとて一書を寄すものあり、其一部分を左に摘示すべし、但し九星を五行方位に配當することは、前に示せるを以て此に略す、

九星皆五行の氣を備へて相生相剋す、其生氣とは我を生ずる者即ち父母なり、譬へば一白の水を生ずるは六白七赤の金なり、故に一白は六白七赤を以て生氣とす、嗚和とは比肩即ち兄弟なり、假令ば五黄と二黒八白とは、共に土にして比肩兄弟なり、故に五黄は二黒八白を以て嗚和とす、退氣とは我が生ずる者即ち子なり、譬へば一白水は三碧四緑の木を生ず、故に一白は三碧四緑を以て退氣とす、死氣とは我が尅する者にして、一白の水九紫の火を剋するが如く、一白の水は九紫を以て死氣とす、殺氣とは我を剋する者なり、二黒五黄八白の土一白の水を剋す、故に一白は二黒五黄八白を以て殺氣とす、一白の水九紫の火は九星中獨星にして同性なきが故に一白九紫は嗚和即ち兄弟なし、而して死氣殺氣の二星は本命星、本命星とは九星の一名にして、其人出生の年の中宮在座の九星を以て一生の本命星となす、抑も本命星の運行たる、三元九星年々交々中宮に行り入るものにして、是れ即ち一歳中の主星たり、人此主星の氣を稟けて生ずるが故に之れを本命星とす、此れを方鑿の根基となし、中央八方九宮に巡る所の九星に相對し、其相生相剋に由りて吉凶を定むるものなり、…の相剋星と名け、其の巡る方を凶方と爲す、又其外大凶殺六あり、曰く暗劍殺、五黄殺、

歲破、月破、本命、的殺方之れなり、是れを犯せば災害あり、是の六大凶殺は假令ば本命星の相生星同會するも決して用ふ可らざる大凶殺方なり云々、
其他年家三元の説あることは前既に之を述べたり、此三元の次第に就て命殺を擧ぐる法あり、之を本命的殺と云ふ、其探り方は其方の書には一定の圖を掲げて之を示し、誰れにても容易く探り得らるゝ様になせり、今煩を厭ふて之を略す、

又方鑿の法に八宅明鏡と名くるものあり、其法は唐の楊筠の遺術にして、若冠道人之を傳授し、清の康熙乾隆二帝是を校訂せられしといふ、夫れ八宅とは男女生年の干支にして八命に分け、之を東西に分配して、東四命(離震坎巽)の四宅の人は東向に住み、西四命(乾兌坤艮)の四宅の人は西向に住すること、是れ禍を轉じて福となすの術なりといふ、又八門遁甲と名くる一法あり、此法は孔明の用ひしものにして、専ら出陣に用ふる法となす、故に和漢の軍記中に多く見えたり、先づ遁甲とは福、生、養、社、崇、死、驚、開の八門なり、是は東西南北丑寅辰巳未申戌亥の八方に出行する時、其日の十干十二支に依て相違あり、福生崇開に當る方に出行すれば吉なり、養、社、崇、死、驚、開に當る方は半吉半凶なり、死、驚に當る方に出行すれば大凶なり、遁甲奇門に曰く、遁甲の法に三重あり、三才を象る、上層は天を象りて九星を列ね、中層は人を象つて八門を開き、下層は地を象て八卦を定む、これ天地の定位なり、乙を日奇とし、丙を月奇とし、丁を星奇とし、戊巳庚辛壬癸を六儀と

す、甲は用るすと雖も、天乙貴神とす、常に六儀の下に隠れて其發用を爲す、故に遁を遁甲といふなり、又同書に出征の咒、隱身の咒、淨宿の咒、行舡の咒の、祕傳ありと雖も是は軍用なり、遁甲は惟方角の吉凶を考ふるの専用を知る可し、

以上鑑術に關する諸法を略説したるが、之を物理的に考ふるも、心理的に考ふるも、共に不合理の迷信妄想と謂はざるべからず、たとひ一理ありとするも之を信する徒の爲す所を觀るに、迷中の迷たること明かなり、寺島良安氏も、凡そ每歲吉凶方位有り、大挺生尅を以て之を斷ず、一理無きに非ざるなり、然も上方を以て神悉く之を忌まば、則ち家作移徙等、年を経るも就るべからず、或は病人醫を招くも、其人を論ぜず、又た方角を擇ぶの類は、惑へるの甚だしき者なりと曰へり、又大鹽中齋氏も

左の言をなせり、曰く
世俗方位の説固より非なり、然も方位の二字は曲士の杜撰に非ざるなり、周官に曰く、惟王國を建て方を辨じ位を正すと、即ち是れ其の濫觴か、然も其之を辨じて正に與みする者は、所謂鬼門星宿の事に非ず、鬼門星宿の事、聖經に於て見る無く則ち取るに足らざるなり、取るに足らずと雖も、漫に土木宮室の事を事とするは、則ち道に非らざるなり、道に非ず則ち災無しと雖も、君子は決して爲さざるなり、而して之を辨じて正に與みするは、周公の制の如きは、則ち災有りと雖も、君子は必ず之を爲すなり、

嗚呼世の吉凶禍福の途に迷ふもの、早く假怪の門を開きて眞怪の境に入るべし、脫苦得樂の道、蓋し之を外にして何れにかあらん、

第六講 相法篇

第四十五節(相法總論)

前講の鑑術篇は人の生年日時に基いて吉凶を判定する諸法を評論したるものなり、然るに茲に人體若くは住居に就て人の吉凶を判定する法あり、人相術、家相術等即ち是なり此等を總稱して相法と云ふ、今相法の書に據るに、凡そ相法に三種あり、天相、人相、地相これなり而して天を相するは明星鏡により人を相するは天眼鏡により、地を相するは千里鏡によると云ふ、余案するに曩に述べたる占筮學の如きは之を天相術と云ふべく、又陰陽五行の如きも、之を應用して天地自然の變化を豫定するに至りては是れ亦天相術なり、之に對して以下に講述せんとする所のものは人相術及び地相術なり、故に先づ相法を大別して人相家相の二種とし、更に又人相を小分して、人の體貌を相する法と、人の舉動を相する法との二とす、而して人體を相するものに面相術、背相術、手相術、觀相術等その他種々あり、次に家相に就ては、地相と聯帶して説くを以て、家相地相の二種を分たざるべからず、

今相法の起原を按ずるに、廣博物志に云ふ、伯益始めて獸を相し、周史佚始めて人を相すとあり、五

雜俎に云ふ、卜者は管輅郭璞より後、李淳風に至りて而して神なり、相者は姑布子鄉唐舉より後、袁天綱に至りて而して神なり、宋の費孝先、明の袁忠徹、皆極に詣る、數百年來未だ之に繼ぐ者あらざるなり、と又和漢三才圖繪に和漢の人を相せし例を示して曰く、
皇甫王善く人を相す、帛を以て眼を抹し、其骨體を模し、便ち休咎を知るに至る、百に一も爽はざるなり、

百濟の王仁、諸典に通じ、又能く人相を察し、而して大鸚鵡皇子の卽位の前相を奏す、
三善清行、明達博洽にして而して術數を得、右大臣道眞毀言の難有らんことを察し、書を右府に奉じ、致仕を諫めて曰く、明年辛酉、運革命に當る、二月卯に建す、將に干戈を動さんとす、公冀くは其の止足を知り、其の榮分を察し、風情を煙霞に擅にし、山智を丘壑に藏せよと、右府聽かず、果して翌年二月讒せられ、太宰府に左遷せらる、

又秉燭或問珍に、人相の事に就て左の如く述べたり、
人相の占の事、和漢共に其ためし多し、其起る事周服許負に始りて、唐舉天岡なんといふ者皆相者の名あり、其外一切の動靜事物に相者の法ありて、尤漢の世に盛なり、史記に韋賢といふ人、位大鴻臚卿なりし時、相者にあふ、相人の云、公はまさに三公の位に至り給んと、韋賢悦びて四人の子を呼出し相人に見せしむ、相者次男の女成を見て、此人貴き相あり、是三公に昇り給んといふ、韋

賢笑ていはく、我三公と成なば嫡子にこそ官祿を讓るべけれ、何ぞ次男に讓べきと争ひ用ひざりしが年を経て韋賢相者の云しごとく丞相の位に昇り、則三公なり、死して後嫡子は罪ありて家を續がず、
次男女成家を嗣ぐ、果して三公に至りしとなり、其外史傳に載する所甚だ多し、本朝にも相者の名ある人擧てかぞへ難し、凡此の如く相法ありて、其詞あだかも掌を指がごとしといへども、皆形によりて相し行ふよし、さる事不審、古昔の大舜は御眼に重瞳あり、楚の頂羽も又重瞳あり、大舜は古今無雙の大聖人なり、頂羽は不仁の惡人なり、然ればあながち形にはよるべからず、平生の行ひによるべし、然れば善相といへども惡をなすときは惡人なり、惡相にても善をなさば善人なり、形にかぎる事なし、夫れ人の生ずる事はかろき事にあらず、無極の眞、二五の精妙合して凝、乾道は男となり坤道は女となる、抑無極の眞といふは形ある物にあらず、大極を兼て云し物にして、眞とは理なり、精とは氣なり、理氣二ツの物ありて天道流行して造作をなすなり、委敷いふ時は此理ありて後此氣あり、此氣あつまりて此形を生ず、かるがゆゑに人の生ずるに必ず此理を身に得て健順仁義禮智信の性と成なり、孟子曰性者善也、又此氣を得る故に魂魄五臟百體の身と成、其陽氣の健なるを得たるは男と成、其陰氣の順を得たるは女と成なり、人にかぎらず麻竹の類といへども牝牡あり然れば人の生ずるは天地陰陽の氣を得て己が性と具たる物にして、氣是が形をなす、形にあしき事ありとも心にあしき事なし、形によき事ありとも心にあしき事あらば何ぞよしとせんや、其うへ

すべて人は性を具て善なる物なり、故にそれにしたがつて行はゞ道にかなはざらんや、性のまゝに行ふてあしき事あらばそれは何ぞ憂るにたらん、愛を以て見る時は相者といへども其人の行を見ていはんこそ實の相者といはめ、徒然草に書しをく、秦の重射が下野の入道信願舉落馬の相ありとて見しは好んで桃尻の馬に乘し故也、とあり此等こそ實の相者とやいはん、

以上の諸例によりて觀るに、人の外貌舉動に就て、其精神思想の如何を判定し得ること明かなりと謂はざるべからず、果して然らば何故に外貌によりて精神を判定し得るか、又何故に現時の相貌によりて其人の將來の運命迄を預定し得るや、是れ學術上の考定を要する所なり、世の論者を見るに、一般に卜筮鑑術の理なきことを論ずると同時に、併せて相法をも不合理なるものとして排斥する傾あり、されども相法の事實に適中するの理は、獨り心理上より説明せざるべきのみならず、又物理上にも其道理あるものなるを以て、此相法は決して彼の卜筮鑑術と同一に看做すべからざるなり、

第四十六節(物理的説明) 今之を物理的説明によりて證せんに、凡そ心身兩者の間に密接の關係あることは今日學者の一般に許す所にして、これにつきて第一精神と容貌との關係、第二精神と舉動との關係の二段に分て辯明せざるべからず、古語にも思内にあれば色外に形はるといへるが如く、苟くも思想の内に存する以上は必ず其の發動を肉體の上には現はすものなり、獨り之を顔色の上には現はすのみにあらず、或は骨相或は手相等の上にも其の有様を示すべし、喜ぶときは喜ぶ色あり、怒れると

きは怒れる相あり、其の他人の賢愚利鈍等に至るまでの一々皆容貌によりて知らるゝなり、古來英雄豪傑と稱せらるゝ人は一見容易に其人の才能器用の有無を知り、或は廣く交際になれ經驗を重ねし人は直ちに能く他人の性質を判斷し得るなり、英雄豪傑の能く人を見るの例は諸書に載するもの多し、今先哲叢談によりて其の一二を擧ぐれば、天海僧正が木下順庵の幼時之れを見て以て異人となし、自ら教養せんことを求めたりしが如き、又嘗て熊澤蕃山と由井正雪と某侯の處に相會することあり、互に相見て其の凡人にあらざることを察したりしが如き、又大石良雄の伊藏仁齋に學ぶや、常に能く睡りて其の講義を聞かざりけるに、同僚皆排斥して其懶惰爲すことなきを嘲笑せしに、仁齋獨り良雄は平凡の人にあらざらず、後必ず大事をなさんといひしが如き、此の類のことなほ頗る多かるべし、斯の如く異常の人は能く人心を看破するの眼力あるは、實に皆精神と外貌との關係あるによらずんばあらず然らば若し能く此の術に長じて經驗を重ね熟練を得たらんには、通常人の知るべからざることをも一見能く知ることを得、其眼力の愈々明なるに隨つて人の心中に浮び來る所の觀念は一々容貌の上に見現して、其の容貌によりて其の心内の巨細を知ること恰かも顯微鏡によりて物を視るが如くなるに至らん、然れども人相家の人を相するは必ずしも心身の關係する道理を知りて一々其利に考へて判斷するにあらず、單に從來傳へられたる規則と自ら實驗したる結果とを結合して知らず識らず其人の性質を判じ、其の性質より將來の状態をも推測するに過ぎず、されど之を今日の學理上より見るに多

少道理あるものと許して可なり、次に人の精神と舉動行爲との關係を考ふるに、精神思想の發して言語手足の上に現するは勿論、或は書法及び碁將棋等一切の遊藝の類に至るまで、苟くも其の心を以て之を行ふ以上は、幾分か其の心を盡き現はし其性質を示すものなり、言語文章若しくは筆跡書法等に於て性質の温順なるか粗暴なるかを表はすことあるは人の皆経験して熟知する所にして、彼の平將門の反するや、藤原秀郷行て之を見る、共に食するにあたり飯粒前に落つ自ら拾ふて之を喰ひしかば秀郷其の共に大事をなすに足らざるを知りて去りしことは誰人も能く知る所なり、此一例によりても精神と舉動との間に密切の關係あるを知るべし、又書法に至りても其の巧拙は姑く措き、親子兄弟の間に其風の自ら類似する所ありてよく其性質を現すを見て知るべし、此理によりて未だ面會せざる人も先づ其の書によりて其の性質を知り得るものなれば、民間に傳はれる墨色と稱する相法も全く一理なきにあらざるが如し、其の他家相地相等を見て、此處に住する人のために利害を判するが如きは、人相に比しては道理なきに似たれども、多少今日の衛生上建築上の規則に自ら合するものなきにあらざ、尤も古來の専門家は其道理の何たるを知らず、盲目的經驗によりて得たる結果に基くものなり、故に其の中に一二の道理に暗合せるものなきにあらざれども、多くの部分は道理に合せざるなり、特に支那日本にありては五行生尅の説盛なるがため、人相家相地相等總て之を五行に配し「其の相生尅尅より吉凶禍福を斷するに至りしかば、其の妄畢竟五行鑑術と異なることなきものとなれり、然ら

ば今日より此中より不道理なる妄説の部分を除去し、心身關係の原理に基きて人相墨色等の規則を定め、建築學衛生學の道理によりて家相地相を判定することあらば世を益すること蓋し亦大ならん、此くいはゞ人或は疑はん、心身關係の道理によりて人を相するが如きは唯其の人の現在の性質如何を見るのみにして、將來の吉凶運不運を卜知すべき理あるべからずと、夫れ然り、然れども既に其の人の性質を明知する以上は、之によりて將來を推測することは一口にこれ妄誕なりといふべからざる歟、能く確乎不拔百折不撓の精神を有する性質の人は將來必ず立身成名の好結果あるは必然なり、若し之に反して如何に才能を有すとも、輕躁浮薄にして遠大の思想なきものは其の生涯のなす所も亦推量すべきのみ、故に若しよく性質を鑑定するを得ば其將來の結果も多少豫定するを得べし、其他地相家相によりて將來病人の有無も亦多少推測するを得べき理なり、然れども今日の相法家の喋々するが如きは固より妄誕不經にして信するに足らざるなり、

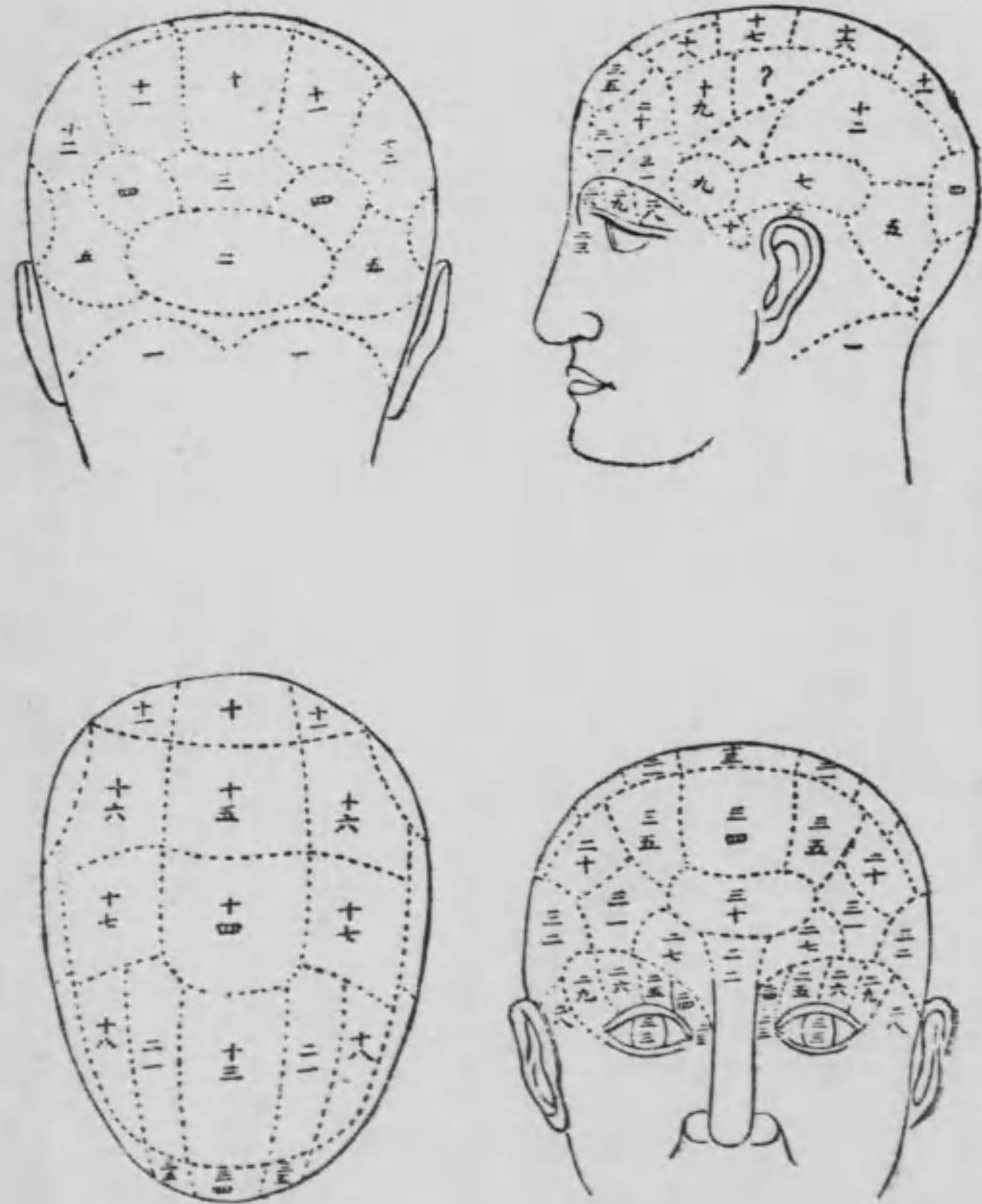
第四十七節(心理的説明) 以上之を物理上より考ふるも、相法は既に多少信すべき理由あるを知る、然るに更に心理上に考ふるも相法と事實との相合することの多きは當然といはざるべからず、例へば第一に人相を見るには相者の體裁或は周圍の裝飾等の多少の装置を要するは皆人の信仰心を惹起せんがためのもにして、若し人相其の物によりて直ちに人の性質吉凶を定むるを得ば此等の體裁装置は全く無用なるに似たり、然れども實際之を要する所以のものは唯其の信仰心を促がして精神を此に集

合せしむる爲めなり、第二に人相家の豫言果して能く事實に合したりといふものは、多くは性質の單純にして信仰し易き人にして、其の豫言の合せざるものは複雑の精神を有し信仰し難き人なり、是れ全く精神作用の然らしむるによる、第三に相者にして若し世人の信用を博し、彼は能く人を相するに其妙を得るの評ありて、其相する所必ず事實に合すとの評判世に立たば、其の相者の判定する所亦必ず效驗多きを見る、之れに反して人の信用を得ざるものは隨て判断の事實に合せざるを見る、諺に鱗の頭も信心がらと云へるが如く、是れ皆以て精神作用の影響なるを知るべし、果して然らば相法は心理上に考ふるも其事實に合すべき道理あること明かなり故に今日より更に之を學術的に講究し以て新相法を組織するに至らば、其の世を益する蓋し亦大なるべし、然れども今日の相法には不合理的の分子を含有すること多きを以て、決して即時に其全術を賛成すべからず、なほここに一言せざるを得ざることあり、凡そ相者の人を相するや、唯其の人を見たるのみにて直ちに其性質運命を判じ得るものにあらず、必ず先づ其年齢若しくは親子兄弟の有無等其の外種々の事情を尋問するを常とす、是れ他なし、相者は此等の間に答ふる言語舉動を察して之を判断の土臺となし、之に自己の多年の經驗をあてはめ、以て其の性質より將來の成行までも想定するものなり、然るに世の人相を信するものは、單に其の相貌によりて萬事を判じ得るが如く思ふは大なる誤なり、尤も學術上の道理より考ふれば、心身の關係は實に密切なるものなれば、總て外貌によりて内情を判定し得べき

理由あれども、それは唯理論上のことにして、今日の人間の眼力は到底未だ此に達する能はず、故に相者は種々の質問を起して其答の如何を以て判断の土臺となすに至る、
 第四十八節(面相論) 上來相法に就て、其果して事實に適中すべき道理あるか否やを評論したれば是より之に屬する各種の相法を掲げて一々評論を與へざるべからず、先づ人相術に就て述べんに、此術中にて尤も世間に行はるゝものは、面貌によりて其性質運命を判定する術なり、之を茲に面相術と稱し、是より聊か論ずる所あらんとす、
 抑面相の事は神相全篇、三世相、其他民間に傳はれる人相の書に説ける所なるが、其大要は略々相同じと雖も、其細目に至ては各専門の相家孰れも多少其説を異にせり、今予は斯の如き細目に涉りて論ずるにあらず、唯其大要のみを述べんに、人相千百年眼と題する書の序に曰く、昔、黃岐は色脈を論じ、古公に文王を相し、阿私陀仙人は釋迦文を目す、而して還た我が上宮太子鈴鹿老人、皆風鑑を以て著はる、蓋し風鑑の要は預め人の吉凶を知り、其の善を獎めて而して其惡を沮むに在りと、然れども我邦の人相と、支那並に印度の人相とは自ら異なる所なかるべからず、奈何となれば、風土衣食住異なれば其面貌相色も隨て異なる所あればなり、故に本朝人相考には「からの書物を閱に、人生れて乳汁をはなるゝいなや、豕羊鶏の類を、日本の魚物をくらふごとくす、且常の衣服大いにかわり、胸膈を開かず、腰には袴布やうなるをまとひ、其上に禮服を着する體、甚以てあつくるしき姿な

る事、世の人の知れる所にして、言辭動履日本に大に相異せり、飲食といひ常の行作異なる時は、其相も又異なる事なくんばならず、近くは京江戸大阪の人物をみるべし、衣服はたがはずといへども、其形相言辭少しく類して大に異なり、いはんや数百里を隔たる唐土においておや、古書に形變じ相變ずといへり、一概の定途にかゝはるべからずとあるが如く、邦によりて多少その方法を異にせざるべからず、而して我邦の人相は主として支那によりたるも、又多少従來の經驗を之に加へて、自然に我邦一種の面相法を考定するに至りしものなり、

夫れ面相が其精神と直接の關係あることは、喜怒哀樂の色に表はるゝを見れば明かなり、特に相家の定めし所の方法は、古來有名なる人々の相法を廣く集め來りて、近く之を歸納して成りしものなれば、實驗に基きしものと謂ふべし、然れども今日人相家の傳ふる所のものを見るに、右の實驗上の歸納其の事が極めて不合理にして、學術上毫も價値なきものなり、如何と云ふに、今日の相家は顔面に表はるゝ所の特殊の點、例へば黒痣、斑點の如きものに就て之を判斷し、或は鼻口の大小形狀に就て其性質を察する一定の規則を定むと雖も、斯の如き點は人の性質と必然の關係あるものにあらず、是れ多くは人の母の胎内に宿して生育する間に受けし所の變化にして、決して人の賢愚利鈍の表象にあらざればなり、嘗に我邦の相者は右の如き瑣小の點に就いて論ずることの不合理なるのみならず、其他第一に人の顔面に五行を配當して、相々相尅の理を以て判斷し、或は支那の五岳を面部に配當し、是



骨相圖

に依りて判断するが如き、實に甚しき妄誕と云はざるべからず、南翁軒相法の序に曰く、凡そ夫れ相法の大意は三停六府五官十二官五岳の骨格に就て身體の泰否を觀見し、髮毛爪齒皮肉筋骨血色語聲を明察して、而して自然に神明に眼熟し、終に幽玄に至るなりと、此三停五岳五官十二官等を面部に配當して其性質を論ずるは、全く道理なきなり、今又人相千百年眼中に就て其説明する所を觀るに、夫人相は面部の靈居を列ね、五藏の神路に通じ、三才の象を存し、一身の得失を定むるものは面部なり、面に五星六曜あり、額を火星とし、鼻を土星とし、口を水星とし、左耳を木星とし、右耳を金星とするなり、又左眉を羅喉とし、右眉を計都とし、左眼を太陽とし、右眼を太陰とし、印堂を紫氣とし、山根を月孛とするなり、而して又三停六府を具ふ、髮際より眉に至る迄を上停とし、眉より準額に至る迄を中停とし、準額より地閣に至る迄を下停とす、補骨を上の兩府とし、額骨を中の兩府とし、頤骨を下の兩府と定むるなりと、

此等の配當は實に杜撰を極むるものと謂はざるべからず、又南翁軒相法に、人面に五行の相あることを論じて、面方に耳正しく、節しまり、肥へず瘦せず、色白きは金形なり、體細長く面長く、色青く眼晴青く、口潤きは木形なり等の説明を以て其相生を吉とし、相克を凶とするが如きは、愚中の愚と謂はざるを得ず、其他、面の各部に五行を配當し、眼を木とし、眉を火とし、口を土とし、鼻を金とし、耳を水として論ずるが如き何ぞ妄誕の甚しきや、蓋し今日の相法みな斯の如き妄説に依て説ける

ものなれば其論ずる所決して信すべからざるなり、然るに相者の言の往々事實に適中する事あるは如何、是れ一考せざるべからず、此適中せし例は前既に之を掲げしが、尙ほ輟耕錄に云ふ所左の如し、元の國初め李國用なるものあり、嘗て神仙の教に遇ひ、觀日の法を以て能く肺腑を洞見す、世神相と稱す、能く氣を望みて休咎を占ふ、時に道文敏公風瘡面に滿つ、李遙かに見、即ち起つて迎へて曰く、我れ江を過ぎて僅かに此の人を見るのみと、瘡愈れば官一品に至り名四海に聞こえんと、果して然り、

我邦にも之に類する例甚だ多し、是れ果して何故なるか、蓋し其理由は前に掲げたりし、物理的並に心理的説明によりて其然る所以を知るべし、且つ眞に相法に熟通するものは、決して斯かる五行等の妄説に束縛せられず、多年の經驗を積み、以て他人の面貌を一見するや、直覺的に其人の性質を察知するの妙を得たるものなり、然れども吾人は如何に相法に熟通すとも、決して所謂天眼神通を有するものに非ざれば、十中十まで盡く、外貌によりて其眞相を啓發すること能はざるや必せり、而して今日書籍上に傳はれる適中の例は、是れ數千數百の例中にて特に二三の適中したるものを傳ふるや明かなり、是れ所謂適種生存の理にして、其善く事實に適中したるものは、世間傳へて永く後世に存せしも其適中せざる多くの例は、人之を傳へざるを以て今日に存せざるなり、且夫れ相家の説く所の不道理なるは獨り五行等の妄説に基くのみにあらず、又人の面貌によりて其賢

愚利鈍を判するは勿論、其他生涯の病患、天災、運命、壽命の長短までを判定するが如きは、其不合理的たること識者を咎たずして知るべきなり、蓋し予が先に述べたる如く、人の性質の賢愚利鈍によりて其一身の榮枯盛衰を判定し得べき理ありと雖も、人の性質と全く關係なき天災地變に逢遇すべきや否やに至りては之を知るべき道理あらんや、其他疾病天壽の如きも、人の性質に依りて定まるものなりと雖も、其原因は盡く人の性質に在りと謂ふべからず、即ち其原因の一斑は人の生來有する所なれども、他の一斑は外界の事情にありて存するなり、生來心身の虛弱なるものは病に罹り易く、且つ其壽も短命なるべしと雖も、是れ原因の一斑にして、之に外部の事情加はりて其病患壽命の如何を定むるものなり、是を以て内部の原因は長壽を得難きも、攝生療養その宜しきを得れば長壽を全うするとあり、之に反して其資性は強壯なるべきも、攝生注意の至らざるがため、或は人の性質と全く關係なき天災に遭遇したるがため夭折することあり、然るに人相家は人の面相のみを見て、或は水難の相、或は火難の相、又は劍難の相ありと告ぐれども、此等は毫も吾人の性質と關係なき外部より來るものなれば、何ぞ面貌によりて、判定せらるべき理あらんや、而かも尙ほ斯の如き判定の往々事實に適中することあるは、固より學術上説明の限りにあらず、唯之を偶然の暗合と云はんのみ、以上は面部全體に就て論じたるものなるが、尙ほ其他に面の各部について人相を判定する方法あり、或は色相音相について判する法あり、即ち色に十二色七十二法ありなど稱すと雖も、是によりて其性

質を判定せんこと甚だ難し、古語に思内に在れば色外に形はるとありて、精神の状態は心す外に動くものなりと雖も、其所謂色と顔面の皮膚色とは固より同一に看做すべからず、蓋し皮膚の色は一は生來に由るも多くは氣候日光等の關係より生ずるものなれば、其性質と直接の關係あるものにあらざるなり、又音相を以て人の性質を判する例に、高齊の時に吳の土雙盲なるものあり、人の聲音を聞て其貴賤を知る、驗あらざるはなしと云ひ、又大江匡房卿は或時禁裏において、障子を隔て、因幡守清隆卿のものいふ音律を聞て、大にかんじ、此人官は正二位中納言にす、み、壽は六十歳なりと相せられしが、果して其詞の如しと云ふ、萬曆大雜書三世相大全に曰く、

聲は底に力ありてさはやかに靜なるを貴しとす○音聲たかき人は心正しく、聲しまりありて大音なるは大によし○口先にて早口に物云ふ人は貧なり、孤獨にして眷屬そだたず○馬のいなよく如く笑ふ人は心奸佞なり、散財すること多し○咄するに仕かたする人はよくうそを云ふものなり○小聲にてのど下へいるごとく物云ふ人は心たくみありて悪心なり○小供の小聲にて物云ふものは心に毒あり○男に女のごとき聲にて物云ふは散財して業を破るなり、

右の如き例ありと雖も、音相によりて人の運命を卜定するは、面相によりて判定すると同じく甚だ困難なり、而して其事實に適中したるが如きは偶然と謂はざるべからず、音聲は主に聲門咽喉の構造を異にするに應じて、其發聲も異なるものなれば、人々によりて各々音聲を異にするは固より自然の勢

なり、故に音聲を聞きて其人の誰なるかを知らざるを得べしと雖も、是に由りて容易く人の性質を判定すべからず、況や該人將來の吉凶禍福をや、然れども聲音と性質とは全く關係なしと謂ふべからず殊に言語の連絡、抑揚等は人に人の思想を發顯するものなれば性情の状態は多少知ることを得べき理なり、

又面部の官能によりて相する法あり、特に眼官によりて相するが如きは最も判じ易きものにして、面相の術に通ぜざる人と雖も、初面接の人に對して其性質を判するが如きは、多く眼相に依れるなり、されば人相家も眼相には殊に重を置くものと見え、其書に『夫眼は精神輻湊の處、相中第一の鏡とするなり、夫故天地の寒暖は日月の運行を徴とし、人身の榮枯は眼目の善惡を以て定む、然れば他の相吉なりとも、眼相あしき時は吉とすべからず』とあり、是の故に人を相するに方りて眼相に注意するは最も肝要なることとす、然れども彼人相家の喋々するが如く、眼孔の形狀について煩はしき規則を設け、是に據りて機械的に判斷せんとするが如きは、迷へるの甚しきものと謂ふべし、其他鼻に就て相する法あり、口舌齒について相する法あり、或は耳の形狀によりて判するあり、或は額、頂、眉、髮、鬚等について相する法ありと雖も、一々茲に述ぶるに違あらず、又鼻と口との間に窪たる溝あり之を人中と名く、之について判斷する方法あり、其書に曰く、人中は上狭く下廣きを吉とす、運發達して滯ることなし、上廣く下狭きは水の流によどみて溢るゝが如し、故に運の滯ること必定なりと、

是れ蓋し鼻を岳に譬へ、口を海に比するを以て、人中は宛も河の如く、水の岳より流出して海中に朝宗するを、人の一生に喩へ、其掩滞を以て不吉と判断せしものなり、總べての相家判断には斯の如き類多し、誰か其妄を笑はざるものあらんや、其他人相指南秘傳集には、顔面にある傷痕、黒痣、赤斑等について、火難、水難、劍難の有無を論ずれども、是れ妄の又妄なるものにして、論評するに足らざるなり、

之を要するに、人の性質を知るは其相貌中面部を以て最良とす、而して面相中特に注意すべきは顔面全體の相貌と、眼官の状態とを第一とす、人の賢愚利鈍は多く眼官に表はるゝものにして、白痴狂人の眼相の大に常人と異なるを見るも其理を曉るべし、又貧富貴賤の相は顔面全體の相貌に表はるゝものにして、貴人には貴人の面相あり、貧民には貧民の面相あり、各々其分に應じて特殊の相を示し決して欺くべからざるものあり、而して此相に依りて其實を判知するは、多年の経験より得たる所の直覺に由らざるべからず、是れ人相法の起りし所以にして、其理論とする所は實に可なりと雖も、之を實際に應用するに方りては種々の妄説を附會し、以て不合理の規則を考定し、機械的に判断を下すが如きは、予の飽くまで排斥せんとする所なり、

第四十九節(西洋人相術) 人相を喋々するは獨り東洋に限るにあらず、西洋人にも人相を論ずる術あり、之を「フレノロジー」(Phrenology) 即ち骨相學と稱す、骨相學とは人の頂骨の外貌を觀て其

内狀を鑑定する法を論ずるものなり、此法を定めたるは獨逸の醫士ゴール氏(西曆千七百五十八年に生れ千八百二十八年に死す)にして氏に繼ぎて其説を擴張したるはスバルチャイン及びジョルジ、コムの一氏なり、今其説の基く所を見るに、精神の各作用は吾人の腦髓中の一定の場所に存し、其能力の強弱鈍鈍は其部分の大小に關係すと云ふに在り、又腦髓は兩半球より成れるを以て心の作用も兩半球に分るゝものなり、若し教育によりて知識思想を發育せしむるときは、其發育したる知識思想の部分は必ず頂骨の外貌に發表するものとす、此頂骨と精神との關係に就て定めたる規則あり、骨相學にて説く所に據れば、吾人の心には種々なる能力あり、此各種の能力は夫々異なりたる作用を有し、之に依りて人々は諸種の作用を現するものなり、此能力は所謂心の元素なり、人の心は決して一元素即ち一能力より成立するものにあらずして、種々の能力より成立せらるゝものなれば、隨ひて能力の異動に由りて心全體の性質作用を異にすべき理なり、然り而して各能力は腦髓の各部分に於て特殊の機關を有するものにして總じて心の作用は機關に依らざれば發動することなし、譬へば猶ほ物の色を見るに必ず眼の機關を要するか、若し是の故に腦中の各能力は皆其特有に係る各機關を有するものとす、斯の如く腦の各部分特殊の機關に屬し、隨て特殊の作用を呈することは生理學及び解剖學によりて知るを得べし、即ち諸部分を刺戟して或部は視覺を司り或部は聽覺を司ること等を知るべし、既に能力の機關とは直接の關係ありとせば其機關部位の大小に應じて其能力にも強弱鈍鈍の差異あること

明瞭ならん、此の理に由りて骨相を觀測する規則を設け、又心の能力を分ちて凡そ三十種となせり
 此分類法はゴール氏の定めし所にして氏の説を祖述せしものは更に増加して三十五種となせり、今之
 を大別するときは三類となる、其一是智力、第二は感情、第三は獸心なり、而して腦髓を頂骨の上よ
 り三段に分ち、腦の前部は智力、其中央部及び上部は感情、其後部は獸心の住する所となす、所謂三
 十五種の能力とは一戀愛、二慈愛、三專心、四愛情、五鬪爭、六破壞、七秘隱、八利欲、九構造、十
 自重、十一好譽、十二戒慎、十三仁惠、十四恭敬、十五剛毅、十六誠意、十七希望、十八驚愕、十九
 意想、二十機智、二十一摸擬、二十二個體、二十三形狀、二十四大小、二十五輕重、二十六彩色、二
 十七地位、二十八數目、二十九順序、三十事情、三十一時間、三十二音調、三十三言語、三十四比較
 三十五明因これなり、右の學理は近來の實驗に基きたるものにして歸納の方法に依り定めし所なりと
 唱ふれども、未だ之を以て學理の證明を得たるものと謂ふべからず、縱ひ近年は生理解剖の學進みて人
 心は腦髓中に存すること明かなり、又腦髓の状態のよりて心意の上に変動を生じ、且つ精神は腦髓の
 各部分の上に各々特殊の作用を有することを觀知するに至れりと雖も、而も之を外面より觀測して其
 知識思想の大小強弱を判定するは終に臆測妄斷の譏を免るべからず、故に一時は此說大に學者の注意
 を惹きたれども、其後漸く學理に合せざるものなるを知り、今日の學者は復之を顧見ざるに至りたり、
 又西洋には手相術あり之を「パルミストリー」(Palimistry)と名づく、此術は何れの時代より起りし

ものなるかを詳にせずと雖も、今日之に關する著書の俗間に行はるゝもの多し、今此等の書に據る
 手相術に二種あり、其一を「キログノミー」(Chirognomy)と云ひ、他の一を「キロマンシー」(Chiro
 mancy)と云ふ、第一種は手全體の格好並に諸指の形狀を觀て判定するものにして、第二種は手掌の
 筋紋、高低その他の印象を觀するものなり、此等の術も種々の經驗より出でたるものにして、其初は
 有名の人物及び罪人惡徒等の手相を廣く蒐集して比較的に考定し、以て一定の組織規則を成すに至り
 しなり、故に此術を首唱する人々は同じく歸納的研究に依りて定めしものなりと主張すれども、これ
 皆旨的に事實を比較せしのみにて固より學理的に考定したるものに非ざるなり、然るに其術を専門
 とする者言はく、人の性質は面貌眼光によりて知ることを得れども、之と同時に手相によるも亦知る
 を得べし、奈何となれば人の喜怒哀樂の情は皆手相の上に發現し、性質の状態も亦手相に見ることを
 得べし、特に面貌眼光は多少自己の意によりて左右するを得るが故に其實を告げずと雖も、手は意に
 よりて左右せらるゝこと少なきが故に却つて其實を告ぐるものなればなりと、然れども苟も學理の何
 たるを知りしものにして誰か斯る説を信するものあらんや、蓋し西洋に傳ふる手相學は占星學と相關
 せるものにして、從來の手相學は占星學と相合して説明せり、即ち其說に據るに拇指にヴィーナスを
 配し人指にジュピター、中指にサルタン、無名指にアポロー、小指にマルキニリー(以上皆星の名)を配
 當し、又各指について各關節を分ち之に哲學的關係、物理的關係等の名稱を付し、指端に近き第一節

を神界とし、第二節を論理界とし、其次節を物質界とするが如く皆夫々に配當し、以て手相により精神の状態を觀測するものなり、



手相術の一例なるが、之に對して我邦の手相術の一例を擧ぐるに上圖の如く天地人の三紋(掌中の三紋を天地人に配して云ふなり)正しく深きは男女共に運強く家業繁昌し生涯に思ひ事なく總じて吉相とすと云ふ。

又罪人相貌學と題する書に罪人の種類に應じて相貌の異なることを示せり、其説固より信じ難しと雖も參考の爲めに左に其一節を抜記すべし。
動物學者は獸類の齒と爪とを吟味し、猛惡の性を有するものは肉食獸にして、溫柔の性を有するものは草食獸なることを知り、次で骨相學者が兩種の頭顱を比較し、歴然其性質嗜慾を判別して一層惡獸の性格を確かめたり、人間社會中にも亦一種特異の性格を有する有害的の種族あり犯罪人はなり、固より罪人を一般に惡人と見做し難しと雖ども、體格相貌は勿論のこと、解剖病理學等より論究するも劃然之を他の人々より區別するを得べきものと、體格相恰も疾病の異同を區別する如し、セムブラスノー氏は九百八十人の小兒を取調べて罪人の性格は幼少の時にても知り得べしと云へり、近時歐洲にては犯罪者の種族及び其異同を見分るに於て非常に進歩をなしたり、其犯罪の種類に由りては病理上より之を觀察し又は其祖先の前因より之を推及して豫め之を知り、尙ほ有名なる罪人の腦髓に付て精細なる調査を遂けたるに、之が結果として犯罪人の腦髓及び腦蓋は通常人に異なる所あるを發見したり、此一事よりして凡そ殺人罪を犯すものは十中八九に至るまで大酒又は癩癩等にて精神錯亂する人々の子孫なるを明言し、且凶徒は大抵額骨高く肥大に鬚なく色蒼白に額低く鼻彎曲に髮黒き人なりと云へり、而て多くの學者は男囚髯なしとの事實に一致し、諺に所謂惡人髯なしとの事を確認せり、以上は諸學者が依託を受て當局者と調査を遂けたる事實なり、此事實をして古來相貌學者が精覈詳論せる一定の原則に應照し來れば之に格致の證左及莫大なる價值を與へたり、蓋し吾人は毎に之を實際に試み須臾も不便を感ぜざるのみならず、其統計より得たる結果は頗る貴重なる問題を發見したり、去れば罪人相貌學を研究する人々も

以上述べし所は主に「キログノミー」の方に就て言ひしものなり、之に反して「キログノミー」の方に在りては主として手掌の筋紋によりて判斷するものなり、其方法は我邦の手相術に甚だ類似する所なり、人をして或は其起原の同一なるかを疑はしむるほどなり、例へば西洋にて掌中に上圖の如き横紋ある人は深慮遠謀ある智者となす即ち吉相なり、是れ西洋の

犯罪者の容貌を審査して其罪科の何たるを豫察し其活用法の如何に依ては其效應蓋し鮮少なからざるべし、大岡越前公は深く相貌學に通じ之を罪人に應用したるとは近時世人の皆知る所なり公の裁決を記載せる大岡仁政録は相貌家の眼孔を以て顯微鏡的に之を見れば大に公が罪惡讀心術に長じたるを稱歎すべきもの多し。

今又左に其表を掲ぐべし。

犯罪種類	顛骨	腮顎	面色	眼目	口唇	鼻
爭事的	巴狀的	長節大	電黃色	圓大	前齒突出	鈞針的
怨恨的	方形的	開濁的	灰白色	上眼窩	閉鎖的	扁廣的
竊取通的	延長的	受顎的	淡紅色	深動	河豚狀的	眼鏡的
賭博及爭鬪的	蛇延的	稍圓的	黑光的	爛銳的	上唇尖小	鼻翼的
憤怒的	乳狀的	尋常	暗黑	柔和鈍	橫唇起	下鼻翼的
詐偽取財	突出ツ方	尋常	美白色	逆走的	膜張起	緊狀的

又左に道德狂の相貌の表を掲ぐべし。

頭顛	後頭部	前頭部	顔面	神經病	下顎骨	眼	耳	陰具
矮斜扁平斜凹	左不	右同	瘰癧	過突大斜視	甚大或	不發全		

此相貌果して事實に的中して寸分も違ふことなきや疑なき能はずと雖も、罪人に一定の相貌あることは事實に照して明かなり、常に罪人を取扱ふて之に慣れたるものは人を見して其盜賊なるや否を判知すと云ふ、警察の探偵のよく竊盜スリを發見するを見て知るべし、且つ大盜に髣髴なしといふは統計上の事實なりとのことなるが、余は之に對して會て説明して曰く、是れ進化淘汰の理に基くものなり、大盜強賊必ずしも最初より髣髴なきにあらざるべし、然れども世間一般に強賊中此の如き人相を有するものは人目に觸れ易くして忽ち捕縛に就き髣髴なくして狀貌婦人の如きものは幸に人の目に觸れずして強盜の目的を全うすべし、故に余は之を進化の規則の適種生存によるものとなす。

右西洋の相法と我邦の相法とを比較するに西洋の古代はいざ知らず、近世に在りては解剖生理の學を開け其理に基きて規則を組織せしものなれば多少學理に關係する處あり、之を我邦の相法に比すれば一步を進めしものと謂はざるべからず、特に我邦の相法は解剖生理の道理を顧みず専ら五行の道理によりて成りしものなれば、之を評して妄說臆斷と云ふも何ぞ不可ならん、然れども西洋の相法と雖も全く學理に合したるものと云ふべからざるは勿論、その中には頗る妄說に互りて毫も我邦の相法と異

ならざるもの多ければ、世人は宜しく之等の法術に迷はざるやう注意すべし、要するに其相法は他の法術と異りて、幾分か事實上據る所あるは明かなれば、其妄誕の點あるがため、直に之を全廢すべきものにあらざるなり、予が既に我邦の相法に就て論述せし如く、人の思想感情の外貌上に發現するは疑ふべからざる事實なるが故に、之を基礎として相法を組織せば、多少道理に合する所あるや必せり、是を以て今日より更に攻究を進め、能く其理を明かにするに至らば、他日學理と符合せる完き相法を考定することあらん、斯術に従事する者は宜しく務むべきなり。

第五節(五體の相貌) 先きに我邦の面相術について述べたるも、未だ身體各部の五體に就ては手相、肩相、胸相、腹相、臍相、腰相、田相、足相等の別あり、是れ皆五體の各部に就ての相法なり、其他五體の舉動については行相、座相、臥相、食相等あり、中に就きて先づ手相を述べんに、手相には又掌相、指相、爪相等あり、萬曆大雜書三世相に手相の圖解を下して曰く、夫れ手相を見るは男は左女は右に見るべし、指先長きは器用なり短きは不器用なり、爪の長きは吉とす、指先細きは器用なり指先平たく爪横に廣きは悪しと、又同書に五手を脊族に配當して、大指を祖先とし、食指を父として中指を母とし、無名指を夫婦とし、小指を子孫とし、是に就て判斷を與へて曰く、無名指の指がみ又傷あれば、夫婦中あしく常に苦勞あり、小指の指がみ又傷あれば子に縁なし等とあり、又掌中の紋について、其大紋を天地人の三に配し、三紋正しくして深き時は、武士は高祿を得て大に名を起すべし、出家

は高僧となりて法弟をも多くもち、町人農人は運強く家業繁昌し、女子は善き良人をもつ等と稱して之を吉相とす、若し之に反して三紋淺く或は正しからざるものは、何事も遂げ難く、一般に凶相とす尙ほ此紋に黄紅紫の三色の相あることを論じ、之に就て吉凶を判するあり、其他指の節々の間に一々名稱を與へて判する方法あれども、是れ皆論ずるに足らず、又爪相の吉凶を判する方法あれども、煩はしければ之を略す、其他全體の相貌に就て壽相、富相、貴相、威相、厚相、清相、古相、孤相、破相、惡相、貧相、夭相、死相等の傳あれども、是れ亦繁雜なれば之を略すとす、唯左に萬曆大雜書三世相大全に述べある見相心得祕傳を掲げん。

先づ人に對して其形容を見るに心得あり、其人肥て肉をあらはさずと云は、肉のしまりたるを云ふぶた肥はあし、と知るべし、瘦せて骨をあらはさぬは貴ぶなり、坐に着てすはりたるかたち大山の如く、久しく坐しても動かざるやうに見ゆるは福人なり、心正しく一生衣食に不足なし、坐して總身足膝などをふるひ動かすは、俗に貧乏ゆるぎと云ひて、大に惡し必ず貧なり、坐して膝がしらをすほめる人は、必ず心さだまらず住處動くなり○坐して膝がしらをひろげる人は、望大にして散財す、元來ふしまりなる人にて、よく他の身の上をのみこみ、世話をやく人なり、○坐して居合ごしなる人は分別なく、心の落つかぬ人なり、○坐して尻のをちつかぬは、住處動き家業の定まらぬ人なり、○坐して居なり正しく尻のをちつき、威儀となふ人は大福力あり、○坐してさびしく見ゆるは貧な

り〇坐して横たいに見ゆるは火難に逢ふしるしなり、能くかんがへて見るべし。
之等の相法中には多年の経験によりて考定せられ稍と道理に合するものなきにあらざれども、今日
相家の喋々する所のものは多くは妄説に基けることなれば、世人は須らず其言に迷はざるやう注意せ
んことを要す、面相及び全身の舉動に關して相するが如きは、最も其術を得易しと雖も、手相、足
相等に至りては縦ひ精神と幾分の關係のあるにもせよ、人力を以て之が判断を下さんことは到底望む
べからざることなり、故に掌紋について吉凶を察するが如きは、勿論不合理として排斥せざるべ
からず。

第五十一節(人相結論) 今日世間に傳ふる所の相法は、甚しく妄誕不稽の部分を混入すと雖も、人
相其物に至ては心身相關の理に基き、必ず其道理を存する者なり、是を以て古來英雄、豪傑、聖人、
君子には各々一種の相あり、之に反して強盜、大賊、惡徒には又一種の相あり、決して欺き難し、人相
早學第一篇の序に曰く。

それ堯の眉は八采を分ち、舜の目には重瞳あり、大禹の耳には三漏あり、成湯の臂には四肘あり、
文王は龍顔にして虎の眉、漢高は斗胸にして隆準なり、周公の反握は典周の相なり、重耳の駢脅は
霸晋の象なり、常人の相貌古聖の英姿に比すべからずと雖も、不凡の相に奇形異骨あるときは、常
人にも其分に隨ひ、貴賤吉凶の相あることを知るべしと。

斯の如く特殊の相ある外に貴人一般に通ずる相あり、聖人には聖人一般に互れる相あり、
盜賊、惡徒みな各々一般普通の相あり、之相によりて人を判するときは大抵其實を失はざるものなり、
怪談諸物語と題する書中に、心身相關の一例を示して曰く。

中比宅磨法眼と云ふ繪師あり、常に牛を圖く事を好めり、或時筆をもちながら居睡りしを物のかけ
より見れば、宅磨が形牛に變じたり、したしき友なりければ、いつぞやのゆめすがたを告しかば、
我他念なく一心に牛を好みて圖く故にかたちまでも、其物にうつりけるにや、色心不二の理は萬法
の至極と聞にたがはず、はじめに慚愧改悔の心を發し、あけくれあみだの尊像をゑがきけるに、年
經て後ふしたるかたち佛の如く、胸より光明をあらはせる事たびたびなりしかや、今にたくまが
彌陀とて靈佛のひとつなり。

右の繪師が一心に牛を畫かんと欲せしより其念、形に表はれて牛の相を呈せりとは、是れ全く思内
にあれば色外に形はるの道理に因るものなり、故に予は謂はん、人相學は心學者等の専ら研究すべき
ことにして、他日之により新に確乎たる、規則を考定するに至らば、其世を裨益すること必ず大なら
んと、又牛馬問答と云へる書に人相の事を論じて曰く。

或人の曰、人相の説其原不詳大抵、戰國の比より權輿す、おもふに、形を相するは心を論ずる
に若かず、故に荀子非相篇を作て、是が爲に惑ふものを訓ゆ、日本にも近世此術さかんにして、文

盲淺陋なる輩かゞみを揚て人の貴賤禍福を云ふ、其趣を見るに、一身を以て衣服の精粗に依て禍福
 たちまち門をこにし、富人は貴し、賤しき人は常に凶なり、人に益なきもの歟、予が曰、其術
 に拙ふして售て錢を求るもの、何ぞ相者のみならんや、其庸下なるを見て一切に是を破す一枝の枯
 たるを見て其幹を伐るに異ならず、其術の妙なる人に逢は益有べし、不可なるものによらば笑ひを
 開くべし、又一切に相法を破すとも、正心誠意にし陰徳を行はゞ是相せずして吉、今も奇なるもの
 有り、予親しく是を見る、むかし宋元の間、鬼眼と云者あり、一人彼に至る、鬼眼是を指て曰、公
 は大に富人なり、然れ共惜哉中秋の前後三日の内命數定めり、客懼れて歸る、時に八月の初なり、
 楊子江と云處に舟を止む、江の濱を見れば一婦人天に仰て大にさげぶ客故を問へば婦人曰、我夫は
 小本錢をもて賣買し、家に歸れば本錢を分て我に渡し、利分を以て日用とす、常にかくの如し、今
 我其本錢を失ふ、身のおき處なきのみならず、夫に面を合す可き申譯もなし、故に此處に身を沈め
 んと云、客歎じて曰、金錢をもて人の命は買ふべからずとて、失ふ所の一倍をあたへて、家に歸り
 鬼眼が云處を父母に告、親戚故舊相集りかなしむ事はかりなし、扱命つくるの日を待につゝがなし、
 終に年を越れども不死、故にまた他に行き彼楊子江の岸に登れば、去年錢を與し婦人小兒を抱て來
 るに途中に遇ふ、婦人禮拜して曰、去年君の御恩かふふりしよりまもなく此兒を産し、親子よびひ
 をながらう事再生の御恩忘れ申まじと、感歎して謝す、夫より鬼眼に至れば、鬼眼驚て曰く、公は

中秋に何ぞ死なざる、詳に形色を見て笑て曰、是陰徳の致所なり、必ず一老陰少陽の命を救ふな
 らんと、客其術を奇とす、此類多く古書に見ゆ、古人我を欺くにあらず、精しき人に逢て後信すべ
 きのみ。
 右の例によれば眞に人相術の妙に達したる人は、如何なる未然の出來事をも知り得べきが如く論ず
 れども、是れ甚だ疑はしきことにして、人相を偏信するものと謂ふより外なし、蓋し相貌によりて内
 状を察知することを得と雖も、人の精神思想と全く關係なき、外部の出來事は之を前知しうべき、理
 なければなり、嘗て或相者あり一人を相して曰く、何年何月何日には必ず死すべしと、其年月日を一
 定して告げしかば、該人は一に其言を信じ、乃ち右の月日までに己が死亡の用意を爲し、我一切の財
 産は皆右の年限までに蕩盡して、一錢の餘財をも遺さざるべしと決心し、夫より一身の酒食榮華に金
 錢を用ふるは勿論、其餘は人に施し貧民を救ひ、以て死日の至るを待てり、而るに該年限に達するも
 毫も身體に異常なく、翌日に至るも尚ほ依然として生存せり、此に於て始めて相者に欺かれしことを
 曉り、憤然大に之を詰らんと欲して相者の家に到る、相者忽ち其答辯に困じ、工夫一番、頓智を出し
 て曰く、氏は先年判断せしが如く必ず昨日に死すべき命數なれども、尚ほ今日まで生存するは、他に
 之を動かすべき原因ありしこと疑なし、蓋し之れ他人を救助し慈惠慈善を施したるに由れるならんと
 其人答へて曰く、既に死日の一定せしを以て、死後に金錢を遺さん必要なしと惟ひ、貧民に遺ふ毎に

多少の施與をなして之を救へりと、相者は是に於てか得々として説いて曰く、之れ實に氏が命をして長からしめし原因なり、若し斯る慈善を施さずば必ず豫定の日に死すべき命數なれども、其功に對し天特に氏の命を延ばし、なりと云へりとぞ、願ふに今日相家の判斷には必ず此類の事多からん、之れ豈妄誕の甚しきものにあらざるや、故に今日世上相家の言固より盡く信すべからず、之をして斯る妄誕を去り、道理に合せしめんには更に心理學の原理に考へて、學理的に方法規則を定めざるべからず然るに從來世間の相者は種々の妄誕無稽の言をなして毫も顧みる所なきより、既に荀子の如きは往昔に於て、非相篇を著して之を排斥せり、其中に曰く。

人の形狀顔色を相して而して其の吉凶妖祥を知る、世俗之を稱する古の人有人有ること無し、學者道はざるなり、故に形を相することは心を論ずるに如かず、心を論ずることは術を擇ぶに如かず、形は心に勝たず、心は術に勝たず、術正しうして而して心之に順へば、則ち形相惡しと雖も而も心術善ならんか、君子たるに害無く、形相善しと雖も而かも心術惡しからんか、小人たるに害無きなり。

又曰く、長短小大善惡形相は吉凶に非らざるなり。之れ實に荀子の卓説にして、人相により其人の心と全然關係なき、將來の吉凶禍福を前定すべきに非ざることは、予も信じて疑はざるなり、但予は心身相關の理に基づきて、外貌より精神内部の事情を判定する法を考究せんと欲す、今日にありては心理學上精神作用の分析既に明かなれば、之に對し

て一定の人相の配合を究め、智に對する相貌は如何、情に對する相貌各々如何を考へ來り、以て一定の規則を設くべきなり、近世西洋に傳ふる骨相術の如きは稍々此分析法に基けるものなりと雖も、骨相よりは寧ろ面相に於て精神の真相を察知しうべきものなれば、將來益々研究を進めて、智情意の各心性作用の配合を衆人の面相上に定めんこと、是れ予の切に望む所なり。

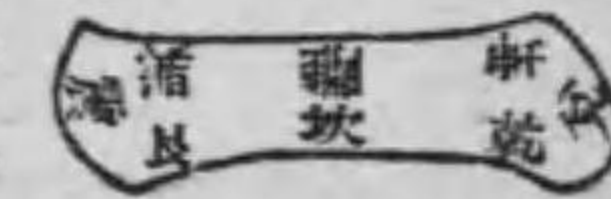
第五十二節(墨色) 相法には直に形體について相するものと、舉動に就て相するものと二種あることは、前既に之を述べたり、然るに他方より觀るときは、直接に相するものと、間接に相するものと二様ありて、右に擧げたる身體の相貌及び舉動に就て直に相するものは所謂直接的相法なり、之に對して、心内の狀態を他物の上に轉寫せしめ、是に由りて相するは則ち間接的相法なり、此間接的相法に墨色と名くる一種の相法あり、其法は人をして文字を畫かしめ、是により間接に該人の心性を相するものなり、又手若くは足の印迹を見て、是により相する方法あり、若し小兒の如き文字を書すること能はざるものを判せんとせば、其手若くは足を灰の如き物の上に印せしめ、其遺迹について相するなり、然れども世上多く用ふる所は手跡に就て判定する方法なれば予は是より、墨色の起原及び方法を述べんとす。

さて墨色の起原は墨色小笠と題する書中に出でたり、即ち左の如し。
墨色は即相字の法なり、なほ析字、相印、相押字等數種の術あり、相字の法は、百家名書に載せたる

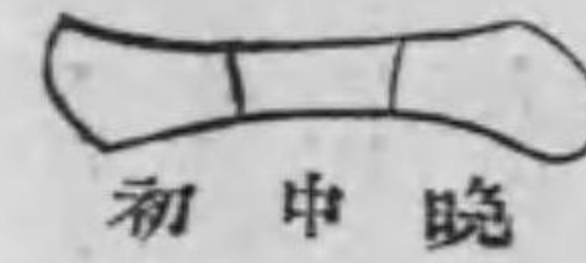
相字心法あり、人に文字を書しめ、其字劃を見て、其人の吉凶を斷ずる術なり、謝氏なるもの此術に奇なるよし記せり、又明の胡文煥が書る錢塘副墨にも相字の事あり、析字の法は、左傳の亥に、有二首六身と云に權輿す、相印の法は魏志の許允が傳の註に相印書に曰く、相印の法は本と陳長文に出づ曰く、本と漢の世に出づ、相印相笏經有りといへたる是なり、相押字とは、いはゆる書判を相する術なり、この術は、郭若虛が畫論に、世の押字を相する術の如き、之れを心印と謂ふ本と心源より成形の迹を想ひ、迹と心と合す、是れ印と謂ふ。また南郭遺契卷の九に今按するに、吾邦の俗間、亦押字を相する有り、未だ何れの時に始まるを知らず、畫論に云ふが若くんば、則ち郭の時已に之れ有り、而して漢世の相印は花押に非ずと雖も、其の術の由る所し蓋亦舊しなど見えたるこれなり、しかれば墨色の權輿またひさしといふべし、此術吾邦にて用ひせし事は何の世の事ならん、唯雜々拾遺に後醍醐天皇の御時、天文博士安倍有宗入道、人の判の形を見て其人の吉凶を占ふに、違ふところなかりしよし、しるせり、此有宗入道は晴明が十五代の孫と聞えしかば、其祖先より承傳へし所ありし事にや、又此術有宗入道に始れることにや、其始はいまだ詳ならずと、先賢新井白石の説なり、花押の事は、花押藪に、天子の御花押は、後深帥帝已來、人臣の押字は、參議藤原の佐理卿已來を載たれども、既に令に天子御畫のこと見えたれば、其始もまたひさしきことゝしるべし、又其方法は、墨色傳と名くる書中に示せるものを轉載すべし。

先硯を清め、清淨の泉をうつし、清き墨筆を以て硯に向ひ、其占ふ事の由を必中に唱へて、墨をすりて、奉書杉原の類、墨うつりよき紙に一字を引て吉凶を占なり、併ながら、占事を一すぢに思つて、唯無念無想に引べし、たとひ墨かするとも、繕ひなどすることあし、もし遠方へ行く人の生死か、久しく逢ぬ人のことか、病人のよしあし、又は下人等の新參にかゝる時、其人の氣性のよしあし等、人の事にも占時は、其本人の心を以て一字を引べし、同時同筆にて引し一字と雖も、其品のかはりしは、皆墨色替りて、委しく吉凶虚實をあらはすなり、人より墨色持來り占時は、我心を無念無想にして、墨色に心をとめ、八卦、六神、六府、筆形、十二形、陰陽、浮沈、潤滯、清濁、輕重、厚薄を委細に考へ、吉凶をうらなふこと肝要なり。

此方法は無念無想を以て一心を込め、嚴肅鄭重に行ふべきやう示せるは、大に理由あることと謂ふべし、凡そ人の精神を外物に寫さんには餘念を交へず、一心に一事のみを念はざるべからず、且つ其方式の鄭重なるは人をして信仰心を起さしむる手段なり、故を以て墨色小笠には、机の高さに至るまで一定の規を設け、前は五寸五分、後は六寸二厘とし、又筆軸の長さは小は六寸、中は七寸、大は八寸となせり、是等は皆人をして信仰を深からしむる手段に外ならざるなり、次に其判斷には文字の上八卦、六神、六府等の名目を付し、之を文字の各部に配當して判斷を下すものなり、今左に八卦及び五行を、一なる文字の上に配當せし圖を示すべし。



此八卦を配當したるものを八宮の圖と稱し、其各部について考ふる一定の規則あり、例へば「乾宮に滞り又は墨色悪く、或は缺るか、何れあしき事有は、口舌あるひはあらそひ事出來るなり、高位貴官父兄老人、すべて目うへの咎か又不和なり、また吉色にて能しまれば、目うへの引立有て、物の頭となる、」の如く各宮みな夫々の解釋ありて、是に由り判断を下すなり、若し又一人の一代に於ける吉凶を判定せんと欲せば一なる文字を三部に分ち、之を初中年晩年として、其各部につき吉凶を判するなり、今左に墨色傳に示せる圖解を掲げん、



人一代の運氣を考ふるは、この初中晩の三つにて分つべし、人十五までは初年なり、四十までは中年なり、四十より晩年なり、

又墨色には環を畫かしめ之に就て判断する方法あり、其周圍を八所四門に分ち、其各部に命名すること左の如し、

八所外圖



四門內圖



八所の説明に曰く、如し此虎頭より書初る人は、短氣にして、強氣を以て無理に事をなさんとする氣質ある人なり、よく試見るべしと、南山以下之を略す、次に四門の説明に曰く、天運はほそく墨にじます、清くして、自然に美なるを住とす、若墨にこり、又はかすりて彩なく、筆勢断るが如は皆凶とす、仕官は君に離るゝ事あり、諸人概父母につきて難ありとすと、以下之を略す、若し又此環について年限を知らんと欲せば、上の如き圖式に依るなり、

凡墨色にてその人一代の盛衰禍福を見る事は、至てあきらかに察知するの法あり、先其人に示して一圓を書せて、年限を配附す、圖の如く一圓の中に井の字を、爪形



にて條理をつけ見れば、其當る年の吉凶を知るなり、墨散漸たる年は必辛苦艱難の事あり、以上の判断は固より妄誕不合理のものと看做さざるを得ず、且つ之に年限を配當して、生涯の吉凶禍福を豫知しうることを唱ふるが如きは妄誕中の妄誕なり、蓋し筆迹は多少人の性質を摸寫するものなれば、是によりて精神の如何を判定するを得べしと雖も、彼の精神とは直接の關係なき、外界より來れる吉凶禍福を判定すべき理は決して之あるべからず、是の故に予は此方法をも改良して、今日の學理に基ける一種の規則を考定せんことを望むものなり、

又世に折字法と名くるものあり、其方法は例へば「董」の字を折りて「冠」を除くときは、千里の二字となり、又合の字を折りて「人一口」となすか如き類にして、是により吉凶の出來事を判断せんとするものなり、是れ一層妄の妄なるものにあらずや、我邦にても「いろは」に就て折字の判断ありと見え、之を掲げたる書あり、其「い」の字の解に曰く、もと「い」の字とす、以「い」の字の形は一人あふぎ、一人ふし、中に一點あり、容あふぎ主のぞむ、夫いざなひ婦したがつ、中に一物の争ふべきあり、百事吉兆、財丁を催すことありとす、主客の墨色の善惡を見て、よくく禍福を斷すべし、云々以下之を略す、又字劃の數を五行に配當して吉凶を判するものあり、其配當法は左表の如し、

水性	凶	吉	金性	凶	吉	土性	凶	吉	火性	凶	吉	木性	凶	吉
	一三畫	三四五畫		三四畫	一二五畫		四五畫	一二三畫		二五畫	一三四畫		一七穴	三五九穴
	凶	吉		凶	吉		凶	吉		凶	吉		凶	吉
	一三穴	五七九穴		三九穴	一五七穴		五九穴	一三七穴		五七穴	一三九穴		一七穴	三五九穴

一は土の數、二は金の數、三は火の數

四は木の數、五は水の數としるべし

斯の如き説に至りては其妄誕言語に斷えたり、古來墨色の法中にて最も用ひらるゝものは、人をして一なる文字を書かしめ、以て吉凶を判定する法是なり、墨色指南と題する書中に其理由を示して曰く人胎内にある時は大極なり、生れて始めて日月を見て父母を知る、是陰陽を知そむる者なり、一より起りて一に止まるは天理なり、故に一の文字を以て人の願望又は運不運、住所變宅、婚姻、産婦、待人

すべて吉凶を別るものなりと、總じて右等の説明は支那の陰陽五行説に基きしものにして、陰陽の理は妄誕にあらずと雖も、之を應用するに當りては概ね妄誕に陥り其如何の理なるかを知らざるに苦しまざるはなし、

又印字に就て吉凶を相する方法あり、始めて漢の世に起り、相印經と名くるものありと云ふ、印判秘訣集に據るに、五を相する方法は七點五位を設けて判斷を下すものなり、五位とは木火土金水の五行にして、七點とは命運點、愛敬點、福德點、住所點、智慧點、眷屬點、降魔點是なり、其説明は右秘訣集に詳なれども、茲に必要なれば之を略す、吾園隨筆卷の二に印相を記して左の如く云へり、俗人名印を刻す、動もすれば印相の佳惡を論じ、印文の平正を喜び、上下左右断えて而して續かざるを忌む、印相は西土にも亦之れ有り、虞世南の北堂書抄に曰く、相印の法は本と陳長文に出で、以て韋仲將に語く、印工楊利、仲將に従て法を受け、以て許士宗に語け、私に以て吉凶を占ふ、十に八九を中つべし、仲將、長文に問ふ、誰に従て法を得たる、長文曰く、本と漢の世に出づと、見るべし、拘忌家の情、古今東西期せずして而して同きことを、

以上之を要するに、書は多少人の性質を表はすものなれば、手跡墨痕によりて幾分か其性質を判定し得べしと雖も、未來の吉凶禍福に至りては決して前定せらるべきものにあらず、是れ其精神性質にのみ關係するものにあざればなり、故に予は此相法を改良せんと欲し、先般筆跡鑑定法を設けて目今

その試験に従へり、

第五十三節(家相) 既に人相を講述し終りたれば、是より家相の事を述べざるべからず、家相と人相とは大に其性質を異にし、人相は人の身體に固有せる生來の狀貌に就て判するものなれば、縦ひ不吉の相ありとも隨意に之を變ずること能はず、然るに家相に至りては、若し不吉の相あれば人意を以て或は之を改築し、或は移轉して避くることを得べし、以下家相の可否得失を評論する前に、其起原及び方法を略述せんとなす、

抑々家相の起原は極めて古きものにして、支那に於ては黃帝より起り、日本にありては遠く神代より始まり、即ち家相圖説に載する所左の如し、

素盞烏尊、八雲立其瑞現を仰觀、俯て其地の靈なるを察し玉ひ、八重垣を造しめ玉ふ、又神代卷に天兒屋命太占を以て仕へ玉ふとあるも、強ちに大己貴尊の御行跡を未審り占ひ玉ふ而已に有べからず皇尊の御爲に御舍居地の設、其吉凶考察、太占を不用して何ぞ忽せに仕玉はんや、又漢土においても、室宅を相するの法黃帝より起て、既に周公且洛陽經營の時、中央八方位の理を審にして、宮室の設其準繩を布き玉ふ事、尙書に見えたり、又佛説には如來に三十二相具る事を説、或釋尊王舍城より良方位を撰で龍巖山を開き、尙壬午の日を以て佛閣の上棟を營み玉ふ事、玉兔集に載る所なり、且又日本紀に曰く、推古天皇十年冬十月、百濟僧觀勒來仍貢曆本乃天文地理書云

云、然して上宮皇太子、太和の國班鳩の宮において、臣下大友村主、太陽胡史祖玉陳、山背臣日立等に仰せて、其貢する所の書傳を學しめ玉ふ事、太子傳曆に見ゆ、居地屋宅を相する事太古より其法有之といへども、茲に於て其傳を大に委しふす、依て以て後世の今に授傳る事を得たり、是皆太子の餘光と謂べし、

又家相秘録の序には、家相は其本源は兵書にありと云へり、其言に曰く、

夫家相とは家宅を五行に配當して吉凶を考ふるをいふ、其原兵書より出で、陣法にもとづけり、かの臥龍が蜀主を輔て吳魏を苦しめ、豊臣家の四海の蜂起を破つて天下を治め給ひしも、皆是陣法の正しきが故なりと、

又家相の人事と關係あることに就ては、左の二書に示せる所を掲げん、

黃帝宅經に云、地善れば苗しけり、宅吉なれば人榮ふ、又云、宅の吉なるは「たとへば相あしき人もよき衣裳を着る時は、衣裳の神彩その一半をそふるがごとし」と、三才發秘に云、夫宅は人の身を修め、命をやしなふの根基にして、細事にあらず、晝は則ち其内に飲食し、夜は則ち其内に臥し上は先祖を祭り、下は代々のよつぎを立る所にして、人生のよる處これより大なるはなし、豈ゆるがせにすべけんや、又相宅の法は聖人の制作し給ふ所なり、夫また何ぞうたがはんや云々、

又人相と家相との優劣について、家相秘録に左の如く説明せり、

人相は其人一人に限りて善惡を辨じ、宅相は其家に住人いくばくの人數たりとも、上下おしなべて其家の善惡について吉凶禍福をうる事、必定の理なり、然るに人相は其相ありきとて、あらためかゆる事ならざれども、住宅のあしきはあらためなほすことやすし、わづかの小窓一株の樹木たりとも、其善惡によつて住む人の禍福盛衰をなすの類ひ、あけてかぞへがたし、殊更新宅をつくり、あるひは舊宅を移しかゆる人々など、其宅の善惡吉凶を能よく考へて、災をまぬがれ幸を得るやうに、はからふべき事肝要なり云々と、

然れども是れ果して家相の人相に優るか、或は却て其劣る點なるかは、即時に斷定し難し、又家相に虚實の二種あることを同書に示して曰く、

黃帝宅經に云、宅に五虚あり、宅大にして人すくなく、門大にして内ちひさく、墻院まつたくと、なはず、井戸かまど其所を得ず、宅ひろく、家すくなくして、空地甚だ多き、此五つを五虚と云、宅小にして人多く、宅大にして門ちひさく、墻院まつたくしてよく調ひ、宅地次第よくして廣過ぎ、宅水順にながる、此五つを五實と云、五虚の宅は住人次第に貧ならしむ、五實の宅は住人をして次第に富貴ならしむ、又清の石天基が曰、人多くして屋少きは、これ人宅に勝て吉とす、屋多くして人少きは、これ宅人に勝て吉ならず云々と、

家宅の相法には家宅全體に就いて考ふるものと、其各部に就て相するものとあり、門、窓、竈、井戸、